

第3次岡山県廃棄物処理計画

～より良い環境に恵まれた持続可能な循環型社会へ～

平成24年2月

岡山県

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨等 | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 第2節 計画の位置付け..... | 2 |
| 第3節 計画の期間..... | 4 |
| 第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針 | 5 |
| 第1節 計画の基本理念..... | 5 |
| 第2節 基本方針..... | 5 |
| 第3節 基本施策の方向性..... | 5 |
| 1 排出者（事業者）責任の徹底・強化..... | 5 |
| 2 排出抑制と循環的利用の推進..... | 5 |
| 3 適正処理の推進..... | 6 |
| 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進..... | 6 |
| 5 廃棄物情報の共有化と相互理解..... | 6 |
| 第3章 一般廃棄物 | 7 |
| 第1節 一般廃棄物の現状と課題..... | 7 |
| 1 ごみ処理の現状と課題..... | 7 |
| 2 第2次計画の目標の達成状況..... | 19 |
| 3 し尿処理の現状と課題..... | 21 |
| 第2節 一般廃棄物の将来予測と目標..... | 26 |
| 1 ごみ総排出量の将来予測..... | 26 |
| 2 ごみ処理の将来予測..... | 27 |
| 3 一般廃棄物の減量化の目標..... | 28 |
| 第3節 目標達成等に向けての取組..... | 30 |
| 1 排出者（事業者）責任の徹底・強化..... | 30 |
| 2 排出抑制と循環的利用の推進..... | 31 |
| 3 適正処理の推進..... | 34 |
| 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進..... | 36 |
| 5 廃棄物情報の共有化と相互理解..... | 39 |
| 第4章 産業廃棄物 | 41 |
| 第1節 産業廃棄物の現状と課題..... | 41 |
| 1 排出量の現状と課題..... | 41 |
| 2 処理の現状..... | 44 |
| 3 広域移動の現状..... | 48 |
| 4 産業廃棄物処理施設等の状況..... | 50 |
| 5 監視指導等の状況..... | 52 |
| 6 第2次計画の目標の達成状況..... | 53 |
| 7 産業廃棄物処理に関する課題..... | 54 |

| | |
|--------------------------|-----------|
| 第2節 産業廃棄物の将来予測と目標..... | 56 |
| 1 排出量の将来予測..... | 56 |
| 2 処理の将来予測..... | 59 |
| 3 産業廃棄物の再生利用等の目標..... | 60 |
| 第3節 目標達成等に向けての取組..... | 62 |
| 1 排出者（事業者）責任の徹底・強化..... | 62 |
| 2 排出抑制と循環的利用の推進..... | 63 |
| 3 適正処理の推進..... | 68 |
| 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進..... | 70 |
| 5 廃棄物情報の共有化と相互理解..... | 71 |
| 第5章 計画の推進..... | 73 |
| 第1節 関係者の役割..... | 73 |
| 1 県民の役割..... | 73 |
| 2 事業者の役割..... | 74 |
| 3 処理業者の役割..... | 75 |
| 4 市町村の役割..... | 76 |
| 5 県の役割..... | 77 |
| 第2節 計画の進行管理..... | 78 |

資料編

| | |
|------------------------|------|
| 1 制度、施設等の紹介（五十音順）..... | 資- 1 |
| 2 その他参考資料..... | 資-10 |
| 表Ⅰ 廃棄物の種類..... | 資-10 |
| 表Ⅱ 一般廃棄物処理状況..... | 資-13 |
| 表Ⅲ 一般廃棄物処理施設..... | 資-15 |
| 表Ⅳ 産業廃棄物処理状況..... | 資-20 |

第 1 章 計画策定の趣旨等

第 1 節 計画策定の趣旨

本県では、「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」を基本理念におき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）及び国が定める廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 13 年 5 月環境省告示第 34 号。以下「国の基本方針」という。）に基づいて、平成 19 年 3 月に第 2 次岡山県廃棄物処理計画（平成 18～22 年度）を策定し、県内における廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理に関する施策を展開してきました。

その後の我が国の状況をみると、数次にわたる廃棄物処理法や各種リサイクル法の改正等の対策は、相当程度の効果はあったものの、廃棄物排出量のさらなる削減や、不適正処理等への対応が強く求められており、また、近年は、世界的な資源制約の顕在化や、地球環境問題への対応も急務となっています。さらには、東日本大震災を契機に大量生産、大量消費の見直しをはじめ、環境に対する関心、意識の高まりが見られるところです。こうした今日的な様々な状況変化に対応し、諸課題の解決を図るべく、循環型社会への転換をさらに進めていく必要が生じています。

一方、県においては、平成 15 年 4 月に産業廃棄物処理税を導入し、その税収を不法投棄対策の強化等の施策に活用するとともに、平成 16 年 3 月に国の承認を受けた岡山エコタウンプランに基づく各種事業を実施してきました。また、平成 20 年 3 月には新岡山県環境基本計画（エコビジョン 2020）を策定し環境行政に取り組んできました。

第 3 次岡山県廃棄物処理計画は、これまでの取組により循環型社会への転換が一定程度進んできたことを背景として、社会が資源循環等を基調としてより持続的、安定的に発展し、より良い環境を県民が総じて享受できる社会づくりを目指すこととし、副題として「より良い環境に恵まれた持続可能な循環型社会へ」を掲げ、第 2 次計画の目標や各施策等の進捗状況を可能な限り最新の情報・データ等を活用して点検した上で、新たな 5 年間（平成 23～27 年度）を計画の期間とし、本県の廃棄物・循環資源に関する行政の基本的方向を定めるとともに、県民、市町村、事業者、処理業者など関係者すべての指針とするものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に即して定めるもので、策定に当たっては、上位計画である第3次おかやま夢づくりプラン、新岡山県環境基本計画（エコビジョン2020）等にも配慮することとします。本計画の位置付けと循環型社会形成推進のための法体系は、次のとおりです。

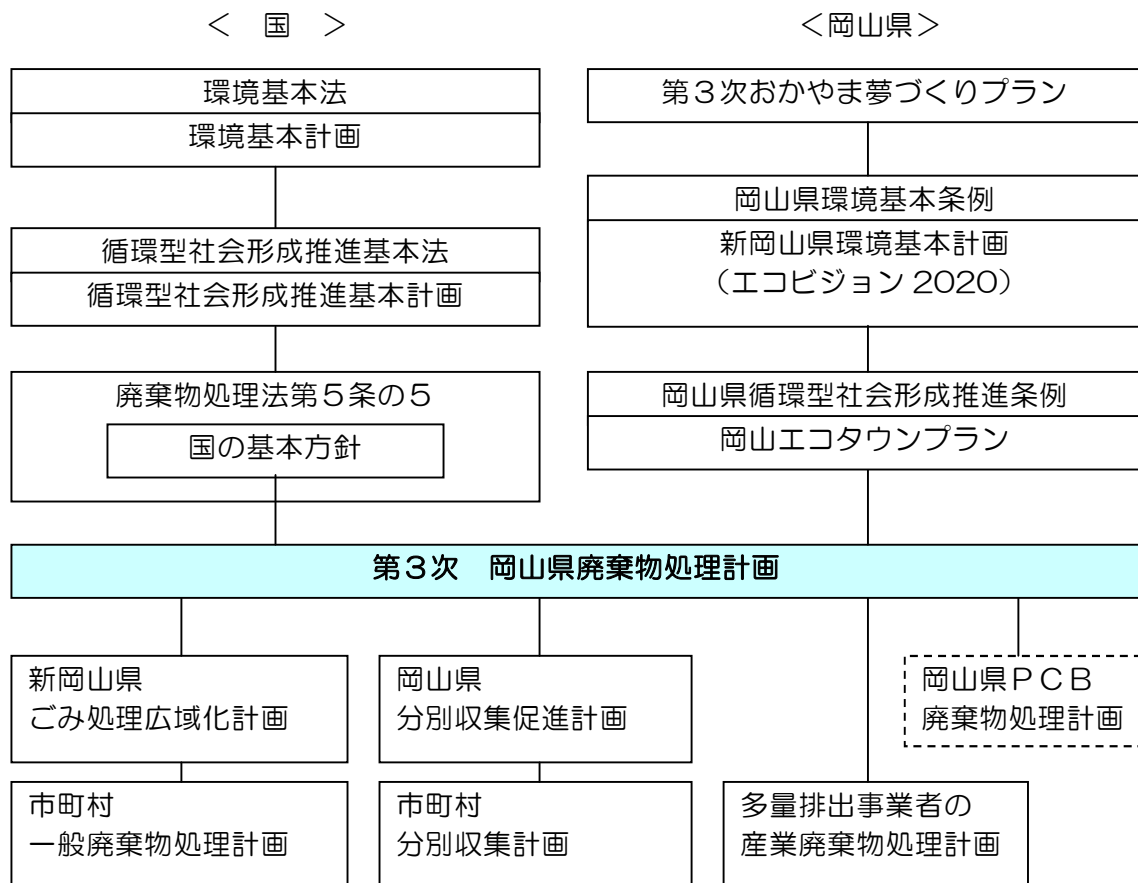


図 1-2-1 廃棄物処理計画の位置付け

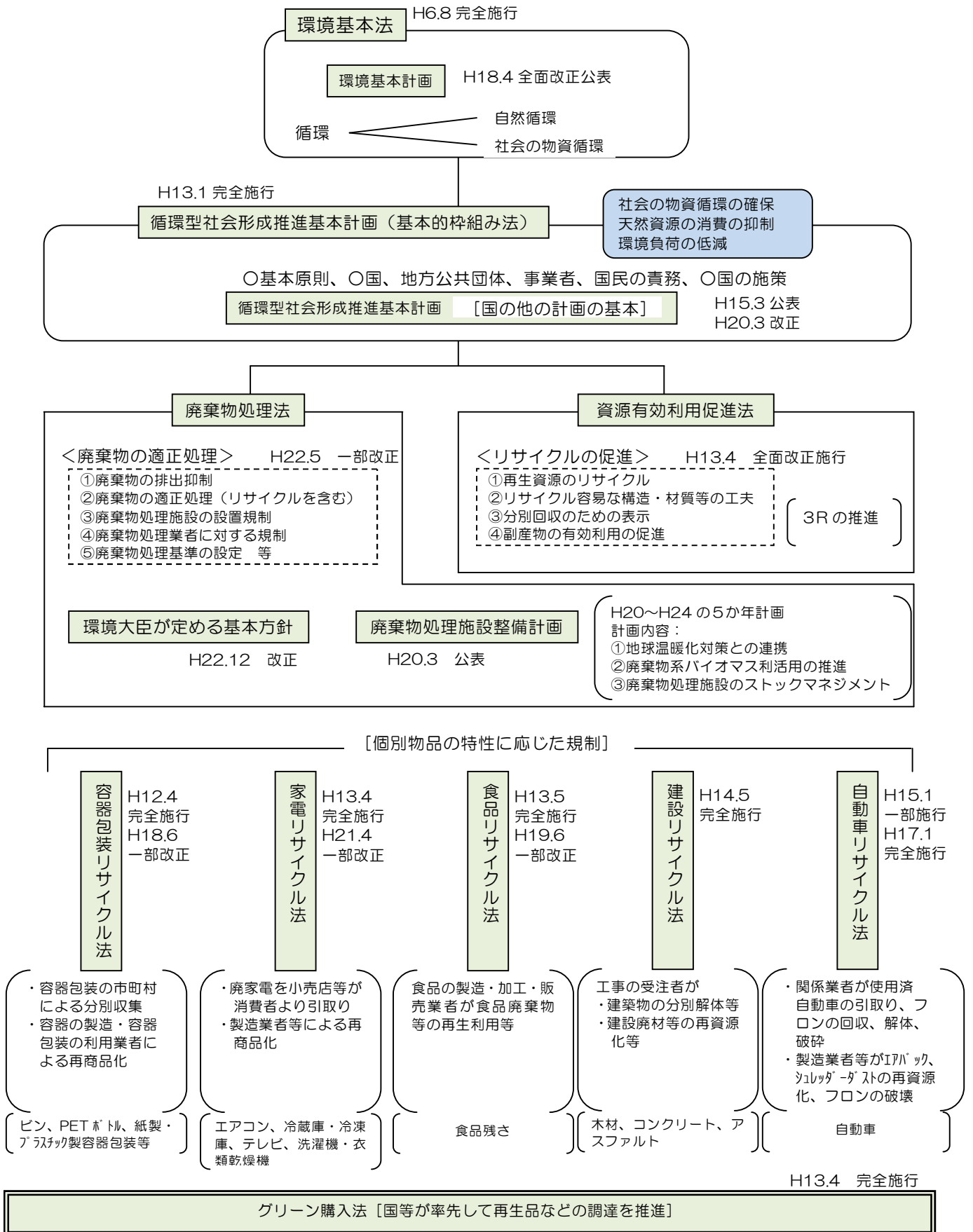


図 1-2-2 循環型社会形成推進のための法体系

第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成 23(2011)年度を初年度とし、平成 27(2015)年度を目標年度とする5年間とします。

なお、廃棄物を取り巻く社会情勢、法改正など本計画策定の前提となっている条件に大きな変化が生じた場合は、計画期間内であっても必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

第2章 廃棄物対策の基本理念及び基本方針

第1節 計画の基本理念

本計画は、新潟県環境基本計画「エコビジョン2020」に示された目指すべき姿「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を実現するため、基本目標の1つである「循環型社会の形成」を進めるためのものです。

計画の基本理念は第2次計画から引き続き「循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築」と「廃棄物の削減による環境への負荷の低減」の2つとします。

- 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築
- 廃棄物の削減による環境への負荷の低減

第2節 基本方針

計画の基本理念を実現するため、排出者（事業者）責任の原則を徹底し、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処理を基本とします。また、計画的な施設整備の促進及び住民・事業者・行政における廃棄物情報の共有化と相互理解をこれに加えた5つの基本方針のもとに、廃棄物対策を推進します。

- 1 排出者（事業者）責任の徹底・強化
- 2 排出抑制と循環的利用の推進
- 3 適正処理の推進
- 4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
- 5 廃棄物情報の共有化と相互理解

第3節 基本施策の方向性

1 排出者（事業者）責任の徹底・強化

廃棄物は、排出者（事業者）が自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。この考え方に基づき、廃棄物対策における排出者（事業者）責任の徹底と強化を推進します。

2 排出抑制と循環的利用の推進

環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会経済システム（循環型社会）の形成を着実なものとするため、廃棄物の排出抑制を第一とし、廃棄物（循環資源）については適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を推進します。

3 適正処理の推進

循環的な利用が行われないものは、廃棄物処理法をはじめとする関係法令の遵守、排出者及び処理事業の主体者の意識・構造改革、安全で信頼性の高い高度な処理技術の導入等により、適正処理を推進します。

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

処理・処分しなければならない廃棄物については、適正な処理体制を確保することを基本とし、必要な処理施設の計画的な整備を促進します。

5 廃棄物情報の共有化と相互理解

廃棄物処理に関する透明性を高めるとともに、県民、事業者、行政が循環資源・廃棄物に対する正しい情報を共有するため、情報提供や普及啓発活動等を通じて、廃棄物関連情報の共有化と相互理解を深めます。

第3章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物の現状と課題

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ総排出量

ごみ総排出量は減少傾向にあり、平成21年度においては693千トンと、平成16年度(801千トン)に比べ108千トン減少しています。

1人1日当たりのごみ排出量も同様な傾向で推移しており、平成21年度には971g/人・日と、平成16年度(1,119g/人・日)に比べ148g/人・日減少しています。

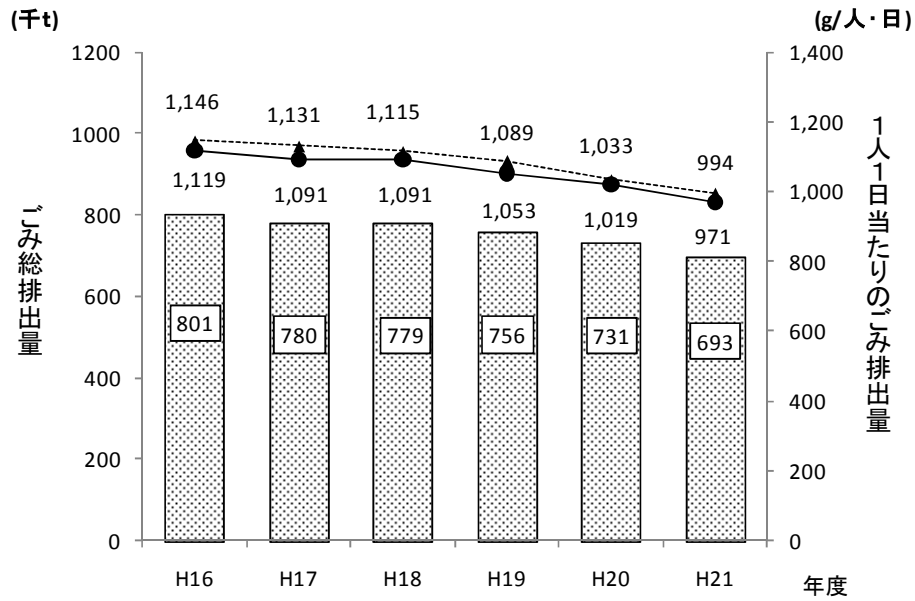
ごみ総排出量を生活系と事業系別で見ると、生活系ごみは平成16年度に対し平成21年度は79千トン(14.1%)減の478千トン、事業系ごみは平成16年度に対して29千トン(12.0%)減の215千トンと、共に減少傾向にあります。

表3-1-1 ごみ総排出量等の推移

| 項目 | | 年度 | | | | | |
|-----------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 人口 (人) | | 1,961,498 | 1,958,589 | 1,957,701 | 1,961,480 | 1,965,300 | 1,954,461 |
| ごみ総排出量 | 計画収集量 (t/年) | 656,639 | 640,581 | 639,829 | 618,201 | 597,443 | 561,226 |
| | 直接搬入量 (t/年) | 82,406 | 76,127 | 76,871 | 78,176 | 75,025 | 78,241 |
| | 集団回収量 (t/年) | 61,809 | 63,131 | 62,542 | 59,385 | 58,557 | 53,358 |
| | 合計 (t/年) | 800,854 | 779,839 | 779,242 | 755,762 | 731,025 | 692,825 |
| | 生活系ごみ (t/年) | 557,005 | 543,916 | 543,765 | 532,111 | 515,518 | 478,302 |
| | 事業系ごみ (t/年) | 243,849 | 235,923 | 235,477 | 223,651 | 215,507 | 214,523 |
| 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日) | | 1,119 | 1,091 | 1,091 | 1,053 | 1,019 | 971 |
| うち生活系 (g/人・日) | | 778 | 761 | 761 | 741 | 719 | 670 |
| うち事業系 (g/人・日) | | 341 | 330 | 330 | 312 | 300 | 301 |

備考：1)「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)」と同様とした。

2) 1人1日当たりのごみ排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365又は366



■ ごみ総排出量 ● 1人1日当たり(岡山県) ▲ 1人1日当たり(全国)

図 3-1-1 ごみ総排出量・1人1日当たりごみ排出量の推移

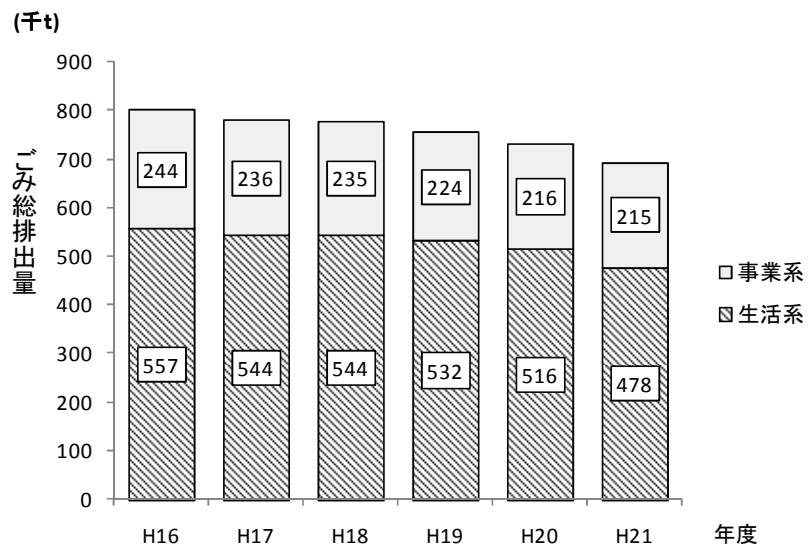


図 3-1-2 生活系・事業系ごみ別排出量の推移

(2) ごみ処理の現状

① ごみ処理の状況

平成21年度における一般廃棄物(ごみ)の総排出量は693千トンで、集団回収量を除いたごみ処理量は639千トンとなっています。そのうち、直接焼却処理された量が554千トン、破碎・選別等により中間処理された量が55千トン、直接資源化された量が15千トン、中間処理されずに直接最終処分された量が15千トンとなっています。

また、総資源化量は、直接資源化量、中間処理後資源化量と住民による集団回収量を合計して180千トンとなっています。最終処分量は、直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合計して57千トンとなっており、中間処理により減量化された量は456千トンとなります。

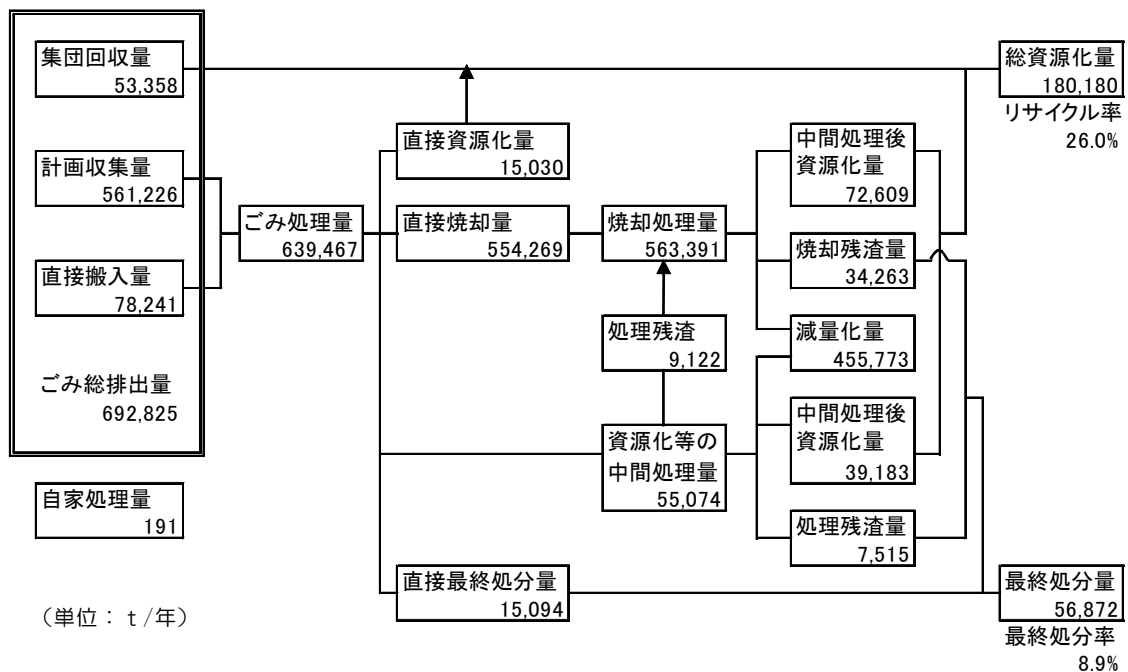


図 3-1-3 一般廃棄物(ごみ)処理のフロー(平成21年度)

ごみ処理状況の推移をみると、直接最終処分の割合が減少傾向にある一方で、直接焼却量及び資源化等の中間処理量の割合が増加しています。

表 3-1-2 ごみ処理状況の推移 (単位：t/年)

| 項目 \ 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 直接焼却量 | 633,275 | 615,203 | 618,204 | 604,262 | 588,559 | 554,269 |
| 資源化等の中間処理量 | 54,182 | 56,525 | 56,302 | 54,868 | 56,670 | 55,074 |
| 直接資源化量 | 21,617 | 19,748 | 21,435 | 18,343 | 11,791 | 15,030 |
| 直接最終処分量 | 29,971 | 25,232 | 20,759 | 18,904 | 15,448 | 15,094 |
| 合計 | 739,045 | 716,708 | 716,700 | 696,377 | 672,468 | 639,467 |

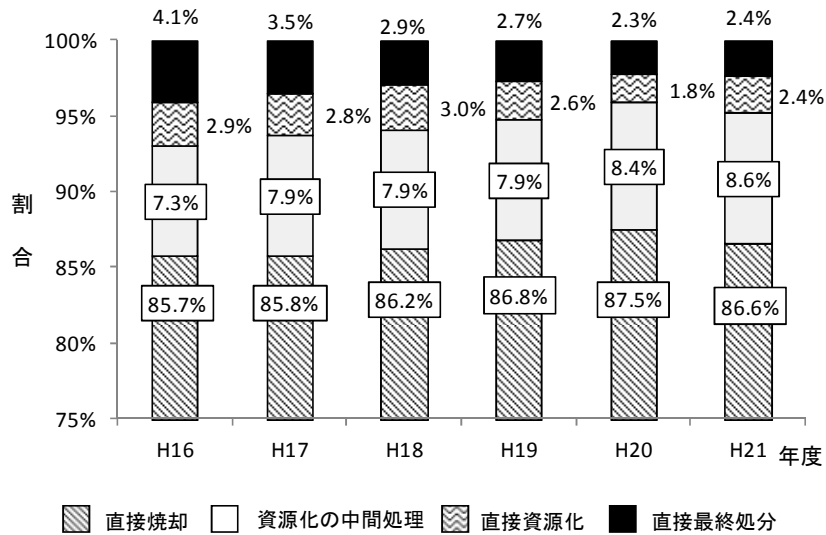


図 3-1-4 ごみ処理の割合

② リサイクルの状況

ア 資源化量の推移

総資源化量は、平成 17 年度に急増し、その後微減傾向にあります。平成 21 年度の資源化の内訳は、直接資源化量が 15 千トン（8.4%）、中間処理後資源化量が 112 千トン（62.0%）、集団回収量が 53 千トン（29.6%）となっています。

表 3-1-3 手法別資源化量の推移

（単位：t/年）

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 直接資源化量 | 21,617 | 19,748 | 21,435 | 18,343 | 11,791 | 15,030 |
| 中間処理後資源化量 | 46,407 | 117,931 | 113,774 | 108,069 | 113,778 | 111,792 |
| 集団回収量 | 61,809 | 63,131 | 62,542 | 59,385 | 58,557 | 53,358 |
| 合計 | 129,833 | 200,810 | 197,751 | 185,797 | 184,126 | 180,180 |

備考：1）直接資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設を経ずに再生業者等に直接搬入されるもの

2）中間処理後資源化量：市町村が収集し、当該市町村の中間処理施設で処理された後、再生業者等に搬入されるもの

3）集団回収量：住民団体等による回収で、市町村が用具の貸し出し、補助金の交付等により関与しているもの

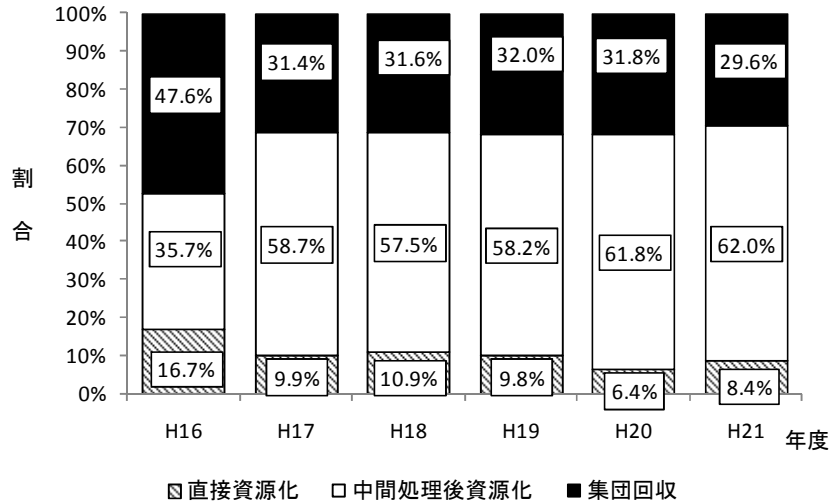


図 3-1-5 手法別資源化割合の推移

イ 品目別資源化量の推移

平成 21 年度の品目別の資源化量で最も多いのは、その他で 75千トン資源化されており、次いで紙類、金属類、ガラス類の順となっています。その他が平成 17 年度以降に増加しているのは、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等によるものです。

1 人 1 日当たり品目別資源化量の経年変化をみると、紙類は平成 18 年度をピークに減少傾向、金属類及びガラス類は平成 17 年度をピークに減少傾向、ペットボトルは平成 16 年度をピークに減少傾向、プラスチック類はほぼ横ばい状態であったものが平成 21 年度に増加しています。

表 3-1-4 品目別資源化量の推移 (単位：t/年)

| 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 紙類 | 74,444 | 79,007 | 81,084 | 75,785 | 74,003 | 70,831 |
| 金属類 | 17,568 | 18,303 | 16,975 | 14,046 | 12,923 | 12,965 |
| ガラス類 | 14,035 | 14,409 | 13,763 | 13,429 | 12,367 | 11,685 |
| ペットボトル | 5,038 | 2,399 | 2,596 | 2,709 | 2,751 | 2,588 |
| プラスチック類 | 2,972 | 2,793 | 3,070 | 3,076 | 2,983 | 3,606 |
| 布類 | 2,673 | 2,970 | 3,494 | 3,291 | 3,500 | 3,785 |
| その他 | 13,103 | 80,929 | 76,769 | 73,461 | 75,599 | 74,720 |
| 合計 | 129,833 | 200,810 | 197,751 | 185,797 | 184,126 | 180,180 |

備考：「その他」で平成 17 年度以降に増加しているのは、ガス化溶融施設の精製合成ガス、溶融スラグ等である。

表 3-1-5 1人1日当たり品目別資源化量の経年変化 (単位:g/人・日)

| 項目 | 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 紙類 | | 104 | 111 | 114 | 106 | 103 | 99 |
| 金属類 | | 25 | 26 | 24 | 20 | 18 | 18 |
| ガラス類 | | 20 | 20 | 19 | 19 | 17 | 16 |
| ペットボトル | | 7 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| プラスチック類 | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 布類 | | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| その他 | | 18 | 113 | 107 | 102 | 105 | 105 |
| 合計 | | 181 | 281 | 277 | 259 | 257 | 253 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

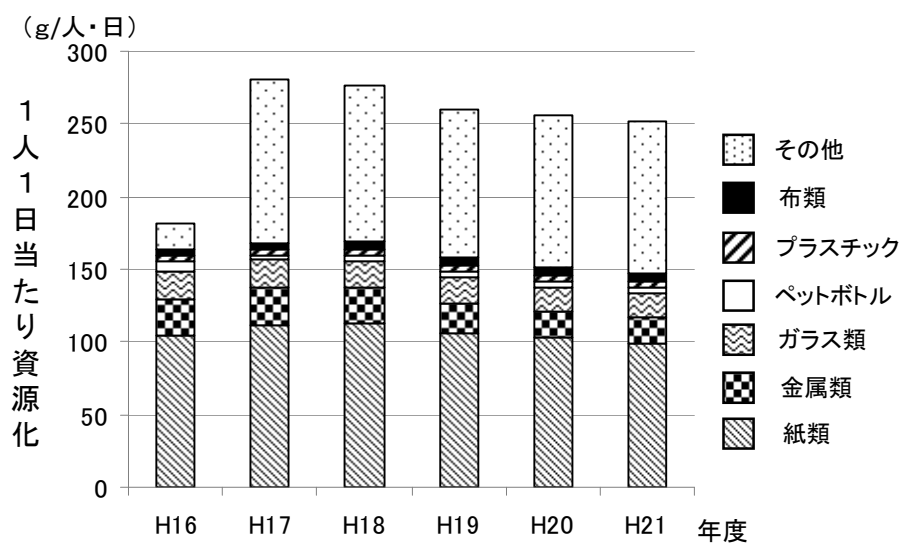
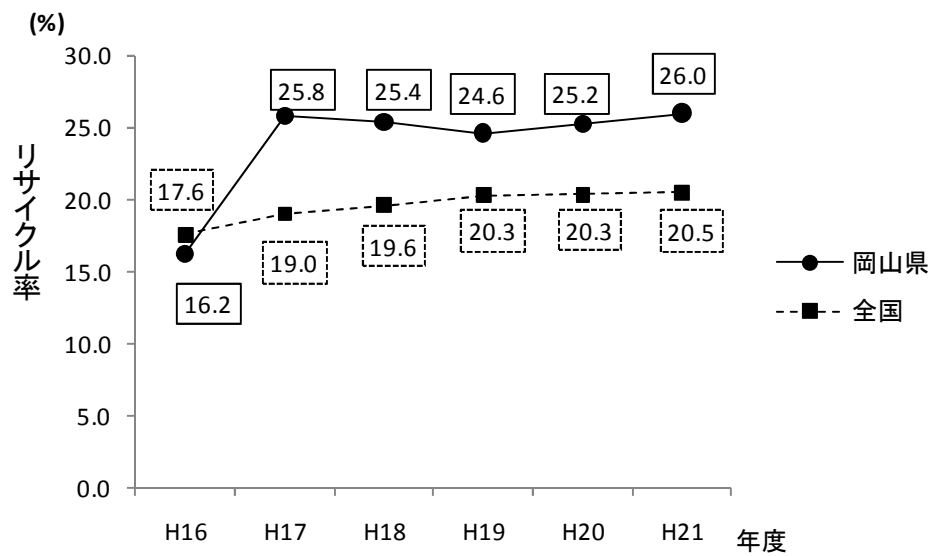


図 3-1-6 1人1日当たり品目別資源化量の推移

ウ リサイクル率の推移

リサイクル率は、平成 16 年度（16.2%）は全国平均（17.6%）より低い値でしたが、平成 21 年度では 26.0%と、全国平均（20.5%）を 5.5 ポイント上回っています。



備考：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量×100

図 3-1-7 リサイクル率の推移

③ 最終処分の状況

ア 最終処分量の推移

最終処分量は、年々減少傾向にあり、平成21年度の最終処分量は57千トンであり平成16年度と比較するとおおむね半分程度まで減少しています。

平成21年度の内訳は、直接最終処分量が15千トン(26.5%)、焼却残渣埋立量が34千トン(60.3%)、処理残渣埋立量が8千トン(13.2%)となっています。

表 3-1-6 最終処分量の推移

| 項目 | 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|---------------|---------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 直接最終処分量 (t/年) | | 29,971 | 25,232 | 20,759 | 18,904 | 15,448 |
| 焼却残渣埋立量 (t/年) | | 67,845 | 41,690 | 40,528 | 40,962 | 36,468 | 34,263 |
| 処理残渣埋立量 (t/年) | | 12,740 | 11,064 | 9,305 | 8,617 | 7,139 | 7,515 |
| 合計 | (t/年) | 110,556 | 77,986 | 70,592 | 68,483 | 59,055 | 56,872 |
| | (t/日) | 303 | 214 | 193 | 187 | 162 | 156 |

備考：処理残渣＝焼却施設以外の中間処理施設から発生する不燃性の残渣

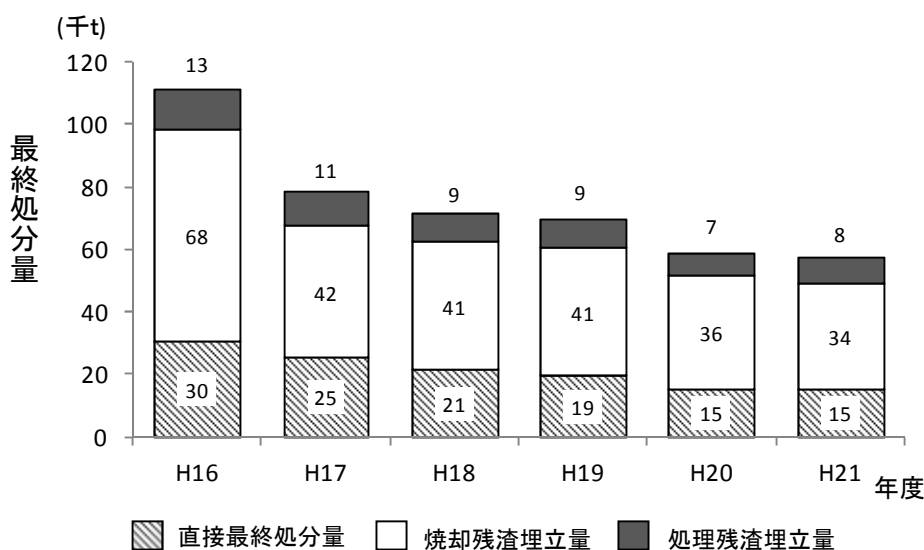
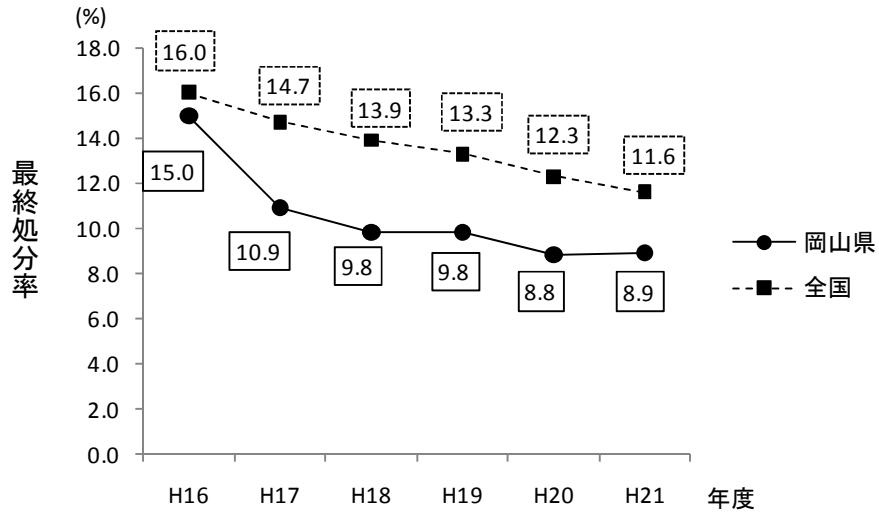


図 3-1-8 最終処分量の推移

イ 最終処分率の推移

最終処分率は年々減少傾向にあり、平成 21 年度（15.0%）より平成 16 年度（8.9%）より 6.1 ポイント減少しています。



備考：最終処分率＝最終処分量÷ごみ処理量×100

図 3-1-9 最終処分率の推移

(3) ごみ処理施設の設置状況

① ごみ焼却施設

ごみ焼却施設は平成 22 年度末現在、26 施設で合計 2,907 t /日の処理能力を有しています。平成 17 年度と比較すると施設数は減少していますが、合計処理能力は若干増加しています。

表 3-1-7 ごみ焼却施設の設置状況

| 項目 年度 | 施設数 | | | | | 合計 処理能力(t/日) |
|-----------|-------------|---------------|----------------|--------------|--------------|-----------------|
| | 施設規模(t/日) | | | | 合計 | |
| | 10未満 | 10以上 100未満 | 100以上 300未満 | 300以上 | | |
| 平成 17 年度末 | 1 (3.6%) | 17 (60.7%) | 6 (21.4%) | 4 (14.3%) | 28 (100%) | 2,846 |
| 平成 22 年度末 | 1 (3.8%) | 15 (57.7%) | 6 (23.1%) | 4 (15.4%) | 26 (100%) | 2,907 |

備考：1) ()内は合計施設数に対する割合

2) 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設（一般廃棄物分の処理能力 303t/日）を含む。

また、ごみ焼却施設は一般に稼働後 15 年～20 年程度が更新時期といわれていますが、平成 22 年度末現在で稼働年数が 21 年以上経過している施設は全 26 施設中 6 施設で、それらの施設の処理能力は合計で 549 t /日となっています。

表 3-1-8 稼働年数別のごみ焼却施設の状況

| 稼働年数 項目 | 1～5 年 | 6～10 年 | 11～15 年 | 16～20 年 | 21 年以上 | 合計 |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 施設数 | 1 (3.8%) | 1 (3.8%) | 8 (30.8%) | 10 (38.5%) | 6 (23.1%) | 26 (100%) |
| 合計処理能力 (t/日) | 303 (10.4%) | 450 (15.5%) | 756 (26.0%) | 849 (29.2%) | 549 (18.9%) | 2,907 (100%) |

備考：1) 稼働年数は 22 年度末現在

2) ()内は合計値に対する割合

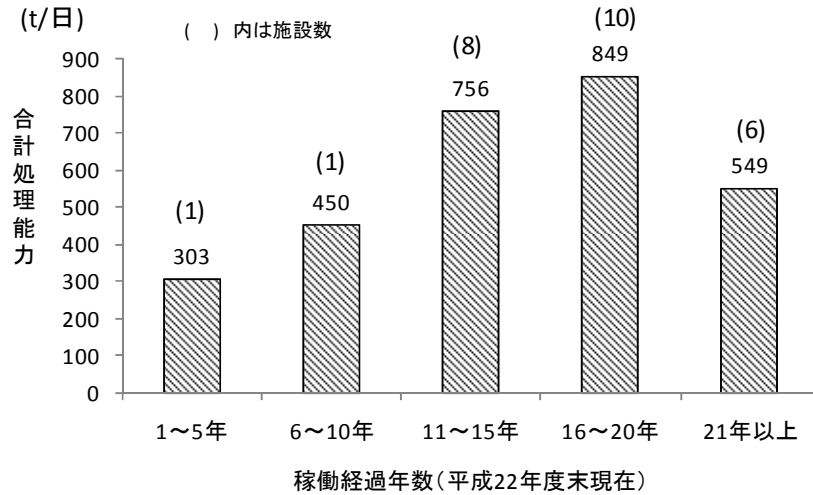


図 3-1-10 稼働年数別のごみ焼却施設

② 粗大ごみ処理施設及び資源化施設

粗大ごみ処理施設は平成 22 年度末現在、9 施設で合計 329 t /日の処理能力を有しています。また、資源化施設は 17 施設で合計 177.9 t /日の処理能力を有しており、合計 506.9t/日の処理能力を有しています。

平成 17 年度と比較すると施設数は 7 施設、合計処理能力は 34 t /日増加しています。

表 3-1-9 粗大ごみ処理施設・資源化施設の設置状況

| 年度 | 項目 | 施設 | 施設数 | 合計処理能力 (t/日) |
|-----------|----|----------|-----|--------------|
| 平成 17 年度末 | | 粗大ごみ処理施設 | 9 | 284 |
| | | 資源化施設 | 10 | 188.9 |
| | | 合計 | 19 | 472.9 |
| 平成 22 年度末 | | 粗大ごみ処理施設 | 9 | 329 |
| | | 資源化施設 | 17 | 177.9 |
| | | 合計 | 26 | 506.9 |

③ 最終処分場

一般廃棄物最終処分場は、平成 22 年度末現在、25 施設が稼働しており、埋立面積は 324 千 m²、全体容量は 2,386 千 m³です。残余容量は 1,114 千 m³（平成 21 年度末現在）であり、平成 17 年度末と比較すると 213 千 m³少なくなっています。

なお、このほか、緊急処理体制として一部市町村の焼却灰・ばいじんの熔融固化物を受け入れている財団法人岡山県環境保全事業団の最終処分場（主に産業廃棄物を処分）があります。

表 3-1- 10 最終処分場の設置状況

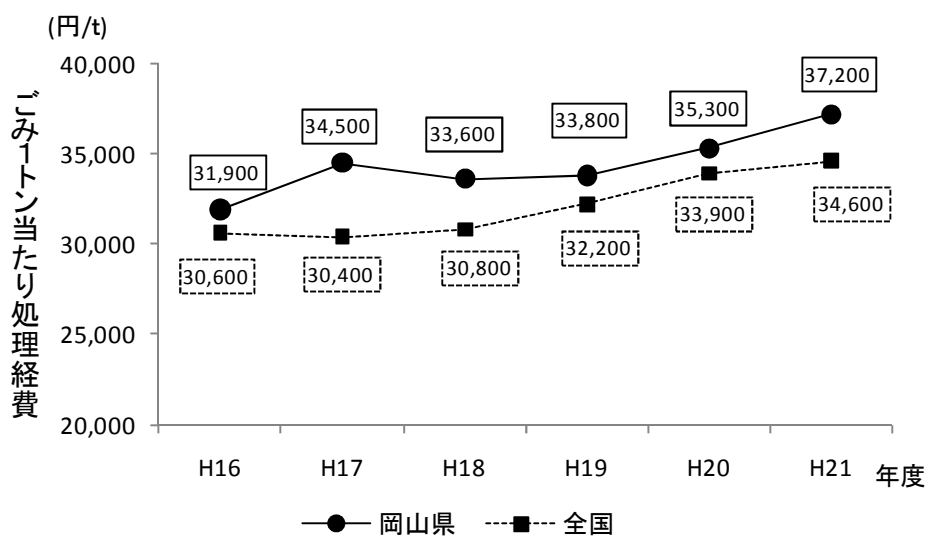
| 年度 | 項目 施設数 | 埋立面積(m ²) | 全体容量 (m ³) | 残余容量 (m ³) |
|-----------|-----------|-----------------------|---------------------------|---------------------------|
| 平成 17 年度末 | 30 | 375,254 | 2,563,935 | 1,264,734 |
| 平成 22 年度末 | 25 | 324,461 | 2,385,850 | 1,113,503 |

備考：平成 22 年度末の残余容量は、平成 21 年度末現在である。

(4) ごみ処理経費の状況

ごみ 1 トン当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）をみると、平成 16 年度以降、経年的に増加しています。

平成 21 年度の処理経費は、ごみ 1 トン当たり 37,200 円であり、岡山県は全国値より若干高い水準となっています。



備考：1) ごみ 1 トン当たりの処理経費(円/ t) = 処理及び維持管理費 ÷ (計画収集量 + 直接搬入量)
 2) 処理及び維持管理費 = 人件費、処理費、車両購入費、委託費、その他の合計

図 3-1- 11 ごみ処理経費の推移

2 第2次計画の目標の達成状況

(1) 第2次計画の目標の達成状況の評価

ここでは、第2次岡山県廃棄物処理計画で設定された一般廃棄物処理の目標に対する達成状況を平成21年度実績を用いて評価します。

① 第2次計画の目標

ア 排出抑制の目標

1人1日当たりの排出量を平成22年度において1,009g(※)とすることを目指す。

イ 資源化の目標

リサイクル率を平成22年度において約24%とすることを目指す。

ウ 最終処分量の削減目標

最終処分量を平成22年度において214トン/日とすることを目指す。

② 達成状況の評価

ア 排出量の削減目標

現状(平成21年度実績)におけるごみ排出量は、1人1日当たり897g(※)であり、第2次計画の平成22年度目標値(1人1日当たり1,009g(※))より少なくなっています。

イ 資源化の目標

現状(平成21年度実績)におけるリサイクル率は26.0%であり、第2次計画の平成22年度目標値であるリサイクル率24%より高くなっています。

ウ 最終処分量の削減目標

現状(平成21年度実績)における最終処分量は、156トン/日であり、第2次計画の平成22年度目標値である最終処分量214トン/日より少なくなっています。

(※) 国におけるごみ排出量の算出方法が、平成17年度実績から変更されており、1人1日当たりの排出量の算定方法も同様に変更されている。

平成16年度実績以前：ごみ排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

平成17年度実績以降：ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

なお、現在の算出方法に変更した場合、第2次計画の目標、平成21年度実績の1人1日当たり排出量は、それぞれ1,093g、971gとなる。

表 3-1- 11 第 2 次計画の目標値と現状

| 項目 | 年度 | 第 2 次計画 | | 現状 H21 実績 |
|--------|---------|---------|---------|--------------|
| | | H16 実績 | H22 目標値 | |
| ごみ排出量 | (t/日) | 2,026 | 1,949 | 1,752 |
| | (g/人・日) | 1,033 | 1,009 | 897 |
| (参考) | (t/日) | 2,194 | 2,111 | 1,898 |
| ごみ総排出量 | (g/人・日) | 1,119 | 1,093 | 971 |
| | (t/日) | 303 | 214 | 156 |
| 最終処分量 | (g/人・日) | 154 | 111 | 80 |
| | (t/日) | 169 | 175 | 146 |
| 集団回収量 | (g/人・日) | 86 | 91 | 75 |
| | (%) | 16.2 | 24.0 | 26.0 |

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) ごみ排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋自家処理量

3) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

4) リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量）÷ごみ総排出量×100

(2) ごみ処理に関する課題

① ごみ排出量の削減

ごみ総排出量及び1人1日当たりの排出量は減少傾向で推移していることから、ごみ排出量の削減に向けた取組は順調であると考えられます。今後も県民・事業者・市町村・県が一体となり、さらなるごみ排出量の削減に向けて取り組む必要があります。

② リサイクルの推進

リサイクル率は、平成 16 年度から平成 17 年度にかけて大きく増加しましたが、これはガス化溶融施設の稼働による再生利用推進等が影響しています。しかし平成 17 年度以降はほぼ横ばい状態となっていることから、集団回収、直接資源化、中間処理後資源化等によるリサイクルのさらなる推進に努める必要があります。

また、小型家電製品等の製造に欠かせないレアメタルの供給が国際的に不安定な状況となっており、レアメタルの安定的確保が我が国の課題となっています。廃棄されている小型家電製品等にはこれらレアメタルが多く含まれ「都市鉱山」と呼ばれ、この都市鉱山からのレアメタル回収が一つの課題となっています。

また、低炭素社会の実現に向けて、再生可能な資源である廃棄物系バイオマスのエネルギー利用、マテリアル利用を推進していく必要があります。

③ 最終処分量の削減

最終処分量は、年々減少傾向にあり平成 16 年度と比較するとおおむね半減しており、最終処分量の削減に関する取組は順調であると考えられます。その要因としては、ごみ排出量の削減が順調であること、溶融スラグ等の焼却残渣の再生利用が実施されたことが考えられます。今後も最終処分場の延命化等の観点から最終処分量の削減を推進していく必要があります。

④ ごみ処理施設の計画的な整備等

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理施設の計画的な整備が必要です。県では、適正処理の推進、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、効率的な施設整備等の観点から、平成19年3月に新潟県ごみ処理広域化計画を策定しています。関係市町村の協議のもとで、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を推進していく必要があります。

また、近年の廃棄物の処理には、適正処理の確保とともに、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止への配慮が求められており、新たな施設の整備や改良にあたっては、ごみ発電や熱回収などを推進していく必要があります。

一方で、廃棄物処理施設のライフサイクルコストを低減するため、効率的な更新整備や保安全管理を充実する「ストックマネジメント」の考え方を導入し、廃棄物処理施設の長寿命化について検討していくことが必要です。

3 し尿処理の現状と課題

(1) 処理形態別人口の推移

処理形態別人口は、公共下水道の普及により公共下水道人口が増加傾向で推移していますが、単独処理浄化槽人口、計画収集人口、自家処理人口は減少しています。

水洗化率は年々上昇傾向で推移し、平成21年度は84.0%となっていますが、全国値と比べると低い状況です。

表 3-1-12 処理形態別人口の推移 (単位：人)

| 項目 | | 年度 | | | | | |
|---------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| 総人口 | | 1,961,498 | 1,958,589 | 1,957,701 | 1,961,480 | 1,965,300 | 1,954,461 |
| 水洗化人口 | 公共下水道人口 | 809,181 | 845,676 | 881,277 | 922,374 | 959,074 | 998,995 |
| | コミュニティプラント人口 | 1,389 | 502 | 491 | 483 | 480 | 477 |
| | 合併処理浄化槽人口 | 373,369 | 375,206 | 378,256 | 374,879 | 384,066 | 371,228 |
| | 単独処理浄化槽人口 | 327,600 | 305,945 | 294,071 | 285,043 | 281,368 | 270,912 |
| 非水洗化人口 | 計画収集人口 | 432,618 | 415,693 | 389,588 | 366,985 | 331,443 | 305,149 |
| | 自家処理人口 | 17,341 | 15,567 | 14,018 | 11,716 | 8,869 | 7,700 |
| 水洗化率(%) | | 77.1% | 78.0% | 79.4% | 80.7% | 82.7% | 84.0% |

備考：水洗化率＝水洗化人口÷総人口×100

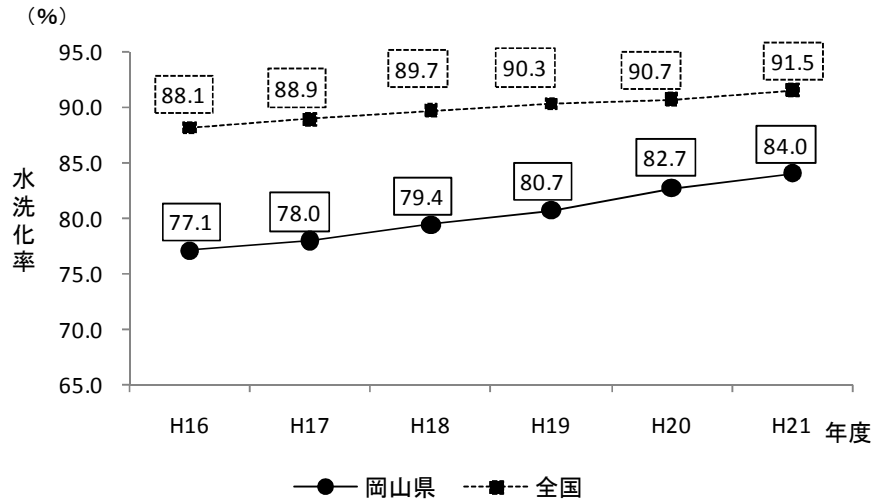


図 3-1- 12 水洗化率の推移

(2) し尿等の処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥の処理量（自家処理量を除く。）は、減少傾向で推移しており、平成21年度で705千キロリットルとなっています。

経年的には、し尿は減少、浄化槽汚泥は増加傾向で推移しており、処理量全体に占める浄化槽汚泥量の割合は年々上昇しています。

表 3-1- 13 し尿・浄化槽汚泥処理量の推移 (単位：kl/年)

| 項目 | 年度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
|-----|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 処理量 | | 783,369 | 761,977 | 752,238 | 732,207 | 719,968 | 705,281 |
| | し尿 | 347,846 | 321,039 | 310,819 | 295,755 | 279,949 | 266,869 |
| | 浄化槽汚泥 | 435,523 | 440,938 | 441,419 | 436,452 | 440,019 | 438,412 |

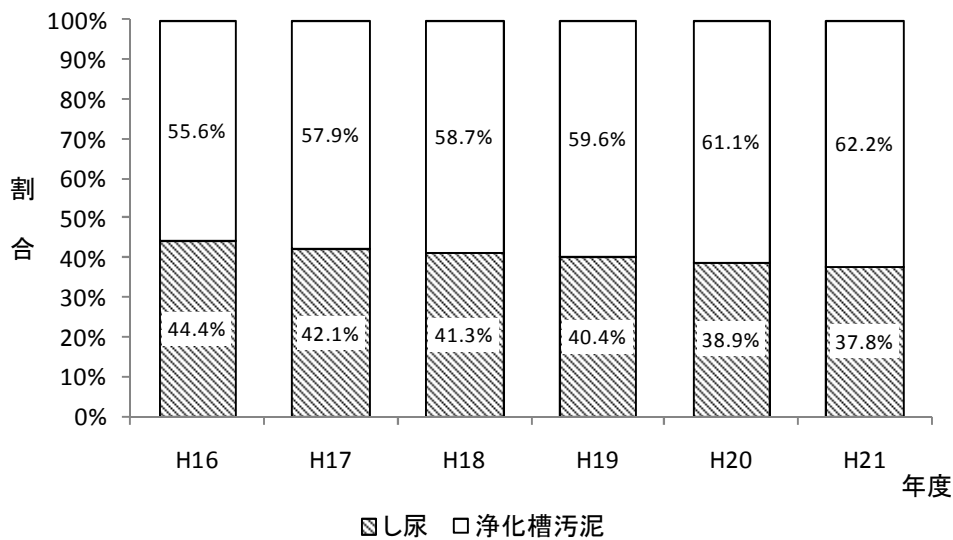


図 3-1- 13 し尿・浄化槽汚泥処理量の割合

平成21年度における処理状況は、処理量全体の91.9%がし尿処理施設で処理され、残りが下水道投入によって処理されています。

表 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥の処理状況（平成21年度）

| 施設 処理対象物 | し尿処理施設 (k l) | 下水道投入 (k l) | 合計 (k l) |
|-------------|-----------------|----------------|-------------|
| し尿 | 245,811 | 21,058 | 266,869 |
| 浄化槽汚泥 | 402,405 | 36,007 | 438,412 |
| 合計 | 648,216 | 57,065 | 705,281 |
| 構成比 | 91.9% | 8.1% | 100% |

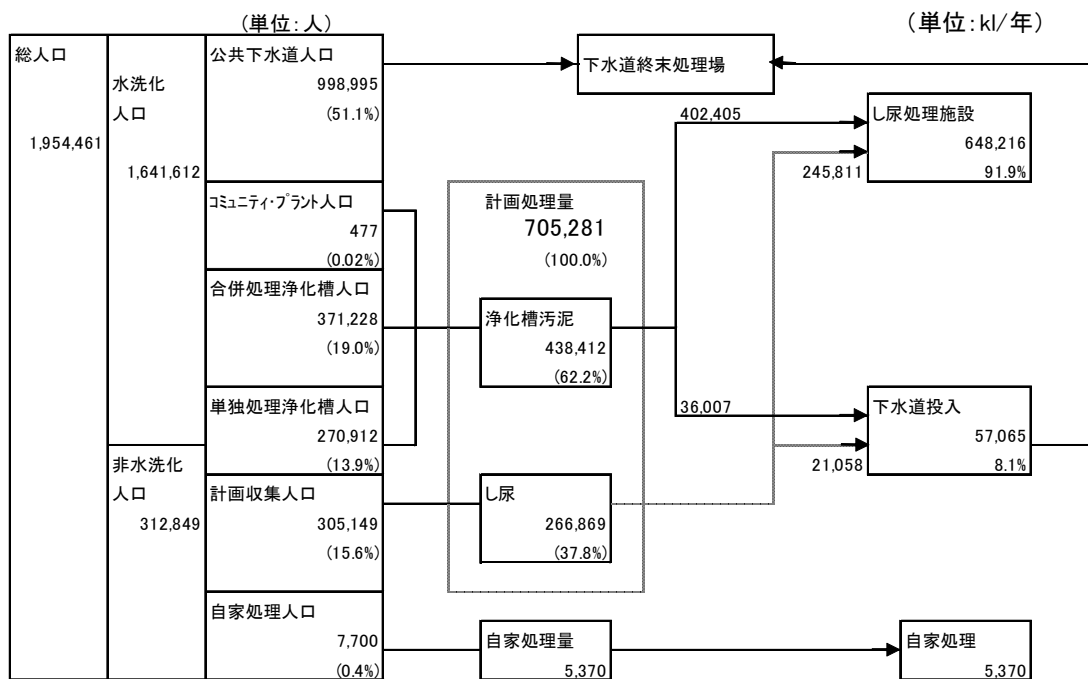


図 3-1-14 し尿・浄化槽汚泥処理のフロー（平成21年度）

(3) し尿処理施設の設置状況

し尿処理施設は平成22年度末現在、22施設で合計2,099kl/日の処理能力を有しています。

また、し尿処理施設は一般に稼働後15年～20年程度が更新時期といわれていますが、平成22年度末現在で稼働年数が21年以上経過している施設は全22施設中16施設で、それらの施設の処理能力は合計で1,515kl/日となっています。

表3-1-15 し尿処理施設の設置状況

| 項目 施設 | 施設数 | 合計処理能力 (kl/日) |
|----------|-----|------------------|
| し尿処理施設 | 22 | 2,099 |

備考：平成22年度末現在

表3-1-16 稼働年数別のし尿処理施設の状況

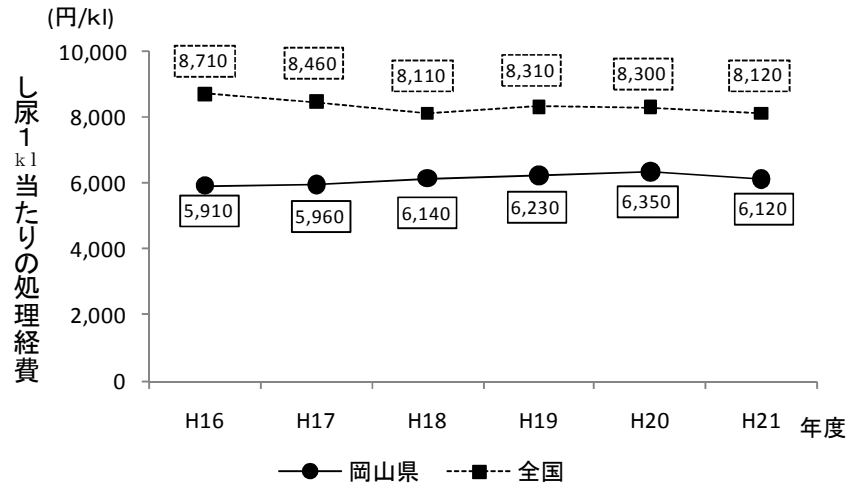
| 項目 稼働年数 | 1-5年 | 6-10年 | 11-15年 | 16-20年 | 21年以上 | 合計 |
|------------------|--------------|--------------|---------------|----------------|------------------|-----------------|
| 施設数 | 1 (4.5%) | 1 (4.5%) | 1 (4.5%) | 3 (13.6%) | 16 (72.7%) | 22 (100%) |
| 合計処理能力 (kl/日) | 90 (4.3%) | 72 (3.4%) | 180 (8.6%) | 242 (11.5%) | 1,515 (72.2%) | 2,099 (100%) |

備考：1) 稼働年数は平成22年度末現在

2) ()内は合計に対する割合(四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。)

(4) し尿処理経費の状況

し尿及び浄化槽汚泥1キロリットル当たりの処理経費（施設改良費及びその他の費用を除く。）を経年的にみると、ほぼ横ばい傾向で推移しており、平成21年度で6,120円/k_lと全国値(8,120円/k_l)に比べて低い経費となっています。



備考：1) し尿 1k_l当たりの処理経費(円/k)＝処理及び維持管理経費÷計画処理量
 2) 処理及び維持管理経費：(人件費、処理費、車両等購入費、委託費、その他)の合計

図 3-1- 15 し尿処理経費の推移

(5) し尿処理に関する課題

① 汚水処理施設の整備

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、引き続き、下水道や合併処理浄化槽の整備促進を図るとともに、生活雑排水が処理されない単独処理浄化槽については、合併処理への転換を図るなど、汚水処理施設の整備を推進していく必要があります。

② し尿処理施設の老朽化

市町村におけるし尿処理施設は、稼働年数が21年以上を経過している施設が全22施設中16施設あり、老朽化が懸念される状況です。今後の施設整備に当たっては、し尿・浄化槽汚泥の衛生的な処理の確保とともに、循環型社会の形成に寄与するため、処理過程で排出される汚泥等の有効利用などを考慮した施設とする必要があります。

第2節 一般廃棄物の将来予測と目標

1 ごみ総排出量の将来予測

(1) 将来予測の方法

計画目標年度を平成27年度として、次の方法により、ごみ量の将来予測を行いました。

① 人口の将来予測

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を採用する。

② 生活系ごみ排出量の将来予測：

生活系ごみ排出量の将来予測：過去10年間（平成12年度～平成21年度）の生活系ごみ（集団回収を含む。）の1人1日当たり排出量実績を基に、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法により予測（将来予測人口に1人1日当たり排出量を乗じることにより全体量を予測）する。

③ 事業系ごみ排出量の将来予測

事業系ごみ排出量の将来予測：過去10年間（平成12年度～平成21年度）の事業系ごみの年間排出量実績を基に、トレンド法により予測する。

(2) ごみ総排出量の将来予測結果

過去のごみ量の推移を基に、岡山県における将来のごみ量の予測を行った結果は、次のとおりです。

事業系ごみ排出量は若干増加が予測されますが、生活系ごみ排出量の減少が上回る見込みであるため、平成27年度のごみ総排出量は平成21年度実績に比べて、21.1千トン減少する見込みです。

表3-2-1 ごみ総排出量の将来予測結果

| 項目 | 年度 | 実績 | | | | 予測値 |
|------------|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | H12 | H16 | H19 | H21 | H27 |
| 人口 | (人) | 1,963,178 | 1,961,498 | 1,961,480 | 1,954,461 | 1,909,626 |
| 生活系ごみ排出量 | (千t/年) | 574.1 | 557.0 | 532.1 | 478.3 | 450.9 |
| 事業系ごみ排出量 | (千t/年) | 221.3 | 243.8 | 223.7 | 214.5 | 220.8 |
| 合計（ごみ総排出量） | (千t/年) | 795.4 | 800.9 | 755.8 | 692.8 | 671.7 |

備考：1) 生活系ごみ排出量は集団回収量を含む。

2) 「ごみ総排出量」は、廃棄物処理法に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」における、「一般廃棄物の排出量（計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）」と同様とした。

3) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

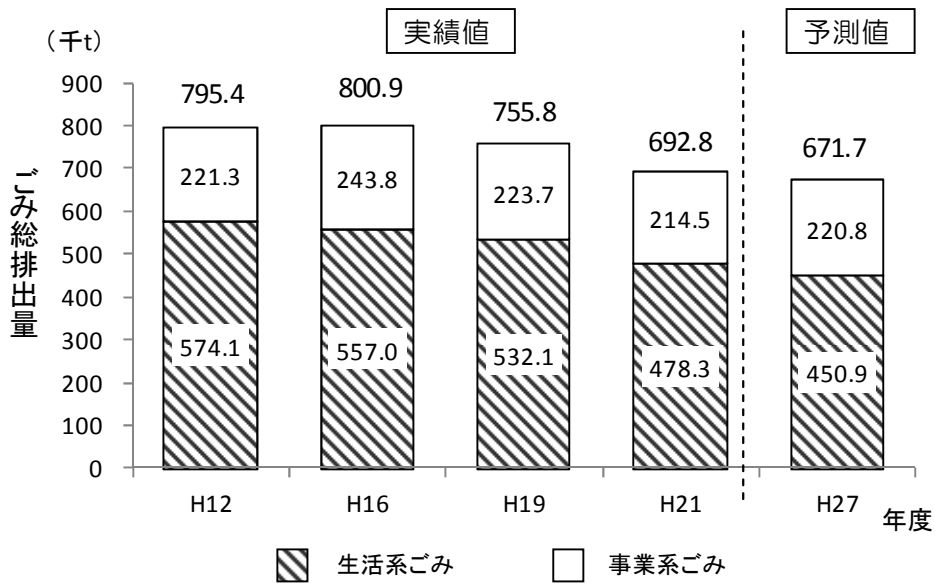


図 3-2- 1 ごみ総排出量の将来予測結果

2 ごみ処理の将来予測

現状のごみ処理が継続されると仮定して、計画目標年度の平成 27 年度における処理量の予測を行うと、下表のとおりとなります。

表 3-2- 2 ごみ処理の将来予測

| 項目 | 年度 | | 現状 | 予測値 |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | H21 | H27 |
| 人口 | (人) | | 1,954,461 | 1,909,626 |
| ごみ総排出量 | (千 t / 年) | | 692.8 | 671.7 |
| | (t / 日) | | 1,898 | 1,835 |
| | (g / 人・日) | | 971 | 961 |
| 処理・処分量 | 資源化量 | (千 t / 年) | 180.2 | 174.7 |
| | | (t / 日) | 493.6 | 477.3 |
| | | (g / 人・日) | 253 | 250 |
| | 最終処分量 | (千 t / 年) | 56.9 | 55.1 |
| | | (t / 日) | 155.8 | 150.7 |
| | | (g / 人・日) | 80 | 79 |
| リサイクル率 | | | 26.0% | 26.0% |

備考：1) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量
 2) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量
 3) リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

3 一般廃棄物の減量化の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

表 3-2-3 国の基本方針における一般廃棄物の目標値

| | 平成 27 年度目標値 |
|-------|------------------|
| 排出量 | 平成 19 年度比約 5%削減 |
| 再生利用率 | 約 25%に増加 |
| 最終処分量 | 平成 19 年度比約 22%削減 |

(1) 排出抑制の目標

平成 27 年度における 1 人 1 日当たり排出量を 935 g とすることを目指します。

国の目標値は、平成 19 年度から平成 27 年度の 8 年間で排出量を 5%削減することとなっています。本県における 1 人 1 日当たりの排出量は全国平均値（1,089g/人・日）を下回っている状況にあることを踏まえ、平成 21 年度の 971g/人・日を基準とし、国の目標値の年平均削減率の 6 年分 3.75%を削減することとし、935g/人・日を目標とします。

(2) 資源化の目標

平成 27 年度におけるリサイクル率を 32.7%とすることを目指します。

国の目標値は平成 27 年度に再生利用率 25%であり、岡山県では平成 21 年度実績（26.0%）において既に上回っていることから、より進んだ目標を設定することとし、エコビジョン 2020 における目標を踏まえ、リサイクル率 32.7%を目標とします。

(3) 最終処分量の削減目標

平成 27 年度における最終処分量を 130t/日とすることを目指します。

国の目標値に準ずると 146t/日が目標値となりますが、排出抑制及び資源化の目標を踏まえ、130t/日まで最終処分量を削減することを目標とします。

以上の一般廃棄物の減量化の目標と関係数値を整理すると次のとおりになります。

表 3-2-4 一般廃棄物の減量化の目標と関係数値

| 項目 | | 年度 | H16 実績 | H21 実績 | H27 目標値等 | | |
|--------|--|----------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|
| | | | | | | | |
| 人口 | | (人) | 1,961,498 | 1,954,461 | 1,909,626 | | |
| ごみ総排出量 | | (千 t /年) | 800.9 | 692.8 | 653.7 | | |
| | | (t/日) | 2,194 | 1,898 | 1,786 | | |
| | | (g/人・日) | 1,119 | 971 | 935 | | |
| 処理・処分量 | | 資源化量 | | (千 t /年) | 129.8 | 180.2 | 213.8 |
| | | | | (t/日) | 355.7 | 493.6 | 584 |
| | | | | (g/人・日) | 181 | 253 | 306 |
| | | 最終処分量 | | (千 t /年) | 110.6 | 56.9 | 48 |
| | | | | (t/日) | 302.9 | 155.8 | 130 |
| | | | | (g/人・日) | 154 | 80 | 68 |
| リサイクル率 | | | 16.2% | 26.0% | 32.7% | | |

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) ごみ総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量

3) 資源化量＝直接資源化量＋中間処理後資源化量＋集団回収量

4) リサイクル率＝資源化量÷ごみ総排出量×100

第3節 目標達成等に向けての取組

1 排出者（事業者）責任の徹底・強化

(1) 排出者の自主的な取組の推進

廃棄物の減量化やリサイクルを推進するため、県民は、再生品の使用、ごみの発生の少ない商品の購入等、ごみを出さないライフスタイルを実践することが必要です。また、事業系ごみを排出する事業者は、自らの責任において適正に処理を行うことが原則です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 県は、県民の一般廃棄物の排出抑制とリサイクルの推進に向けての自主的な取組が促進されるよう、ごみゼロ社会推進事業等を通じて、啓発や情報提供を実施します。○ 「もったいない」をキーワードとして、3R（発生抑制、再使用、再生利用）について県民一人ひとりの意識改革と実践活動を促すためにフォーラム等を開催し、「おかやま・もったいない運動」を推進します。○ エコな取組や3Rを促進するポスター等のコンテストなどを通じて、優れた取組を表彰し、広く県民に紹介することによって、環境にやさしいエコなライフスタイルへの転換を促進します。○ 事業系ごみを多量に排出する事業者は、自ら処理計画を作成し、減量化・資源化に取り組んでいくものとし、市町村はそれを積極的に指導するよう、県は助言・技術的援助を行います。 |

(2) リサイクル関連法に対する理解と協力

各市町村においては、分別収集計画に基づいて、容器包装廃棄物の分別収集が進められていますが、分別が不十分な場合は、再生利用が効率的に行えず、コストの増大を招くおそれがあるため、分別排出への協力は非常に重要なものとなります。また、特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）等に対する排出者の理解と協力が必要です。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市町村において、第6期分別収集計画（平成23年度～27年度）に沿った容器包装廃棄物の分別収集が円滑に促進されるよう、県は市町村に対し技術的援助を行います。○ 家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、対象廃家電、使用済自動車の適正なりサイクルが推進されるよう、県は市町村とともに、消費者・事業者に対して必要な啓発を行います。○ 国において検討されている使用済小型家電製品等を対象としたリサイクル制度について、県はその検討結果を踏まえ、排出者、事業者、市町村等の役割分担や回収処理体制について周知を行い、分別収集・回収を促進するよう働きかけます。 |

2 排出抑制と循環的利用の推進

(1) 目標設定による排出抑制等の推進

国の基本方針や本計画には一般廃棄物の目標を掲げています。

各市町村において、これら目標を勘案しつつ、地域の実情に応じた目標を設定し、県民・事業者・市町村が協力して、目標達成に向けた取組を実施していくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 一般廃棄物処理計画の策定(改訂)及び目標値の設定によって関係者の具体的な行動や目標等が明らかとなり、ごみの排出抑制やリサイクルが一層推進できることから、県は市町村における一般廃棄物処理計画の策定等を助言していくとともに、技術的な援助に努めます。 |

(2) 総合的な推進体制の強化

ごみの排出抑制やリサイクルを推進するため、県は各種制度の確立や体制づくりを進めてきたところです。既存の体制・制度を活用するとともに、新たな体制・制度の構築に向けた取組が必要です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| ○ 県は、市町村、流通販売事業者等との連携の強化、各種イベントの開催や新聞、ラジオ等のマスメディアを通じての住民啓発等、総合的な推進体制の強化に努めます。 |

(3) 事業者(製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者)の取組の推進

ごみの排出抑制やリサイクルをさらに推進するためには、事業者の協力が不可欠であり、事業者はこれらの取組が自らの社会的責任であるとの認識のもと、リサイクルしやすい製品の開発、自らのリサイクル活動、再生品の利用促進等に努める必要があります。

| 主 な 取 組 |
|---|
| ○ 県は、市町村とともに、各事業者に対して次のような取組を要請します。 ア 製造事業者は、ごみの発生の少ない製品やリサイクルしやすい製品の製造に努めるとともに、その容器包装についても最小限に抑えるよう努める。 イ 流通販売事業者は、商品の販売に係る容器包装を最小限に抑えるよう努め、可能な場合は無包装、それができない場合でも極力簡易包装に努めるとともに、資源回収への積極的な協力、排出量を増加させないような商品の販売、再生品の販売拡大に向けた積極的な取組を行う。また、排出者が環境に配慮した消費活動が実践できるような商品・情報の提供に努めます。 ウ 製造業者、流通販売業者は、製品・商品の輸送に当たっては、繰り返し使える容器等の使用に努めます。 エ 資源回収事業者は、行政と連携して資源回収ルート形成や拡大に努めます。 |

(4) マイバッグ運動の推進

レジ袋は、商品をお店から自宅に運ぶ比較的短時間使うために大量に製造され捨てられています。「買い物にマイバッグを持参して、レジ袋を受け取らない」という誰にでも簡単にできることを実践することで、レジ袋に係るごみを削減できます。

マイバッグ運動は、ごみの減量化やリサイクルを推進するとともに、県民一人ひとりが、ごみ減量化の必要性を自覚し、使い捨てのライフスタイルを見直す機会とする運動で、身近に取り組めるごみ減量化に向けた実践活動です。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 県と「岡山県ごみゼロ社会プロジェクト推進会議」は、事業者や消費者・環境団体、市町村等と協働で、レジ袋削減の啓発など、マイバッグ運動を推進します。 |

(5) 家庭から排出される不用品等の利活用の促進

家庭から排出される不用品等のうち、他の家庭で利用できるものがリユースされれば、家庭から排出されるごみの削減につながります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 3Rを推進するためのイベント等を通じて、不用品のリユースについて啓発します。 |

(6) 経済的手法の導入

ごみ処理の有料化は、県内の市町村においても導入が進められており、一定の減量効果が確認されています。ごみ処理の有料化などの経済手法の導入は、ごみ排出量に応じた費用負担の公平化やごみ問題に対する県民・事業者の意識改革の観点から推進していく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 県は、市町村に対して、ごみ処理の有料化に関する情報提供を行うとともに、必要な助言を行います。 |

(7) 使用済小型家電製品等のリサイクルの促進

金・銀・銅などの有用金属のほか、特定の国に偏在するレアメタルなどを含む小型家電製品等は「都市鉱山」と呼ばれ、循環資源としての有効利用が期待されています。現在、国においてこれらの機器を対象としたリサイクル制度の検討が行われています。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 県は、国の制度の検討を踏まえ、排出者、事業者、市町村等の役割分担や回収処理体制について周知を行い、使用済小型家電製品等のリサイクルを促進し、有用金属等の循環資源としての有効利用を促進していきます。 |

(8) 再生品等の使用促進

再生品の使用促進を図るためには、事業者の協力が不可欠であり、それらを県民・事業者へ広くPRしていくことが重要です。

また、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを「グリーン購入」と言います。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を有しています。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。 ○ 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、率先してグリーン購入に取り組みます。また、県下の市町村、事業者等と連携を図り、その普及啓発に努めます。 ○ 「岡山県エコ製品」については、県ホームページや各種広報媒体を活用して、県民や事業者に対し積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を紹介するなどして使用促進を図ります。 |

(9) 集団回収活動等の推進

自治会や学校等で実施されている集団回収活動は、再生利用の推進のほか、環境教育の場としても重要な役割を担っていることから、市町村は実施団体に対して積極的な支援を行っていく必要があります。また、民間事業者や資源回収業者の協力による資源化物の回収も、分別と再資源化の推進のための取組として進められています。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村に対し、集団回収活動に対する支援の拡充や民間事業者等の協力などによって分別と再資源化が推進されるよう助言・技術的援助を行います。 |

(10) 焼却灰等の再生利用促進

焼却施設から排出される焼却灰等の再生利用が実施されています。高温で焼却灰等を溶融し、生成した溶融スラグを土木資材等として活用する方法の他、最近では、セメント原料としての利用や、高温で焼成処理した後に人工砂として再生利用する技術などがあり、リサイクルの推進や最終処分量削減にもつながるため、積極的に推進していく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、溶融スラグの利用促進を図るとともに、市町村や事業者に助言・技術的援助を行います。 ○ 県は焼却灰等の再生利用について、市町村に情報提供を行うとともに、再生利用促進のための手法や技術について調査・研究を行っていきます。 |

(11) 廃棄物系バイオマスの利活用等

県内の市町村や事業者において、使用済み食用油を回収し、軽油の代替燃料であるBDF（バイオディーゼルフューエル）として利用する取組が進められています。使用済み食用油の他、生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策にも有効であることから、その推進を図っていくことが必要です。また、生ごみ等を各家庭で適正に自家処理することも、ごみの排出抑制対策として有効です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| ○ 県は、廃棄物系バイオマスの利活用に関する情報を市町村に提供するとともに、市町村が廃棄物系バイオマスの利活用に係る取組を推進しようとする際、助言・技術的援助を行います。 |
| ○ 県は、市町村に対し、家庭用生ごみ処理容器の購入補助や普及・啓発活動等の推進による排出抑制について助言・技術的援助を行います。 |

3 適正処理の推進

(1) 再生・処理システムの見直し

循環型社会形成推進基本法では、まず製品等が廃棄物等となることをできるだけ抑制するとともに適正な循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を促進し、循環的な利用が行われないものについては適正に処分することを規定しています。したがって、再生・処理システムにおいては、この考え方を念頭に置いた取組を推進する必要があります。

一般廃棄物の処理責任を負う市町村にあっては、廃棄物処理システムを循環型社会の概念に適したものに変わっていくとともに、県民の廃棄物処理に対する不安を解消していくため、安全で信頼性の高い処理技術を導入していく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 排出されたものはできるだけリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）し、資源として使用できないものは熱回収する等、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で、適正な循環的な利用及び処分に取り組んでいくものとします。 |
| ○ 特に市町村においては、ごみ処理施設の整備に当たって新処理技術の導入により、より高度な資源化等のできる施設を導入して、最終処分量をできるだけ減らすとともに、環境保全対策に配慮した安全で信頼性の高い処理技術の導入促進を図ることとし、県はその施設整備に当たって情報提供、市町村間の調整その他の技術的援助を行います。 |

(2) ダイオキシン類排出の削減

ダイオキシン類については、排出削減対策の推進により一定の成果が上がっています。さらなる排出削減には施設の集約等を促進していくことが必要です。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 市町村によるごみ処理施設の整備に当たっては、ごみ処理の広域化による施設の集約やダイオキシン類の環境への排出を可能な限り抑制できる技術を導入するなど、ダイオキシン類のより一層の削減に取り組むよう助言します。 |

(3) 焼却灰等の適正処理の確保

市町村は、区域内の一般廃棄物処理計画を定め、それに従って一般廃棄物の処理を行うこととされています。また、焼却灰等の一般廃棄物の処理を民間事業者に委託する場合についても、市町村は最終処分が完了するまでの適正な処理を確保する必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 県は、市町村による一般廃棄物の処理及び処理体制の整備について必要な助言・技術的援助を行います。 |
| ○ 現在最終処分場を有しない市町村に対しては、引き続き市町村による処理体制の整備を助言していくとともに、ごみ処理広域化の過渡期等における緊急処理として、平成15年度から実施している焼却灰・飛灰の県内の民間溶融処理施設・最終処分場を活用した処理体制を当面継続しながら今後の体制について検討していきます。 |

(4) 不法投棄等の不適正処理の防止

不法投棄等の環境犯罪は、地域の環境保全に悪影響を及ぼすことから、防止策を講じるとともに、早期発見できるシステムを構築することが必要です。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 県は、市町村が取り組んでいる不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制について、必要な助言・技術的援助を行います。 |

(5) 災害時の廃棄物処理体制の整備

台風や地震などによる災害に際し、地域住民の生活環境を速やかに回復するためには、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が必要です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 災害発生時における災害廃棄物を適正に処理するため、国から「震災廃棄物対策指針」、「水害廃棄物対策指針」が示されています。県は、これらの指針に基づき、市町村が策定する「災害廃棄物処理計画」について必要な助言・技術的援助を行います。○ 災害廃棄物処理は、単独市町村では困難な場合があるため、市町村間の広域的な連携体制が確保されるよう、県は、各市町村の災害廃棄物処理計画を考慮しながら、市町村に対して情報提供や助言等を行うとともに、社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合等との協力体制の活用を図ります。○ 市町村が災害時にがれき等の災害廃棄物を保管するためのストックヤード整備について検討する場合、助言・技術的支援を行います。 |

(6) 海ごみ対策の推進

県内では、瀬戸内海の環境保全のための様々な取組が行われてきたところですが、近年、河川や海岸等を通じて海域に流入した海ごみによる環境・景観の悪化、漁業被害等が問題になっています。海岸への漂着ごみについては、平成 21 年に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下、「海岸漂着物処理推進法」という。）が施行されています。また、県では漁業者、漁業協同組合、沿岸市と連携した海底ごみの処理体制を構築しています。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 県は、海岸漂着物処理推進法の趣旨を踏まえ、市町村等と連携し、河川流域や海岸等におけるごみの投棄防止や発生抑制について意識啓発・周知を行います。また、海岸管理者、市町村等に対し必要な助言・技術的支援を行うなど海岸漂着物対策の推進を図ります。○ 漁業者、漁業協同組合、沿岸市、県で構築した海底ごみの処理体制を継続するとともに、さらなる取り組みの拡大を目指します。 |

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) ごみ処理施設の整備促進

一般廃棄物の適正な処理を確保するためには、廃棄物処理施設の計画的な整備を促進していく必要があります。県では、適正処理の推進、ダイオキシン類の削減、リサイクルの推進、効率的な施設整備等の観点から、平成 19 年 3 月に新岡山県ごみ処理広域化計画を策定しています。関係市町村の協議のもとで、循環型社会を形成するための基盤となる施設の整備を推進していく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理広域化の具体化に向けて協議等を進めている市町村に対し、十分な研究と協議が深められるよう、県は積極的に助言・技術的援助を行います。 ○ ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場等の基盤的施設の整備については、より高度なエネルギー回収や資源化が可能な施設が整備され、最適な事業形態の選択が行われるよう、県は助言・技術的援助を行います。 ○ 市町村が廃棄物処理施設を整備するに当たり、国からの財政支援制度である循環型社会形成推進交付金制度が有効に活用されるよう、市町村に周知を行います。また、交付金を活用する市町村に循環型社会形成推進地域計画の策定及び実施について必要な助言・技術的援助を行います。 |

(2) し尿処理施設の整備促進

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るためには、污水处理施設を効率的かつ効果的に整備する必要があります。県は下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の污水处理施設整備を適切な役割分担のもと、計画的に整備するための長期的な指針として「クリーンライフ100構想」を策定しています。

し尿処理施設については、し尿等の衛生的な処理を確保するため、必要な処理体制の維持等を図っていく必要があります。また、し尿処理施設の整備に当たっては、処理過程で排出される汚泥等の有効利用を考慮した施設を推進していく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、市町村においてクリーンライフ100構想を踏まえた各污水处理施設の整備事業（下水道事業、集落排水事業及び浄化槽事業）が促進されるよう助言を行います。 ○ し尿処理施設の整備については、し尿、浄化槽汚泥のほかに生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源回収を行う汚泥再生処理センター等の整備が推進されるよう、県は助言・技術的援助を行います。 |

(3) 地球温暖化防止に配慮した施設整備等

近年の廃棄物の処理には、適正処理の確保とともに、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止への配慮が求められており、新たな施設の整備や改良に当たっては、ごみ発電や熱回収などを推進していく必要があります。

また、生ごみ、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物系バイオマスの利活用は、循環型社会の形成とともに、温室効果ガスの排出削減により地球温暖化対策にも資することから、その推進を図っていくことが必要です。

| 主 な 取 組 |
|------------|
|------------|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 市町村における新たな施設整備や施設の改良にあたっては、ごみ発電や熱回収等を積極的に取り入れた施設・設備の導入が行われるよう、県は市町村に対して、助言・技術的支援を行います。○ 市町村におけるし尿・浄化槽汚泥の処理施設の整備にあたっては、メタン・リン回収、たい肥化等の施設による資源回収が行われるよう、県は市町村の事情を踏まえた上で適切な助言・技術的援助を行います。○ 県は、市町村による生ごみ、木くず等の廃棄物系バイオマスの利活用への取組を推進する観点から、必要な助言・技術的支援を行います。○ 県は、一般廃棄物の収集運搬に関して、低公害車の導入やバイオ燃料の利用等を進めるよう、市町村に対して助言・技術的支援を行います。 |
|--|

(4) 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると建設に高額な費用を要する上、施設全体として耐用年数が短い特徴があります。一方で、地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、国では、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な更新整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しています。

| 主 な 取 組 |
|------------|
|------------|

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 県は、市町村に対して廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定について助言・技術的指導を行います。○ 市町村における廃棄物処理施設の長寿命化計画の策定及び基幹的設備改良事業の実施にあたっては、循環型社会形成推進交付金制度が有効に活用され、施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新が推進されるよう助言・技術的支援を行います。 |
|---|

5 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 情報提供の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有等の面から、各主体における情報の共有は重要な課題となっています。多くの情報を分かりやすい表現で県民や事業者伝えていくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターでは、インターネット等を活用して情報交換の円滑化を図ります。 ア 企業間における循環資源に関する情報交換 イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的な利用及び処分に資する情報提供 ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 |

(2) 環境教育・環境学習の推進

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山エコタウンプランに掲げる環境教育・環境学習を促進するために設置した、県民、環境団体等が集い、環境学習ができる「岡山県環境学習協働推進広場」を拠点として、NPO等環境活動団体と協働して環境学習に取り組みます。また、岡山エコタウン関係施設巡回見学受け入れ事業等も進めます。 ○ 循環型社会の形成推進のためには、行政、県民、事業者が一体となり、地域社会をあげて環境保全に取り組むことが重要であることから、県民一人ひとりの排出抑制やリサイクル品の利用促進など、地球環境問題や環境保全等につながる身近で具体的な行動を促進するために環境教育を推進します。 ○ 行政と地域コミュニティ、地域住民等が協働して環境学習に取り組み、地域での環境配慮型ライフスタイルへの転換を促進します。 ○ 小中学校の児童生徒を対象に教材を使用した学習と実践行動を通じた継続的な環境学習を行い、その成果を周囲の教職員、家庭等に波及させるなど効果的な環境学習を推進します。 ア 環境先進企業や廃棄物処理施設等の見学体験等を行う環境学習エコツアーの実施 イ 移動環境学習車を活用した環境学習出前講座の実施 |

(3) 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用

市町村が分別収集区分や処理方法等の一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明することが求められます。

一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化、分別収集区分・適正な循環的利用・適正処分の考え方などについては、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」等が示されており、地域の実情に応じた循環型社会の形成に向けた最適な処理システムの構築を図っていく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|---------|
|---------|

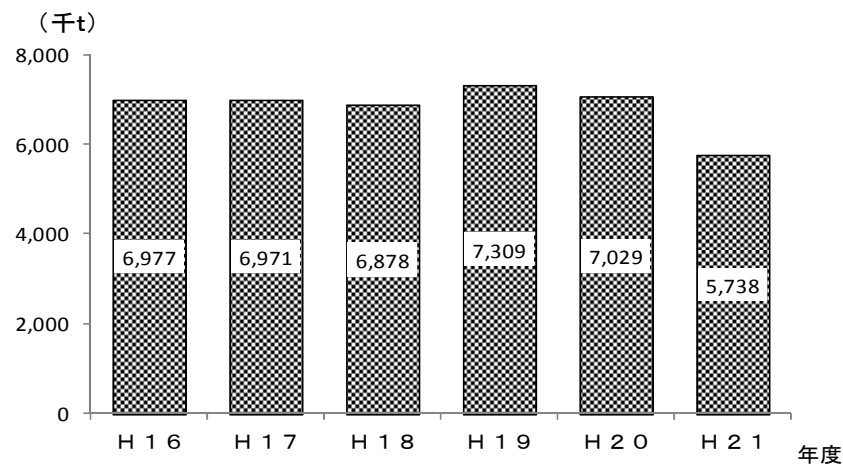
- | |
|--|
| ○ 県は、市町村に対し、一般廃棄物処理システムの指針等の活用を促し、地域の実情に応じた最適な廃棄物処理システムの構築を図っていくよう助言・技術的援助に努めます。 |
|--|

第4章 産業廃棄物

第1節 産業廃棄物の現状と課題

1 排出量の現状と課題

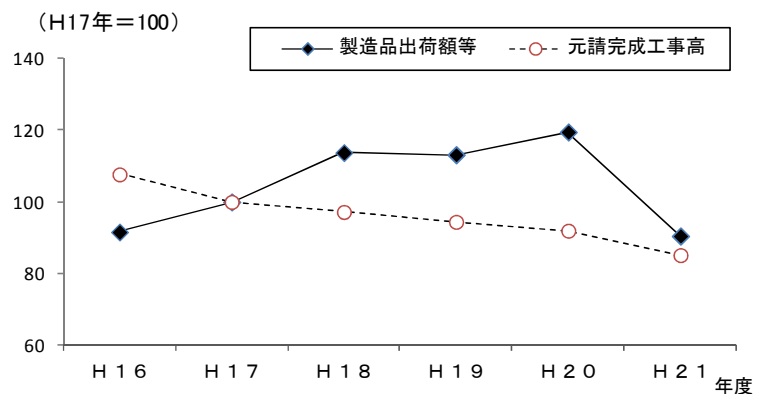
農業を除く産業廃棄物の排出量は、平成19年度をピークにその後は減少に転じ、平成21年度においては5,738千トンで、平成16年度（6,977千トン）から約1,239千トンの減少となっています。



備考：平成17～20年度は簡易調査

図4-1-1 産業廃棄物排出量の推移

この間の県内の景気動向について、産業廃棄物排出量の推計に用いた2つの主な経済指標でみると、元請完成工事高（建設業）は平成16年度以降も公共・民間工事等の減少に伴って減少傾向が続いており、もう一方の製造品出荷額等（製造業）は平成20年度まで増加傾向にあったものの、世界的な金融危機に端を発した国内経済の急速な悪化（景気後退）の影響を受け、平成21年度は大幅な減少に転じるなど、いずれの指標も排出量の減少に大きく影響しているものと考えられます。



備考：製造品出荷額等は年間額、元請完成工事高は年度額で集計

図4-1-2 産業廃棄物排出量に関連する経済指標の推移

(1) 産業廃棄物の排出量

① 種類別排出量

平成 21 年度の排出量を種類別にみると、汚泥が 3,329 千トン（排出量の 58.0%）で最も多く、次いでがれき類が 647 千トン（同 11.3%）、ばいじんが 632 千トン（同 11.0%）、鉱さいが 229 千トン（同 4.0%）、廃プラスチック類が 193 千トン（同 3.4%）等となっており、この 5 種類で全体の 87.7%を占めています。

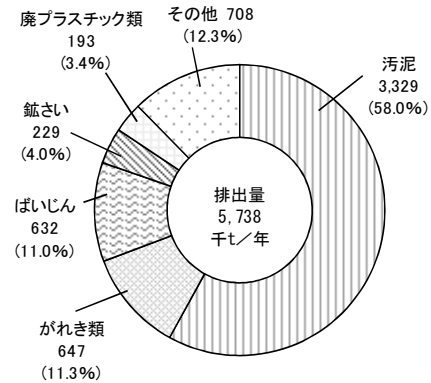


図 4-1-3 種類別排出量

平成 16 年度と比べると、汚泥、がれき類、鉱さいなどが減少しており、特に鉱さい、がれき類の減少が顕著です。

表 4-1-1 種類別排出量の比較

(単位: 千t/年)

| 種類 | 年度 | H16 | | H21 | | 増減率 (%) |
|-----------------|----|----------|---------|----------|---------|---------|
| | | 排出量 (千t) | 構成比 (%) | 排出量 (千t) | 構成比 (%) | |
| 合 計 | | 6,977 | 100.0 | 5,738 | 100.0 | -17.8 |
| 汚 泥 | | 4,133 | 59.2 | 3,329 | 58.0 | -19.5 |
| が れ き 類 | | 1,004 | 14.4 | 647 | 11.3 | -35.6 |
| ば い じ ん | | 478 | 6.8 | 632 | 11.0 | 32.2 |
| 鉱 さ い | | 458 | 6.6 | 229 | 4.0 | -50.0 |
| 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類 | | 194 | 2.8 | 193 | 3.4 | -0.5 |
| そ の 他 | | 710 | 10.2 | 708 | 12.3 | -0.3 |

② 業種別排出量

排出量を業種別にみると、製造業が 3,403 千トン（排出量の 59.3%）で最も多く、次いで電気・水道業が 1,104 千トン（同 19.2%）、建設業が 803 千トン（同 14.0%）、鉱業が 270 千トン（同 4.7%）等となっており、この 4 業種で全体の 97.2%を占めています。

平成 16 年度と比べると、排出量の多い上位 3 業種は、いずれも減少しており、特に建設業、製造業の減少が顕著です。

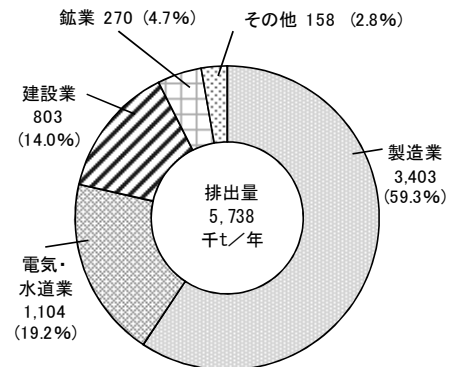


図 4-1-4 業種別排出量

表 4-1-2 業種別排出量の比較

(単位: 千t/年)

| 業種 | 年度 | H16 | | H21 | | 増減率 (%) |
|-------------|----|----------|---------|----------|---------|---------|
| | | 排出量 (千t) | 構成比 (%) | 排出量 (千t) | 構成比 (%) | |
| 合 計 | | 6,977 | 100.0 | 5,738 | 100.0 | -17.8 |
| 製 造 業 | | 4,185 | 60.0 | 3,403 | 59.3 | -18.7 |
| 電 気 ・ 水 道 業 | | 1,161 | 16.6 | 1,104 | 19.2 | -4.9 |
| 建 設 業 | | 1,245 | 17.8 | 803 | 14.0 | -35.5 |
| 鉱 業 | | 263 | 3.8 | 270 | 4.7 | 2.7 |
| そ の 他 | | 123 | 1.8 | 158 | 2.8 | 28.5 |

(2) 特別管理産業廃棄物の排出量

平成 21 年度における特別管理産業廃棄物の排出量は 152.5 千トン（産業廃棄物量の内数）となっています。

特別管理産業廃棄物の排出量を種類別にみると、特定有害産業廃棄物（主にばいじん）が 78.9 千トン（排出量の 51.7%）で最も多く、次いで、廃油が 31.6 千トン（同 20.7%）、廃酸が 16.7 千トン（同 10.9%）、廃アルカリが 15.8 千トン（同 10.4%）、感染性廃棄物が 9.6 千トン（同 6.3%）となっています。

また、業種別では、製造業が 135.7 千トン（同 89.0%）で、その大部分を占めています。

表 4-1-3 特別管理産業廃棄物の比較

（単位：千t/年）

| 区分 | 年度 | | 年度 | | 増減率(%) |
|-----------|-------|--------|-------|--------|--------|
| | H16 | 構成比(%) | H21 | 構成比(%) | |
| 産業廃棄物 | 6,977 | 100.0 | 5,738 | 100.0 | -17.8 |
| 特別管理産業廃棄物 | 87.5 | 1.3 | 152.5 | 2.7 | 74.3 |

備考：特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物の内数

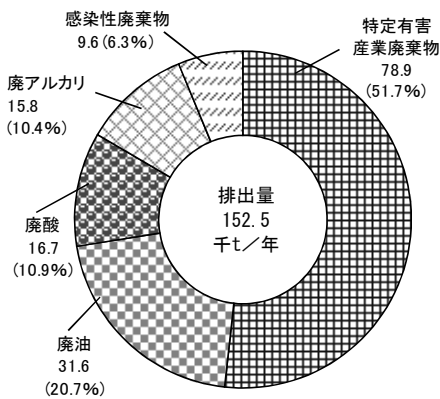


図 4-1-5 種類別排出量

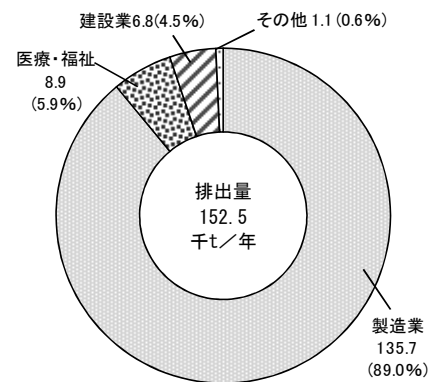


図 4-1-6 業種別排出量

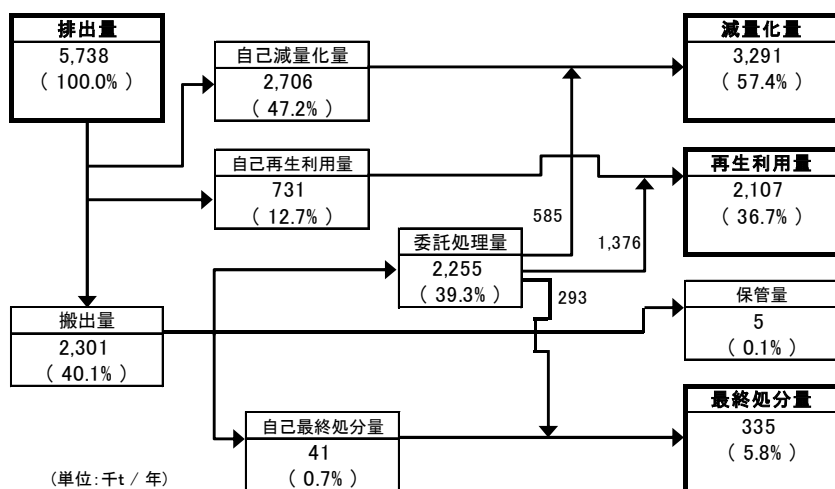
2 処理の現状

岡山県内で生じた平成 21 年度の産業廃棄物の排出量 5,738 千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量は 2,706 千トン（排出量の 47.2%）、再生利用量は 731 千トン（同 12.7%）で、これらを除いた搬出量（処理を目的に事業場等から搬出した産業廃棄物量）は 2,301 千トン（同 40.1%）となっています。

搬出量のほとんどは処理業者等によって処理（委託処理量：2,255 千トン）されており、委託処理後の内訳をみると、中間処理による減量化量が 585 千トン（委託処理量の 26.0%）、再生利用量が 1,376 千トン（同 61.0%）、最終処分量が 293 千トン（同 13.0%）となっています。

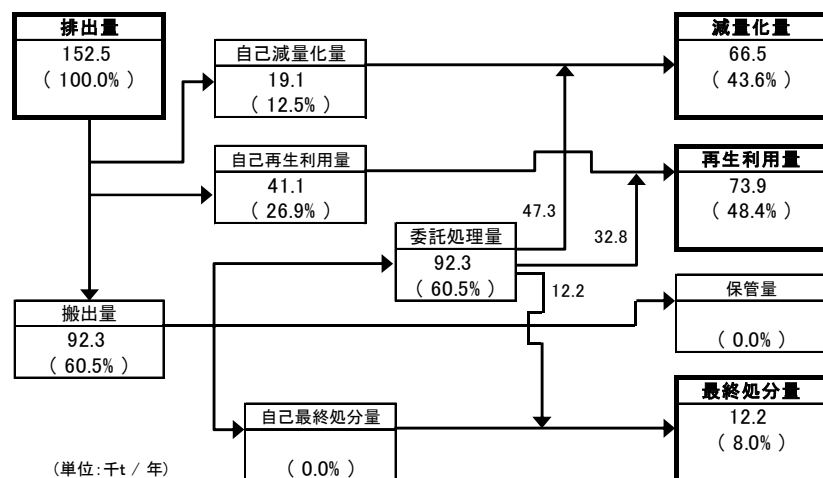
以上、産業廃棄物の排出量及び処理の流れをまとめると、排出量 5,738 千トンは、脱水や焼却等の中間処理によって 3,291 千トン（排出量の 57.4%）が減量化され、2,107 千トン（同 36.7%）が再生利用されており、335 千トン（同 5.8%）が埋立によって最終処分されています。

そのうち、特別管理産業廃棄物の処理状況は、図 4-1-8 のとおりです。



備考：図中の数値は、四捨五入の関係で終始が合わない場合がある。

図 4-1-7 産業廃棄物の排出及び処理状況の概要



備考：図中の数値は、四捨五入の関係で終始が合わない場合がある。

図 4-1-8 特別管理産業廃棄物の排出及び処理状況の概要

(1) 中間処理による減量化の現状

中間処理による減量化量は、県全体で 3,291 千トン、これを種類別にみると、汚泥が 3,034 千トン（減量化量の 92.2%）で大部分を占めており、以下、廃プラスチック類が 116 千トン（同 3.5%）、廃アルカリが 85 千トン（同 2.6%）等となっています。

また、業種別にみると、製造業が 1,945 千トン（同 59.1%）で最も多く、次いで電気・水道業が 991 千トン（同 30.1%）、鉱業が 254 千トン（同 7.7%）等となっています。

表 4-1-4 減量化量の比較

(単位: 千t/年)

| 項目 | 年度 | H16 | | H21 | | 増減率 (%) |
|---------|----|-------|--------|-------|--------|------------|
| | | 減量化量 | 構成比(%) | 減量化量 | 構成比(%) | |
| 減 量 化 量 | | 3,798 | 100.0 | 3,291 | 100.0 | -13.3 |
| 自己減量化量 | | 3,530 | 92.9 | 2,706 | 82.2 | -23.3 |
| 委託減量化量 | | 268 | 7.1 | 585 | 17.8 | 118.3 |

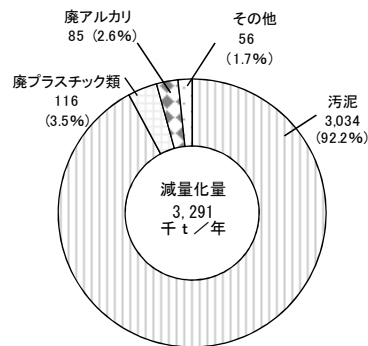


図 4-1-9 種類別減量化量

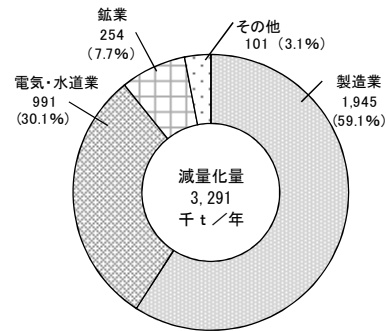


図 4-1-10 業種別減量化量

(2) 再生利用の現状

再生利用された量は、県全体で 2,107 千トン、これを種類別にみると、がれき類が 596 千トン（再生利用量の 28.3%）で最も多く、次いでばいじんが 563 千トン（同 26.7%）、汚泥が 225 千トン（同 10.7%）、鉱さいが 197 千トン（同 9.3%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 113 千トン（同 5.4%）、木くずが 111 千トン（同 5.3%）、金属くずが 95 千トン（同 4.5%）等となっています。

業種別でみると、製造業が 1,276 千トン（同 60.6%）で最も多く、次いで建設業が 694 千トン（同 32.9%）、電気・水道業が 63 千トン（同 3.0%）となっています。

表 4-1-5 再生利用量の比較

(単位: 千t/年)

| 項目 | 年度 | H16 | | H21 | | 増減率 (%) |
|-----------|----|-------|--------|-------|--------|------------|
| | | 再生利用量 | 構成比(%) | 再生利用量 | 構成比(%) | |
| 再 生 利 用 量 | | 2,659 | 100.0 | 2,107 | 100.0 | -20.8 |
| 自己再生利用量 | | 748 | 28.1 | 730 | 34.7 | -2.4 |
| 委託再生利用量 | | 1,911 | 71.9 | 1,376 | 65.3 | -28.0 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

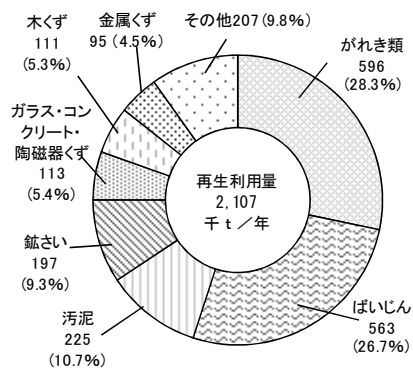


図 4-1-11 種類別再生利用量

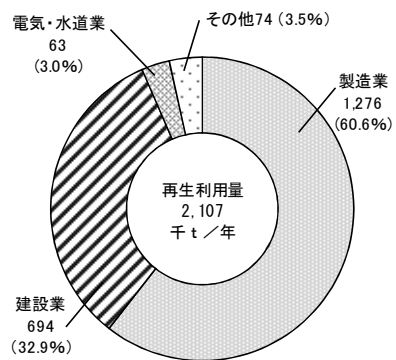


図 4-1-12 業種別再生利用量

(3) 最終処分現状

最終処分された量は、県全体で 335 千トンとなっています。

最終処分量を処理主体別にみると、排出事業者による自己最終処分量が 41 千トン（最終処分量の 12.2%）、処理業者等による委託最終処分量が 293 千トン（同 87.8%）となっており、8 割以上が委託による最終処分です。これを平成 16 年度と比べると、自己最終処分量、委託最終処分量ともに大きく減少しています。

最終処分量を種類別にみると、汚泥が 68 千トン（同 20.3%）で最も多く、次いでばいじんが 55 千トン（同 16.4%）、鉱さいが 45 千トン（同 13.6%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 44 千トン（同 13.3%）、がれき類が 41 千トン（同 12.2%）、燃え殻が 38 千トン（同 11.4%）等となっています。

また、業種別では、製造業が 178 千トン（同 53.3%）で最も多く、次いで建設業が 82 千トン（同 24.6%）、電気・水道業が 50 千トン（同 15.0%）等となっています。

表 4-1-6 最終処分量の比較

(単位:千t/年)

| 項目 | H16 | | H21 | | 増減率 (%) |
|---------|-----|--------|-----|--------|------------|
| | 量 | 構成比(%) | 量 | 構成比(%) | |
| 最終処分量 | 510 | 100.0 | 335 | 100.0 | -34.3 |
| 自己最終処分量 | 64 | 12.5 | 41 | 12.2 | -35.9 |
| 委託最終処分量 | 446 | 87.5 | 293 | 87.8 | -34.3 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

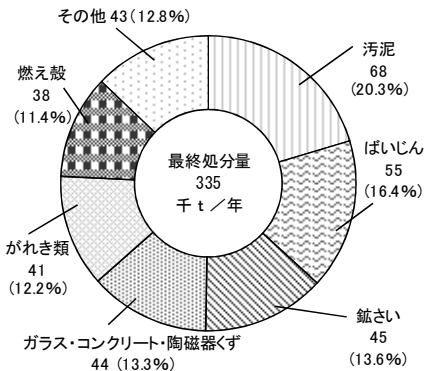


図 4-1-13 種類別最終処分量

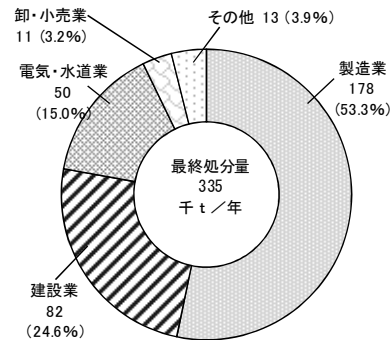


図 4-1-14 業種別最終処分量

3 広域移動の現状

(1) 県外への搬出状況

平成 21 年度における県内の産業廃棄物の排出量は 5,738 千トン、このうち県外へ搬出され、処理された産業廃棄物(県外搬出量)は 645 千トンで、排出量の 11.2% となっています。県外搬出量の処理内訳をみると、中間処理が 601 千トン(県外搬出量の 93.2%)で大部分を占めており、最終処分は 44 千トン(同 6.8%)となっています。

平成 16 年度と比較すると、中間処理、最終処分のいずれも増加しています。なお、中間処理では、その大部分がセメント原燃料や路盤材等にリサイクルとなっており、最終処分では、排出事業者による埋立処分(県外自己最終処分)が主なものとなっています。

表 4-1-7 県外搬出量の処理状況 (単位:千t/年)

| 区分 | | 年度 | H16 | H21 |
|------|------------------|----|-----|-----|
| 処理内訳 | 中間処理 | | 506 | 601 |
| | 最終処分 | | 32 | 44 |
| | 合計 | | 538 | 645 |
| 種類内訳 | 汚泥 | | 50 | 225 |
| | ばいじん | | 142 | 186 |
| | 鉱さい | | 175 | 85 |
| | 廃油 | | 30 | 27 |
| | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | 17 | 22 |
| | 廃プラスチック類 | | 37 | 18 |
| | その他 | | 87 | 82 |
| | 合計 | | 538 | 645 |

備考：産業廃棄物実態調査結果（H17、H22 年度）をもとに集計

また、種類別にみると、汚泥が 225 千トン(同 34.9%)で最も多く、以下、ばいじんが 186 千トン(同 28.8%)、鉱さいが 85 千トン(同 13.2%)、廃油が 27 千トン(同 4.2%)、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 22 千トン(同 3.4%)、廃プラスチック類が 18 千トン(同 2.8%)等となっています。

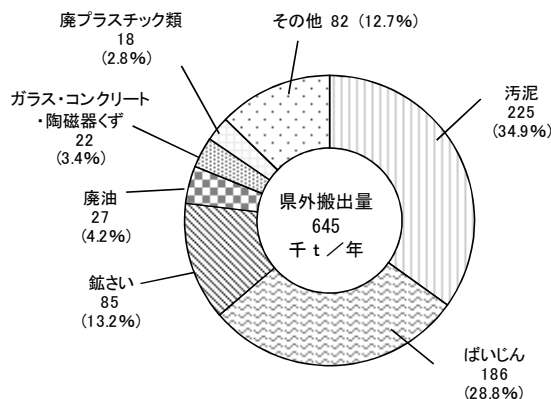


図 4-1-15 種類別の県外搬出量

(2) 県内への搬入状況

平成 21 年度に県内に搬入され、処理された産業廃棄物（県内搬入量）は 569 千トンで、処理の内訳をみると、中間処理が 413 千トン（県内搬入量の 72.6%）、最終処分は 156 千トン（同 27.4%）となっています。

平成 16 年度と比較すると、中間処理は増加、最終処分は大きく減少しています。

表 4-1-8 県内搬入量の処理状況

(単位:千t/年)

| 区分 | | 年度 | H16 | H21 |
|------|------------------|----|-----|-----|
| | | | | |
| 処理内訳 | 中間処理 | | 333 | 413 |
| | 最終処分 | | 376 | 156 |
| | 合計 | | 709 | 569 |
| 種類内訳 | 汚泥 | | 126 | 136 |
| | がれき類 | | 90 | 85 |
| | 廃プラスチック類 | | 137 | 57 |
| | 廃アルカリ | | 42 | 55 |
| | 鉱さい | | 45 | 54 |
| | 廃油 | | 52 | 40 |
| | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | 51 | 27 |
| | その他 | | 166 | 115 |
| | 合計 | | 709 | 569 |

備考：産業廃棄物処分実績報告書をもとに集計

また、種類別にみると、汚泥が 136 千トン（同 23.9%）で最も多く、以下、がれき類が 85 千トン（同 14.9%）、廃プラスチック類が 57 千トン（同 10.0%）、廃アルカリが 55 千トン（同 9.7%）、鉱さいが 54 千トン（同 9.6%）、廃油が 40 千トン（同 7.0%）、ガラス・コンクリート・陶磁器くずが 27 千トン（同 4.7%）等となっています。

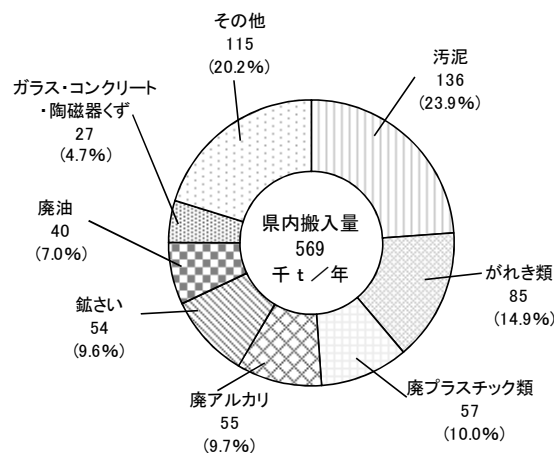


図 4-1-16 種類別の県内搬入量

4 産業廃棄物処理施設等の状況

(1) 処理業者の許可状況

平成 22 年度末現在の処理業の許可業者数は、県全体で 7,792（産業廃棄物処理業：6,823、特別管理産業廃棄物処理業：969）となっています。

平成 18 年度以降の許可業者数の推移をみると、産業廃棄物の収集運搬業者は減少傾向にありますが、その他はおおむね横ばいとなっています。

表 4-1-9 産業廃棄物処理業の許可状況

(単位:業者数)

| 区分 | | 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|-----------|-------------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 産業廃棄物 | 収集運搬業 | | 7,410 (4,922) | 7,361 (4,826) | 7,119 (4,591) | 6,937 (4,433) | 6,446 (3,932) |
| | 処 分 業 | 中間処理 | 354 (216) | 355 (216) | 343 (203) | 359 (219) | 357 (217) |
| | | 最終処分 | 14 (8) | 11 (6) | 9 (6) | 9 (6) | 9 (6) |
| | | 中間処理・最終処分 | 15 (9) | 14 (8) | 12 (8) | 11 (8) | 11 (8) |
| | 小 計 | | | 7,793 (5,155) | 7,741 (5,056) | 7,483 (4,808) | 7,316 (4,666) |
| 特別管理産業廃棄物 | 収集運搬業 | | 882 (584) | 944 (617) | 931 (597) | 949 (609) | 946 (595) |
| | 処 分 業 | 中間処理 | 18 (14) | 20 (16) | 20 (16) | 20 (16) | 21 (16) |
| | | 最終処分 | 3 (2) | 1 (0) | 2 (1) | 2 (1) | 2 (1) |
| | | 中間処理・最終処分 | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | 小 計 | | | 903 (600) | 966 (634) | 953 (614) | 971 (626) |
| 合 計 | | | 8,696 (5,755) | 8,707 (5,690) | 8,436 (5,422) | 8,287 (5,292) | 7,792 (4,775) |

備考：() 内は、岡山市及び倉敷市の業者数（内数）を示す。

(2) 処理施設の設置状況

平成22年度末現在の処理施設の設置数は、県全体で504（中間処理施設：459、最終処分場：45）となっています。施設の種別では、木くず、がれき類の破碎施設が239で最も多く、以下、汚泥の脱水施設が55、産業廃棄物の焼却施設が47、廃プラスチック類の破碎施設42等となっています。

平成18年度以降の施設数の推移をみると、木くず、がれき類の破碎施設は増加していますが、その他の施設ではいずれもおおむね横ばい、あるいは減少しています。

表 4-1-10 廃棄物処理施設の設置状況

(単位:施設数)

| 施設の区分 | 施設の種別 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|--------|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 中間処理施設 | 汚泥の脱水施設 | 57 (39) | 59 (41) | 59 (41) | 59 (39) | 55 (38) |
| | 汚泥の乾燥施設 | 10 (3) | 10 (3) | 9 (3) | 9 (3) | 8 (3) |
| | 汚泥の焼却施設 | 19 (17) | 17 (15) | 17 (15) | 19 (17) | 20 (17) |
| | 廃油の油水分離施設 | 6 (4) | 6 (4) | 6 (4) | 6 (4) | 8 (6) |
| | 廃油の焼却施設 | 15 (13) | 15 (13) | 15 (13) | 17 (15) | 18 (15) |
| | 廃プラスチック類の破碎施設 | 38 (26) | 38 (27) | 39 (28) | 42 (31) | 42 (31) |
| | 廃プラスチック類の焼却施設 | 15 (11) | 15 (11) | 15 (11) | 18 (14) | 19 (14) |
| | 木くず、がれき類の破碎施設 | 203 (113) | 249 (159) | 221 (128) | 236 (136) | 239 (138) |
| | コンクリート固型化施設 | 1 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| | シアン分解施設 | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) |
| | 廃PCB等の焼却施設 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) | 1 (0) |
| | 産業廃棄物の焼却施設 | 49 (36) | 49 (36) | 47 (36) | 49 (38) | 47 (36) |
| | 小計 | 415 (264) | 461 (311) | 431 (281) | 457 (299) | 459 (300) |
| 最終処分場 | 安定型処分場 | 31 (18) | 31 (18) | 30 (18) | 30 (18) | 28 (17) |
| | 管理型処分場 | 17 (6) | 18 (6) | 18 (6) | 17 (7) | 17 (7) |
| | 小計 | 48 (24) | 49 (24) | 48 (24) | 47 (25) | 45 (24) |
| 合計 | | 463 (288) | 510 (335) | 479 (305) | 504 (324) | 504 (324) |

備考：() 内は、岡山市及び倉敷市の施設数（内数）を示す。

県内における最終処分場の残存容量については、平成21年度末現在で5,184千m³、最終処分場の残余年数でみると約12年となります。

なお、県では、平成18年度に事業主体である財団法人岡山県環境保全事業団と連携し、倉敷市水島沖に公共関与による管理型最終処分場（公共関与臨海部新処分場）の整備を進め、平成21年4月から供用を開始しています。

表 4-1-11 最終処分場の残余年数の推計

(平成21年度末)

| 区分 | 最終処分量 (千t/年) A | 残存容量 (千m ³) B | 残余年数 (年) B/A |
|----------|----------------------|---------------------------------|--------------------|
| 県内の最終処分場 | 428 | 5,184 | 12 |

備考：1) tとm³の換算比を1とする。

2) 最終処分量は、県外から搬入される産業廃棄物を含む。

5 監視指導等の状況

(1) 処理業者等に対する監視・指導

不法投棄や不適正処理等を防止するため、平成 22 年度に県、岡山市及び倉敷市（以下「県等」という。）で 9,812 件の立入検査を実施しています。対象事業者別では、排出事業者が 7,107 件、処理業者が 2,661 件、公共団体が 44 件となっています。

表 4-1-12 立入検査の実施状況

| 区分 | 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|--------|----|---------------|---------------|----------------|-----------------|---------------|
| 立入検査件数 | | 7,916 (6,496) | 9,438 (8,463) | 11,130 (9,857) | 11,755 (10,774) | 9,812 (8,746) |
| 排出事業者 | | 5,846 (5,011) | 7,875 (7,331) | 9,123 (8,375) | 9,217 (8,706) | 7,107 (6,600) |
| 処理業者 | | 2,070 (1,485) | 1,563 (1,132) | 2,004 (1,482) | 2,527 (2,068) | 2,661 (2,146) |
| 公共団体 | | 0 (0) | 0 (0) | 3 (0) | 11 (0) | 44 (0) |

備考：（ ）内は、岡山市及び倉敷市の件数（内数）を示す。

(2) 不法投棄等の防止対策

県では、県民局において、市町村等関係者と連携して監視指導を実施するとともに、監視が手薄になる夜間・休日における監視業務の民間委託や産業廃棄物監視指導員を配置するなど、不法投棄等の防止や早期発見・早期対応に努めています。

一方、県内における産業廃棄物の不法投棄については、平成 19 年度以降は、件数、投棄量とも低く抑えられています。

表 4-1-13 産業廃棄物の不法投棄件数等の状況

| 区分 | 年度 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 |
|---------|----|-------|-----|-----|-----|-----|
| 投案件数 | | 15 | 1 | 2 | 3 | 3 |
| 投棄量 (t) | | 1,069 | 20 | 55 | 60 | 103 |

備考：表中の数値は、1 件当たりの投棄量が 10t 以上のもの（岡山市及び倉敷市を含む）。ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は、10t 未満のものも含んでいる。

(3) 県外産業廃棄物の事前協議

県外産業廃棄物の県内への搬入については、県外の排出事業者から県等に対して事前協議を行う制度を設けています。

事前協議に当たっては、廃棄物の種類、処理量、発生工程等を記述させるとともに、廃棄物の種類によっては有害物質等の分析証明書を添付させ、安全性等の確認を行っています。

6 第2次計画の目標の達成状況

ここでは、第2次岡山県廃棄物処理計画で設定された産業廃棄物処理の目標に対する達成状況について、平成21年度実績を用いて評価します。

(1) 第2次計画の目標

① 排出抑制の目標

平成22年度における排出量を予測値より2.7%削減し、おおむね7,000千トンとすることを旨す。

② 再生利用量の目標

平成22年度におけるリサイクル率を39.0%とすることを旨す。

③ 最終処分量の目標

平成22年度における最終処分量を平成16年度から約2割削減し、410千トンとすることを旨す。

(2) 達成状況の評価

① 排出抑制

現状（平成21年度実績）の排出量は5,738千トン、平成16年度（6,977千トン）に比べて17.8%の減少となっており、また、第2次計画の目標値（平成22年度：7,000千トン）を大きく下回っています。なお、現状の排出量は、事業者による排出抑制等の取組だけでなく、急速な景気後退など経済的要因も大きく影響しているものと考えられることから、その動向に留意する必要があります。

② 再生利用量

現状（平成21年度実績）のリサイクル率は36.7%、平成16年度（38.1%）に比べて1.4ポイント低く、第2次計画の目標値（平成22年度：39.0%）を下回る水準にとどまっています。

③ 最終処分量

現状（平成21年度実績）の最終処分量は335千トン、平成16年度（510千トン）に比べると3割以上（34.3%）の削減となっています。また、第2次計画の目標値（平成22年度：410千トン）を大きく下回っています。

表 4-1-14 第2次計画の目標と現状

| 項目 | 年度 | 第2次計画 | | 現状 |
|-------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | | H16実績 | H22目標値 | H21実績 |
| 排出量 | (千t/年) | 6,977 (100.0%) | 7,000 (100.0%) | 5,738 (100.0%) |
| 再生利用量 | (千t/年) | 2,659 (38.1%) | 2,730 (39.0%) | 2,107 (36.7%) |
| 最終処分量 | (千t/年) | 510 (7.3%) | 410 (5.9%) | 335 (5.8%) |

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) () 内は、排出量に対する割合である。

7 産業廃棄物処理に関する課題

(1) 排出抑制と循環的利用の促進

第2次計画の目標の進捗状況については、排出量、最終処分量は達成見込みとなっていますが、リサイクル率については、がれき類、鋳さいなどリサイクル率の高い種類の排出量が大きく減少していることから、このままの状態では目標達成が難しい状況です。今後は多くの品目を対象とした資源化をより一層進めていく必要があります。

また、達成見込みの排出量等についても、事業者の取組によるものだけでなく、急速な景気後退など経済的な要因が大きく影響しているものと推察されることから、その後の景気動向に留意しつつ、引き続き、排出抑制、再生利用の促進、最終処分量の削減を進めていく必要があります。

(2) 排出事業者責任の徹底

事業活動に伴って生じる産業廃棄物の処理責任は排出事業者にあります。このため、排出事業者は、委託処理する場合であっても、自らの責任で発生から最終処分（再生を含む。）に至る処理の流れをマニフェストや実地確認等によつて的確に把握し、適正処理を確保する必要があります。

しかしながら、廃棄物処理法を理解していない排出事業者もあり、また、廃棄物処理法の改正が頻繁に行われ、適正処理に関する規制や罰則の強化などが進んでいることから、県等は、県内事業者に対して、あらゆる機会を通じて法改正事項等の周知・指導に努め、引き続き排出事業者処理責任の徹底を図っていく必要があります。

(3) 優良な処理業者の育成と適正処理意識の醸成

産業廃棄物処理に対する不安や不信感を払拭し、循環的利用や適正処理を推進するためには、排出事業者から信頼される優良な処理業者を育成し、優良な処理業者が優先的に選ばれる健全な市場の形成が不可欠です。

処理業者は、信頼を確保するため、自ら情報を公開することによって事業の透明化を図るとともに、ISO14001、エコアクション21を初めとした認証制度による認証を取得するなど、環境配慮の取組を強化する必要があります。また、優良な処理業者の育成・支援等を目的に新たに創設された「優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月施行）」の積極的な活用が求められています。

一方で、適正処理意識の醸成や不法投棄等の不適正処理の未然防止を図るため、県等は、立入検査や環境パトロールなどの監視指導体制を強化するとともに、講習会や研修会などあらゆる機会を通じて、排出事業者や処理業者への意識改革等についても積極的に推進する必要があります。

(4) 産業廃棄物の広域移動への対応

県外産業廃棄物の搬入超過の状態は、解消されていますが、最終処分量だけをみると県外への搬出量を大幅に超えた県内搬入量となっています。県では最終処分を目的とする県外産業廃棄物については、これまでどおり事前協議の厳正な運用を図るとともに、県内における循環型社会形成の推進や産業廃棄物の適正処理体制を確保する必要があります。

(5) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

排出抑制や循環的利用の推進によって産業廃棄物の削減を徹底したとしても、現在の生産・製造技術やリサイクル技術では、すべての産業廃棄物を再生資源・原料や再生品に転換することは困難です。このため、産業廃棄物を適正に処分できる施設を確保することは、県内の適正処理体制の維持のために必要なだけでなく、循環型社会を形成し持続的な発展を図る上でも必要不可欠といえます。

施設の計画・設置に当たっては、廃棄物処理法や岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、安全性・信頼性の高い処理施設の確保に努める必要があります。

また、温室効果ガスの排出抑制など地球温暖化防止の観点から、焼却処理を行う際は熱回収（サーマルリサイクル）することが有効であることから、焼却施設の新設・改修時には熱回収を推進していく必要があります。

第2節 産業廃棄物の将来予測と目標

1 排出量の将来予測

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）の将来予測については、今後とも飛躍的な技術革新及び法律上の産業廃棄物の分類に変更がなく、現状（平成21年度実績）における産業廃棄物の排出量と業種ごとの経済指標（活動量指標）との関係は変わらず、排出原単位は変化しないものと仮定して、次式を用いて予測を行いました。

また、業種ごとの活動量指標の将来予測に関しては、過去からの傾向（トレンド）が将来も同様に続くものとして、トレンド法を基本に用いています。

業種ごとの予測式：

$$\text{将来の排出量} = \text{排出原単位（平成21年度実績）} \times \text{活動量指標（予測値）}$$

業種ごとの活動量指標の予測値

- ◆建設業：「元請完成工事高」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
- ◆製造業：「製造品出荷額等」のトレンドをもとに適合度の高い回帰式で推計した。
- ◆電気・水道業：各施設の将来計画値をそのまま用いた。
- ◆その他業種：「従業者数」のトレンドをもとに業種別に適合度の高い回帰式で推計した。

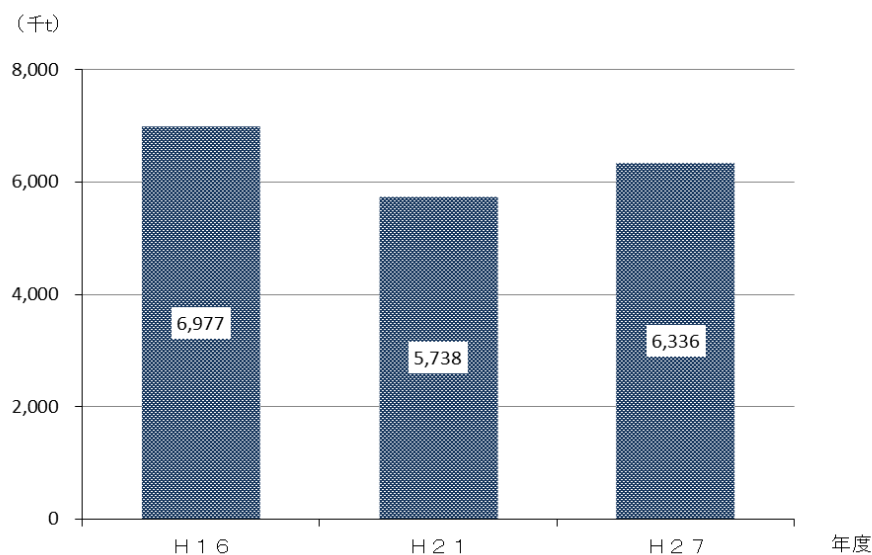


図 4-2-1 排出量の将来予測

(1) 種類別排出量の将来予測

平成27年度における種類別排出量の予測結果をみると、汚泥、ばいじんは増加し、がれき類は減少すると予測されます。なお、種類別では、汚泥の増加が顕著です。

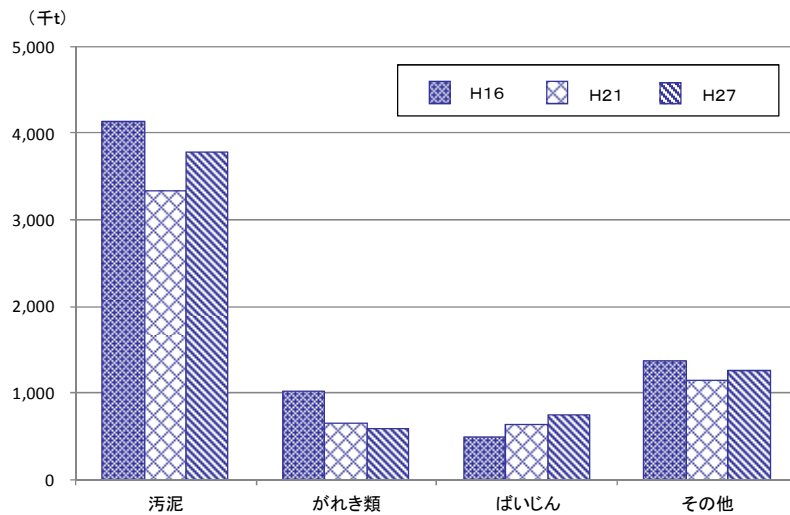


図 4-2-2 種類別排出量の将来予測

表 4-2-1 種類別排出量の将来予測

(単位: 千t/年)

| 種類 | 年度 | H16 | | H21 | | H27 | |
|------|----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| | | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) | 構成比(%) | | |
| 合計 | | 6,977 | 100.0 | 5,738 | 100.0 | 6,336 | 100.0 |
| 汚泥 | | 4,133 | 59.2 | 3,329 | 58.0 | 3,778 | 59.6 |
| がれき類 | | 1,004 | 14.4 | 647 | 11.3 | 578 | 9.1 |
| ばいじん | | 478 | 6.9 | 632 | 11.0 | 735 | 11.6 |
| その他 | | 1,362 | 19.5 | 1,129 | 19.7 | 1,245 | 19.6 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(2) 業種別排出量の将来予測

平成 27 年度における業種別排出量の予測結果をみると、製造業、電気・水道業は増加し、建設業は減少すると予測されます。なお、業種別では、製造業の増加が顕著です。

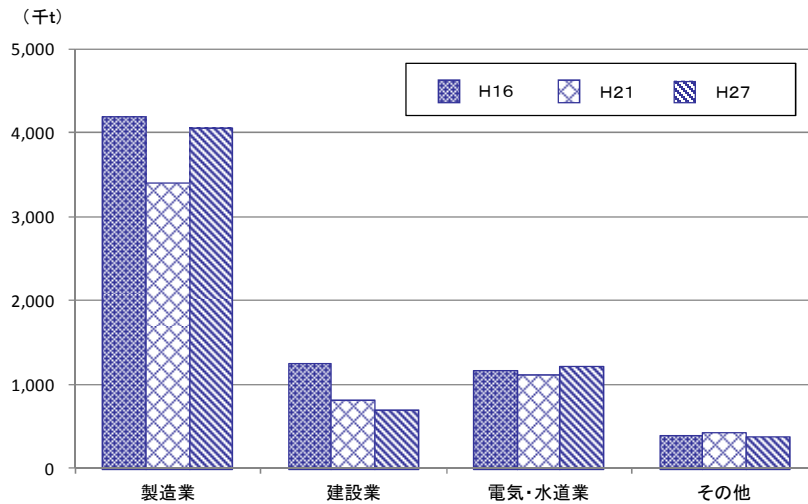


図 4-2-3 業種別排出量の将来予測

表 4-2-2 業種別排出量の将来予測

(単位: 千t/年)

| 業種 | 年度 | H16 | | H21 | | H27 | |
|--------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 排出量 | 構成比(%) | 排出量 | 構成比(%) | 排出量 | 構成比(%) |
| 合計 | | 6,977 | 100.0 | 5,738 | 100.0 | 6,336 | 100.0 |
| 製造業 | | 4,185 | 60.0 | 3,403 | 59.3 | 4,058 | 64.0 |
| 建設業 | | 1,245 | 17.8 | 803 | 14.0 | 690 | 10.9 |
| 電気・水道業 | | 1,161 | 16.6 | 1,104 | 19.2 | 1,218 | 19.2 |
| その他 | | 386 | 5.5 | 428 | 7.5 | 370 | 5.8 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

2 処理の将来予測

処理状況の将来予測については、排出事業者や処理業者による減量化・リサイクルなど現状の取組が将来も同様に行われるものと仮定して推計を行いました。

平成27年度における処理状況の予測結果をみると、排出量6,336千トンのうち、35.2%が再生利用され、59.0%が中間処理によって減量化、5.6%が最終処分されるものと見込まれます。

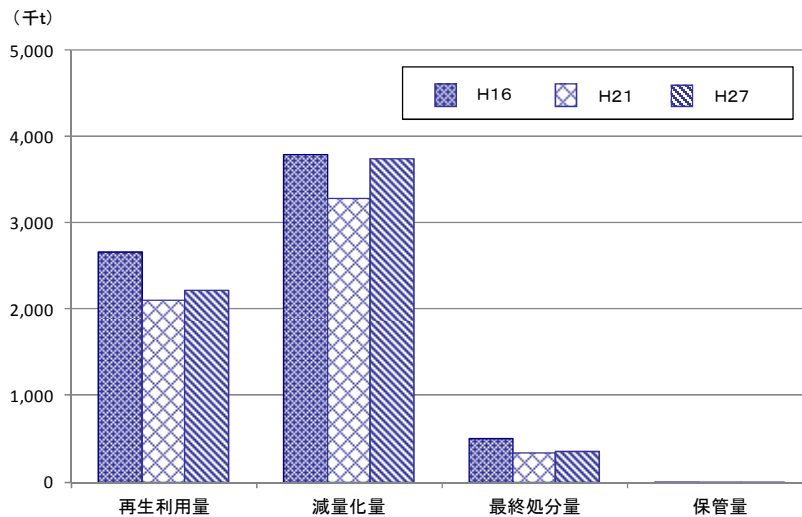


図 4-2-4 処理状況の将来予測

表 4-2-3 処理状況の将来予測

(単位:千t/年)

| 項目 | 年度 | H16 | | H21 | | H27 | |
|-------|----|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | | 量 | 構成比(%) | 量 | 構成比(%) | 量 | 構成比(%) |
| 排出量 | | 6,977 | 100.0 | 5,738 | 100.0 | 6,336 | 100.0 |
| 再生利用量 | | 2,659 | 38.1 | 2,107 | 36.7 | 2,232 | 35.2 |
| 減量化量 | | 3,798 | 54.4 | 3,291 | 57.4 | 3,741 | 59.0 |
| 最終処分量 | | 510 | 7.3 | 335 | 5.8 | 357 | 5.6 |
| 保管量 | | 10 | 0.1 | 5 | 0.1 | 6 | 0.1 |

備考：四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

3 産業廃棄物の再生利用等の目標

国の基本方針において示された目標や本県の状況を踏まえ、次のとおり目標値を設定します。

表 4-2-4 国の基本方針における産業廃棄物の目標値

| | 平成27年度目標値 |
|-------|-----------------------|
| 排出量 | 増加を平成19年度比約1%に抑制 |
| 再生利用量 | 約53%に増加（＝現状から1ポイント増加） |
| 最終処分量 | 平成19年度比約12%削減 |

(1) 排出量の目標

平成27年度における排出量をおおむね6,000千t/年とすることを目指します。

排出量の増加を抑制することとし、平成27年度の予測値（6,336千t/年）を勘案して、おおむね6,000千t/年とすることを目標とします。

(2) 再生利用量の目標

平成27年度におけるリサイクル率を39.1%とすることを目指します。

国の基本方針やエコビジョン2020における目標を踏まえ、リサイクル率39.1%を目標とします。

(3) 最終処分量の削減目標

平成27年度における最終処分量を305千t/年とすることを目指します。

国の目標値は、平成19年度から平成27年度の8年間で最終処分量を12%削減することになっています。（年平均削減率1.5%/年）

これを踏まえて、平成21年度 of 最終処分量335千トン/年を基準とし、国の年平均削減率の6年分である9%を削減することとして、最終処分量305千トン/年を目標とします。

以上の産業廃棄物減量化の目標を整理すると、次のとおりです。

表 4-2-5 産業廃棄物の減量化の目標

| 項目 | | 年度 | | | |
|--------|-----|--------|--------|---------|--------------|
| | | H16 実績 | H21 実績 | H27 予測値 | H27 目標値 |
| 排出量 | 千 t | 6,977 | 5,738 | 6,336 | 6,000 |
| リサイクル率 | % | 38.1 | 36.7 | 35.2 | 39.1 |
| 最終処分量 | 千 t | 510 | 335 | 357 | 305 |

備考：1) 網掛け部分は目標値である。

2) リサイクル率＝再生利用量÷排出量×100

第3節 目標達成等に向けての取組

1 排出者（事業者）責任の徹底・強化

（1）廃棄物処理法の周知徹底と指導強化

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、処理責任を有する排出事業者に対して、廃棄物処理法に基づく処理基準や委託基準等の遵守、マニフェスト制度の適正な運用などの周知徹底を図るとともに指導を強化する必要があります。

主 な 取 組

- 産業廃棄物の適正処理は排出事業者が処理責任があること（排出事業者処理責任）や法改正事項等を周知するため、引き続き講習会等を開催するとともに、事業場への立入検査を計画的に実施するなど、排出事業者への監視・指導を徹底します。
- 産業廃棄物の自社保管（事業場外）に関する届出制度、排出事業者が処理業者に処理委託する際の基準（委託基準）の遵守、排出事業者自らが産業廃棄物の処理の流れを的確に把握するためのマニフェスト制度（紙又は電子マニフェスト）の適正運用や実地確認などについて、あらゆる機会を通じて周知するとともに、立入検査等による監視・指導を一層強化します。
- マニフェスト制度のうち、事務処理の効率化や処理状況の即時把握など情報管理の合理化等が図れ、偽造など不適正処理の防止に効果のある電子マニフェストの普及促進に努めます。

（2）多量排出事業者に対する処理計画の作成指導の徹底

多量排出事業者（産業廃棄物の年間排出量が 1,000 トン（特別管理産業廃棄物は 50 トン）以上の事業場を設置している事業者）は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（以下「処理計画」という。）を作成、県知事及び政令市長（以下「知事等」という。）に提出し、また、その処理計画の実施の状況（以下「実施状況」という。）を県知事等に報告する義務があります。

主 な 取 組

- 県知事等は、提出された処理計画・実施状況等をインターネットにより公表することにより、産業廃棄物の減量その他の取組を促進します。

（3）環境マネジメントシステムの導入促進

ISO14001 は、企業や自治体などの組織が自らの活動から生じる環境への影響を、自主的かつ継続的に減らしていくための経営手法・仕組みを定めた国際規格です。また、環境省が中小事業者における環境への取組を促進するためエコアクション21を策定しており、それらの普及を進めています。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <p>○ 循環型社会の形成には、環境に配慮した事業活動の展開が不可欠であり、事業者による自主的かつ積極的な対応が望めます。県では、県内事業者によるISO14001の導入を促進するため、引き続き情報提供や支援（県の物品の調達等での入札資格審査において優遇措置等）を行います。</p> <p>○ ISO14001について、経費や社内体制等の面から認証取得が難しい中小企業者に対しては、エコアクション21（環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく環境経営システム）の導入促進を図るため、引き続き情報提供や支援（県の物品の調達等での入札資格審査において優遇措置等）を行います。</p> <p>＜エコアクション21認証・登録制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人持続性推進機構（http://www.ea21.jp/） |

（4）リサイクル関連法に基づくリサイクルの推進

廃棄物等の循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）をより一層推進するためには、廃棄物処理法だけでなく、リサイクル関連法の関係者への周知の徹底と円滑かつ適正な運用が不可欠です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <p>○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、自動車リサイクル法などリサイクル関連法の運用による産業廃棄物（個別物品）の特性に応じた規制とリサイクル、製造業者による自主回収等が効果的かつ円滑に進むよう、関係機関とも連携し、関係者に対し法令遵守の徹底を図ります。</p> |

2 排出抑制と循環的利用の推進

（1）再生品等の使用促進

環境への負荷を低減し、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築するためには、消費者や事業者が物品やサービスを購入する際に、環境保全型商品（環境物品等）を優先的に選択することが重要です。

| 主 な 取 組 |
|------------|
|------------|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ リサイクル製品の需要を喚起するため、再生品の使用促進に関する指針の周知徹底を図るとともに、「岡山県エコ製品」の種類や品目の拡充に努め、再生品等の普及を図ります。(再掲)○ 「岡山県エコ製品」については、県ホームページや各種広報媒体を活用して、県民や事業者に対し積極的にPRするとともに、イベントや展示会において製品とともに優れた活用事例を展示するなどして使用促進を図ります。(再掲)○ 県における環境に配慮した製品やサービスの調達方針を定めた「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づき、率先してグリーン調達に取り組みます。また、県下の市町村、事業者等と連携を図り、その普及啓発に努めます。(再掲)○ 公共工事に係る資材の調達に関しては、引き続き「岡山県エコ製品」の優先的な調達に努めるとともに、「特定調達品目(再生加熱アスファルト混合物、再生骨材、プレキャストコンクリート製品)」については、毎年度これらの調達状況を把握し、その結果を環境白書や県ホームページ等で公表します。 |
|--|

(2) 環境にやさしい企業づくり

岡山エコ事業所認定制度は、循環型社会の形成のための取組が先進的、かつ、優秀であると認められる県内の事業所を県が「岡山エコ事業所」と認定し、その取組を他の事業者及び県民の間に広く周知することにより、循環型社会の形成に向けた取組の促進を図るものです。

| 主 な 取 組 |
|------------|
|------------|

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 岡山エコ事業所認定制度の周知を図り、認定事業所の増加に努めます。 ＜岡山エコ事業所（3部門）＞<ul style="list-style-type: none">ア ゼロエミッションに積極的に取り組んでいる事業所イ 再生品の使用等に積極的に取り組んでいる事業所ウ 再生品の販売等に積極的に取り組んでいる小売店 |
|--|

(3) 最終処分量の多い品目の減量化・リサイクルの推進

汚泥、ばいじん、鉱さい、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、燃え殻、廃プラスチック類の7品目で最終処分量全体の約93%を占めています。これら排出量が多く、最終処分量が多い品目については、その組成・性状等を的確に把握した上で、安全性を確保しながら、減量化・リサイクルを一層推進する必要があります。なお、汚泥、鉱さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類については「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定に基づき、循環資源に指定されています。

主 な 取 組

- 多量排出事業者から提出された処理計画及び実施状況については、インターネットにより情報公開することで、多量排出事業者のさらなる排出抑制や再生利用等の取組が期待されることから、処理計画等の作成・提出義務の周知、取組への指導等を徹底します。
- コンクリート塊やアスファルト塊などのがれき類については、建設リサイクル法に基づく再資源化が適切に行われるよう、関係機関（県の建設部局、環境部局及び国の労働基準監督機関）合同による県内一斉パトロールを実施するなど、監視・指導を徹底・強化するとともに関係者の意識向上に努めます。
- 汚泥、鋳さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類については、引き続き排出事業者に対し、ごみゼロガイドラインに沿った取組が行われるよう指導するとともに、ごみゼロガイドラインの目標達成状況を把握し、必要に応じて見直しを行います。なお、汚泥、鋳さいは平成18年度に、ばいじん・燃え殻については、平成23年度に目標達成状況等の評価を行っています。

(4) 循環資源マッチングシステムの利用促進

本システムは、インターネットを介して循環資源を提供する事業者と利用する事業者をマッチング（あっせん）することによって、循環資源の有効活用を促進する制度で、循環資源に関する総合的な地域情報を一括管理する岡山県循環資源総合情報支援センター（財団法人岡山県環境保全事業団）が運用しています。なお、県内事業者によるシステムの会員登録は無料となっており、インターネットが利用できない場合は、書面による登録申請・情報提供を受けることができます。

主 な 取 組

- 岡山県循環資源総合情報支援センターとの連携により「循環資源マッチングシステム」の普及啓発に努め、システムのより一層の利用促進を図ることで、県内発生の循環資源の利用拡大を進めます。

(5) 岡山エコタウンプランの推進

「岡山エコタウンプラン」は、環境ビジネスを地域産業の基軸とし、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定（エコタウン事業承認：平成16年3月）したものです。

主 な 取 組

- 岡山エコタウンプランでは、地域の産業特性を活かした地域づくり、循環資源の有機的連携による活用、各種リサイクル法の拠点施設の整備促進のほか、本プランのハード事業により支援した施設を積極的に環境学習のフィールドとして活用するなど、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進しています。
- エコタウン事業のさらなる発展、地域の活性化を図るため、エコタウンを核とした地域循環圏の構築を目指して、県内だけでなく、瀬戸内地域を視野に入れた広域的連携（循環資源の広域マッチングシステム）のあり方について検討を行います。

(6) 新処理技術等の導入促進

世界的な資源制約の顕在化や地球温暖化など資源・環境問題への高まりを背景として、安全性やリサイクル性に配慮した高度な処理技術が求められています。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 「岡山県循環型社会形成推進条例」の規定に基づき循環資源に指定している産業廃棄物（汚泥、鋳さい、ばいじん・燃え殻、廃プラスチック類）等について、資源化を促進する新技術・新規事業の創出を図るため、産学官の連携を強化し、先端的なりサイクル技術の開発等を行う企業に対する支援を行います。○ 「中四国環境ビジネスネット（B-net）」を活用して、広く瀬戸内海圏域等から3Rに関する新技術や各種ニーズ等の情報を一同に集め意見交換・商談等を行うことにより、新技術等の事業化の促進と地域の枠を超えた循環型産業クラスターの形成を促進します。 |

(7) 地域ミニエコタウン事業支援制度の活用促進

循環型社会形成推進モデル事業（地域ミニエコタウン事業）等により民間主導の施設整備の取組を優先して支援を行う必要があります。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 循環型社会の形成を推進する民間のリサイクル関係施設の整備、リサイクル技術の開発等について、その事業の円滑な実施を図るために必要な財政的支援を行います。 |

(8) バイオマス資源の利活用の推進

持続的に再生可能な生物由来のバイオマスについては、その性質や特性、地域の実情に合わせて、循環的に最大限利活用していく必要があります。県では、地域の木質バイオマス資源を活用する新たな産業の創出により、地域経済の発展と地球温暖化防止を図る「おかやまグリーンバイオ・プロジェクト」等を推進しています。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物系バイオマスの利活用に関する調査、研究・開発等を進めるとともに、地域におけるマテリアル及びエネルギー利用等のリサイクル事業を支援します。○ 木くずなど食料と競合しないセルロース系バイオマス資源を、高機能で付加価値の高い新素材（セルロースナノファイバー）として利用するための技術開発（超微粉碎）に取り組みます。○ 平成23年4月末現在、県内では真庭市、新見市、笠岡市、津山市、高梁市、和気町、美咲町の7市町がバイオマスタウン構想を策定しており、地域の実情やバイオマスの特性に応じて具体的な取組みや検討が進められています。県では、廃棄物系バイオマスの利活用の広がりに合わせて、必要な情報提供等を行います。 |

(9) 農業系廃棄物のリサイクル・適正処理等の推進

畜産農家から排出される家畜のふん尿については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための岡山県計画」に基づき、計画的に整備を進めてきた堆肥舎等を活用して、引き続き適正処理を図ります。

そのため、畜産農家等においては生産したたい肥を耕種農家と連携を図りながら、一層利用を促進し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

また、ハウスを覆うビニール、マルチ及び牧草用ラップフィルム等の農業用廃プラスチックは、農業協同組合等の協力のもと、リサイクルと適正処理を推進します。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で排出される農場副産物等を有効利用するため畜産農家と耕種農家との連携を図り、肥料等の利用拡大を促進します。 ○ 農家から排出される農業用廃プラスチック類についても、引き続き農業協同組合等の協力のもと、リサイクル・適正処理の啓発・指導等を行います。 |

(10) リサイクル事業者及びリサイクル技術情報提供システムの運用

中小企業等においては、産業廃棄物の減量化・リサイクルに係る効果的手法の熟達に困難といった側面があるため、技術的に支援するシステムが必要となります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の中小企業による産業廃棄物の減量化・リサイクルをより一層促進させるため、循環資源総合情報支援センターに「リサイクル事業者及びリサイクル技術情報提供システム」を設置し、岡山県内のリサイクル技術、リサイクル施設、リサイクル製品の情報を収集するとともに、誰もが閲覧できる形で公開し、情報発信します。 |

3 適正処理の推進

(1) 優良な処理業者の育成と認定制度の普及促進

産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、法改正により平成 23 年度から「優良産廃処理業者認定制度」が施行されています。

| 主 な 取 組 |
|---|
| ○ 産業廃棄物の適正処理を推進し、優良な処理業者を育成・支援するため、「優良産廃処理業者認定制度」を適切に運用するとともに、講習会、県ホームページなどを通じて、本制度の周知・啓発に努めます。 |

(2) 適正処理に係る講習会・研修会等の充実

廃棄物処理法の改正に伴い、産業廃棄物の処理基準・委託基準、処理施設の構造基準等が強化されていることから、今後も排出事業者や処理業者等に対してこれらの事項の周知徹底を図っていく必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 産業廃棄物の適正処理の推進や処理技術の向上を図るため、社団法人岡山県産業廃棄物協会等の協力のもと、排出事業者や処理業者を対象に講習会・研修会等を定期的で開催します。 |
| ○ 講習会・研修会では、電子マニフェスト制度、優良産廃処理業者認定制度、エコアクション21、環境会計など経営基盤の健全化に繋がる内容や、有害物質等を含む産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の適正処理について、講習会等の充実を図っていきます。 |

(3) 県外産業廃棄物の搬入抑制に向けての対応

県域を越えて広域的に処理される産業廃棄物については、関係都道府県との密接な連携を図り、よりの確な実態把握に努める必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 県外から搬入される産業廃棄物に対しては、引き続き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」に基づいて、これまでどおり事前協議を厳正に運用することによって、県内の適正処理体制を確保します。 |

(4) 不法投棄等の不適正処理対策の強化

野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見のため、監視や指導體制の強化が必要です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| ○ 不適正処理の未然防止と早期発見に努めるため、不法投棄防止の啓発、監視指導員の配置、夜間・休日の不法投棄等監視業務の民間委託、不法投棄110番の設置などの事業を行い、監視・指導體制等の強化を進めます。 |

(5) ダイオキシン類排出削減対策の指導の徹底

産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量については、構造基準や維持管理基準などの削減対策の推進により全国的にも減少する傾向にあります。

| 主 な 取 組 |
|---|
| ○ 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出については、廃棄物処理法やダイオキシン類対策特別措置法などの環境法令が改正され、排出基準、構造基準、維持管理基準等が大幅に強化されたことから、全国的にも施設数が減少する傾向にあります。県では施設設置者による排ガス中のダイオキシン類の自主検査・報告の徹底や立入検査による排ガス測定の実施などによって、引き続きダイオキシン類の排出実態の把握に努めるとともに、施設設置者に対する監視・指導を徹底しており、基準値を超過した設置者に対しては、使用停止を命ずるなど厳正に対応します。 |

(6) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

吹き付け石綿の除去工事に伴って排出される飛散性の廃石綿等や解体工事により排出される非飛散性の石綿含有産業廃棄物などの石綿を含む産業廃棄物は、他の廃棄物と区別して適正な管理を行う必要があります。

| 主 な 取 組 |
|--|
| ○ 解体工事業者及び処理業者に対し、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（平成23年3月）」等の周知の徹底を図り、解体工事現場や処理業者への監視・指導を強化するとともに、関係行政機関・関係団体で構成する「岡山県アスベスト対策協議会」における取組などにより適正処理を推進します。 |

(7) PCB廃棄物に関する適正処理の推進

PCB廃棄物の処理については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）に基づき、「岡山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「県計画」という。）を平成20年3月に策定しましたが、その後、北九州市のPCB廃棄物処理施設での新たな施設の稼働に伴い処理可能なPCB廃棄物の種類が追加されたこと、また、平成21年11月に国のPCB廃棄物処理基本計画において微量PCB汚染廃電気機器の処理方策が新たに盛り込まれたことなどから、平成22年10月に県計画を改訂しました。

| 主 な 取 組 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ PCB廃棄物の保管事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、引き続き報告徴収や立入検査による指導を行います。北九州PCB廃棄物処理事業については、日本環境安全事業株式会社（JESCO）と連携を取りながら、県計画に基づき、県内のPCB廃棄物の早期の処理を推進します。○ 微量PCB汚染廃電気機器等については、国の無害化認定を受けた施設又は都道府県が許可した施設において処理することとなりますが、現在、処理施設及び処理体制の整備が進められているところです。今後は、これらの進捗状況に応じて、事業者等に対して具体的な処分についての指導を行います。 |

4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進

(1) 産業廃棄物処理施設の安定的確保

県内における産業廃棄物の適正処理を推進し、適正処理体制を維持するためには、安全性、信頼性の高い処理施設の安定的な確保が不可欠です。このためには、施設の設置者への適正な指導等により住民の処理施設に対する不信感を払拭する必要があります。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 県では、処理施設の設置計画者に対し、廃棄物処理法や「岡山県産業廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、引き続き適正な指導・助言を行っていきます。○ 産業廃棄物の焼却施設の整備等に当たっては、地球温暖化防止の観点から、熱回収が可能な施設の整備について、設置計画者に助言します。○ 地域住民と処理施設の運営主体が相互理解を深めるためには、処理施設の維持管理状況等を積極的に情報公開することが重要であることから、とりわけ焼却施設及び最終処分場については、これらの情報をインターネット等により広く公開するよう設置者を指導します。 |

5 廃棄物情報の共有化と相互理解

(1) 廃棄物等関連情報の充実と情報公開の推進

県民や事業者への説明責任や廃棄物処理をめぐる課題の共有など、各主体間で情報を共有することは相互理解を深める上で重要なテーマとなっています。廃棄物に関する多くの情報を県民や事業者に分かりやすい表現で伝えていくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山県循環資源総合情報支援センターにおいて、インターネット等を活用した情報の受発信を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ア 企業間における循環資源に関する情報交換 イ 事業者及び県民への廃棄物等の発生抑制並びに適正な循環資源の循環的利用及び処分に資する情報提供 ウ 循環型社会の形成に関する事業者及び県民の意識の向上を図るために必要な情報提供 ○ 地域の循環資源を活用した地域密着型の資源循環システムの調査、研究・開発等を推進するとともに、これらの成果（情報）を積極的に公開します。 |

(2) 環境教育・環境学習の推進（再掲）

県民や事業者が環境に配慮した行動を実践することは、環境保全や循環型社会形成において重要な要素であり、環境教育や環境学習を県全体で推進していくことが重要です。

| 主 な 取 組 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 岡山エコタウンプランに掲げる環境教育・環境学習を促進するために設置した、県民、環境団体等が集い、環境学習ができる「岡山県環境学習協働推進広場」を拠点として、NPO等環境活動団体と協働して環境学習に取り組みます。また、岡山エコタウン関係施設巡回見学受け入れ事業等も進めます。 ○ 循環型社会の形成推進のためには、行政、県民、事業者が一体となり、地域社会をあげて環境保全に取り組むことが重要であることから、県民一人ひとりの排出抑制やリサイクル品の利用促進など、地球環境問題や環境保全等につながる身近で具体的な行動を促進するために環境教育を推進します。 ○ 行政と地域コミュニティ、地域住民等が協働して環境学習に取り組み、地域での環境配慮型ライフスタイルへの転換を促進します。 ○ 小中学校の児童生徒を対象に教材を使用した学習と実践行動を通じた継続的な環境学習を行い、その成果を周囲の教職員、家庭等に波及させるなど効果的な環境学習を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ア 環境先進企業や廃棄物処理施設等の見学体験等を行う環境学習エコツアーの実施 イ 移動環境学習車を活用した環境学習出前講座の実施 |

上記1から5までの施策の財源として産業廃棄物処理税を充てています。

産業廃棄物処理税は、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の推進を図ることを目的として平成 15 年 4 月に導入し、上記の施策に充てられるほか、将来にわたり、県民の意識改革や廃棄物の適正処理に取り組む必要があることから、岡山県環境保全循環型社会形成推進基金に積み立てています。

その後、産業廃棄物処理税条例の規定（施行後 5 年を目途に見直し）により、平成 19 年度に施行後の状況、社会経済情勢の推移、事業の成果についての評価・分析を行い、納税者や関係各機関等の意見を聞いた結果、平成 20 年 4 月以降も現行の課税制度による産業廃棄物処理税及び税収を活用した事業を継続することとなりました。

◆産業廃棄物処理税は 3 つの区分の事業に充当されています。

- ①「産業活動の支援」：リサイクル技術の開発支援・リサイクル製品の利用促進など
- ②「適正処理の推進」：不法投棄の未然防止対策など
- ③「意識改革」：環境教育・環境学習、循環資源等の情報提供など

第5章 計画の推進

第1節 関係者の役割

本県における廃棄物対策において、循環を基調とした廃棄物再生・処理システムを構築し、廃棄物の削減により環境への負荷を低減していくためには、県民、事業者、処理業者、市町村及び県がそれぞれの立場において、適切な役割分担により取り組んでいくことが重要です。

1 県民の役割

県民は、廃棄物の適正処理やリサイクルに対する理解を深め、循環型社会の形成に向けたライフスタイルの見直しや適正処理のための自治体の施策等に積極的に協力することが大切です。

| 県 民 の 役 割 |
|--|
| <p>環境負荷の低減に配慮した消費行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ マイバッグの持参、レジ袋・包装類の辞退、再生品の使用、ごみ発生の少ない商品の購入等、廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。 ○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 ○ 生ごみの水切り徹底による減量化、堆肥化など身近なところから排出抑制、リサイクルに努める。 |
| <p>市町村の分別収集への協力とリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。 ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。 ○ 県、市町村が行っているごみ減量、リサイクル推進をテーマとした各種イベントや環境美化活動に積極的に参加し、ごみ減量化・リサイクル推進及び環境保全に関する意識を深める。 |
| <p>不法投棄防止への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地や建物の所有者又は管理者は、不法投棄や不適正な保管が行われることがないように、土地や建物を適切に管理する。 ○ 不法投棄等を発見したときは、速やかに県・市町村へ通報するなど、不法投棄の早期発見、早期対応に協力する。 |

2 事業者の役割

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物の排出抑制、減量化・リサイクル及び適正処理に努めるとともに、環境に配慮した製品の製造・販売やグリーン購入等を通じて、循環型社会の形成を先導する重要な役割が求められています。

| 事業者の役割 |
|---|
| <p>環境に配慮した資材の調達</p> <ul style="list-style-type: none">○ 物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。 |
| <p>排出抑制、再生利用に配慮した製品の製造・販売</p> <ul style="list-style-type: none">○ 製造者は製造工程を見直し、不良品の削減や再原料化を推進し、梱包材料等は再使用できるものを選ぶなど環境に配慮した事業活動に努める。○ 製造者は、製品の長寿命化等に配慮するとともに家電リサイクル法などにより回収を義務付けられた製品だけでなく、使用後の製品の回収及びリサイクルに配慮した製品の製造・販売に努める。○ 製造、流通、販売においては、できるだけ無包装、簡易包装又はリユース容器の使用に努める。 |
| <p>循環的利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 自ら排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。○ 最終処分量の多い品目を排出する事業者は、「ごみゼロガイドライン」等に沿って、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、情報提供を行うとともに、各施策への協力を努める。 |
| <p>環境に配慮した事業活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none">○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の導入や電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開に努める。○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。 |

3 処理業者の役割

処理業者は、事業者の自己処理責任を補完する重要な立場にあり、廃棄物処理の専門業者として、常に処理・リサイクル技術や資質の向上に努めるとともに、法に従って、受託した廃棄物を適正に処理するほか、循環型社会形成の担い手としての役割が求められています。

| 処 理 業 者 の 役 割 |
|--|
| <p>適正処理・リサイクルの推進と信頼の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係法令の遵守はもちろんのこと、地域の生活環境の保全に配慮し、処理事業に係る県民の信頼確保に努める。 ○ 行政が実施する廃棄物・リサイクルに関する各種調査に協力し、施策に協力するとともに積極的な情報の公開に努めるなど、信頼の醸成に努める。 <p>環境に配慮した事業活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境マネジメントシステム（ISO14001、エコアクション21等）の導入や電子マニフェストの活用など、積極的に環境に配慮した事業活動の展開を図り、優良産廃処理業者の認定取得に努める。 ○ 岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。 ○ 廃棄物処理施設の整備に当たっては、新処理技術の導入により、効率的な資源回収やエネルギーの有効活用が推進される処理施設となるよう配慮する。 ○ 行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、産業廃棄物処理に係る各種制度の理解に努める。 |

4 市町村の役割

市町村は、長期的な視点に立った一般廃棄物処理計画等を策定し、区域内の生活環境の保全と公衆衛生の向上及び地域産業の健全な発展に努めるほか、県との連携を密にして、廃棄物処理対策を推進することが求められています。

| 市 町 村 の 役 割 |
|---|
| <p>一般廃棄物処理計画の策定と施設の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none">○ 一般廃棄物処理計画を策定（改訂）し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。○ ごみ処理施設等の整備に当たっては、新潟県ごみ処理広域化計画に基づき、関係市町村の協議のもとで推進するとともに、ごみ発電や熱回収等の地球温暖化防止に配慮した施設・設備の導入を図る。○ 廃棄物処理施設の効率的な更新整備や保安全管理を充実するストックマネジメントを導入し、施設の長寿命化・延命化を図る。○ し尿処理施設の整備に当たっては、汚泥再生処理センターなど資源回収を行う施設として整備を図る。 |
| <p>一般廃棄物の排出抑制等の推進と適正処理の確保</p> <ul style="list-style-type: none">○ 率先して廃棄物の排出抑制、循環的利用に努めるとともに、物品の調達に当たって、グリーン購入に努める。○ マイバッグ運動、集団回収活動、生ごみの排出抑制等を推進するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用等に取り組む。○ 一般廃棄物処理有料化などによる一般廃棄物の排出抑制、費用負担の公平化及び住民の意識改革を推進する。○ 一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ焼却施設から生じる焼却灰等の適正な処理を確保する。○ 災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を確保する。 |
| <p>廃棄物に関する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none">○ 廃棄物・リサイクル情報の提供と環境教育・環境学習を推進する。○ ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等が促進されるよう、住民に対して普及啓発に努める。○ 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。 |

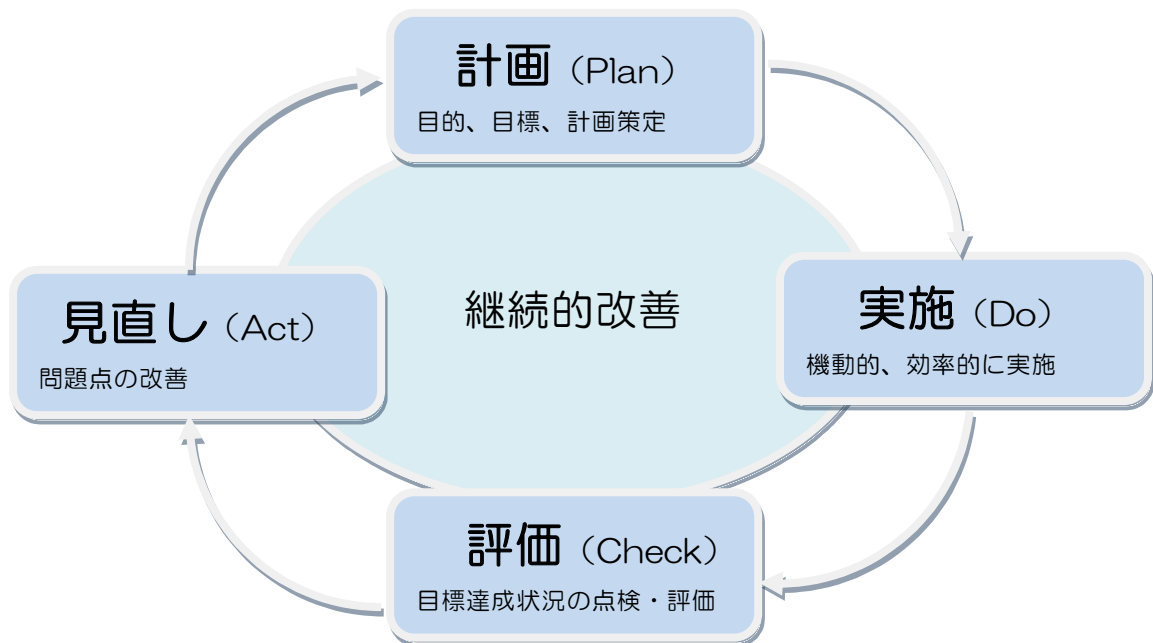
5 県の役割

県は、県内における廃棄物の排出及び処理状況を的確に把握し、これらの廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）及び適正処分を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な対策を講ずるとともに、県民、事業者、処理業者及び市町村の取組に対して、情報の提供や技術支援等を積極的に行います。

| 県 の 役 割 |
|--|
| <p>廃棄物の排出抑制の推進と処理体制の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産学官の連携や民間団体と協働して、県内における廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進するとともに、関係機関との連携調整を図り、率先して廃棄物の排出抑制、循環的利用に努める。 ○ 廃棄物・リサイクル情報を提供する循環資源情報システムの利用促進を図る。 ○ ごみ処理広域化の具体化に向けて協議等を進めている市町村に対し、助言・技術的援助を行う。 ○ 岡山エコタウンプランに掲げるハード・ソフト事業を推進する。 ○ 県外から搬入される産業廃棄物に対して事前協議の徹底と県内における適正処理体制を確保するとともに、県外への搬出に対しても適正処理を指導する。 <p>3Rの推進及び廃棄物の適正処理に関する意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ おかやま・もったいない運動等の各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、ごみの排出抑制、減量化、リサイクル、再生品の使用等を推進する。 ○ 排出事業者や処理業者を対象とした講習会・研修会等を開催し、産業廃棄物処理の適正処理、3Rの推進、処理技術の向上を図る。 ○ 不法投棄等の不適正処理に対する監視・指導体制を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。 ○ 循環型社会形成のための環境教育・環境学習を推進する。 |

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理と事後評価については、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的な改善を行っていくこととします。



資料編

1 制度、施設等の紹介

あ行

【ISO14001】

国際標準機構（International Organization for Standardization）が発行した環境マネジメントシステムの国際規格。PDCA（Plan：計画、Do：実施・運用、Check：点検・評価、Action：見直し）サイクルにより、各企業等が環境へ与える影響を継続的に改善していくことが特徴で、自ら目的や目標を設定し、その目的・目標達成に向け継続的に取り組むことにより、結果として環境への負荷低減を図ることをねらいとしている。

【EPR】

拡大製造者責任（Extended Producer Responsibility）の略。生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。

【エコアクション21】

環境省が策定した環境活動評価プログラムで、中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮の手法。

【岡山エコ事業所】

事業者が自ら環境保全に関する取組方針、取組内容等を定期的に公表するなど、循環型社会の形成のための取組が先進的かつ優秀な事業所として県が認定した事業所。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成16年2月から募集している。

エコ事業所は、廃棄物の排出抑制と循環資源の利用に積極的に取り組んでいる「ゼロエミッション事業所」、再生品の購入等に積極的に取り組んでいる「一般事業所」、再生品の販売等に積極的に取り組んでいる「小売店」の3部門について認定している。

【岡山エコタウンプラン】

「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想として、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するために策定し、平成16年3月に資源循環型社会の形成に資するものとして環境省と経済産業省の共同承認を受けている。（全国で26地域承認、20番目）

【おかやまグリーンバイオ・プロジェクト】

岡山県内のバイオマス資源を活用する新たな産業の創出により、地域経済の発展と地球温暖化防止を図るために推進している事業で、「岡山バイオマスプラスチック研究会」「森と人が共生するSMART工場モデル実証」などに取り組んでいる。

【岡山県エコ製品】

県内で現に製造・販売されている使用を促進すべき再生品であって、岡山県の定める認定基準を満たした製品。平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、認定制度を創設し、平成14年10月から募集している。

主な認定品としては、再生PET樹脂を使用した制服・作業服等、高炉スラグ等を使用したプレキャストコンクリート製品、建設発生土・建設汚泥等を原材料とした改良土などを認定している。

【岡山県環境基本計画（エコビジョン）】

岡山県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本条例第10条に基づき知事が定める計画。平成10年3月策定したが、平成19年度に社会情勢の変化を踏まえて全面的に見直して、2020年までの長期的な目標と施策の大綱を示す新岡山県環境基本計画を策定した。岡山県廃棄物処理計画の上位計画に当たる。

新岡山県環境基本計画では、廃棄物の最終処分量等の平成24年度の目標値を次のとおり定めている。なお、第3次岡山県廃棄物処理計画における排出量と最終処分量については、平成21年度実績値が平成24年度の目標値を既に下回っていることから、更に高い目標数値を掲げている。

| 項 目 | | 平成21年度実績 | 新岡山県環境基本計画で定めている平成24年度の目標値 | 第3次廃棄物処理計画で定める平成27年度の目標値 |
|-------|-------------|----------|----------------------------|--------------------------|
| 一般廃棄物 | 排出量（g/人・日） | 971 | 1,060 | 935 |
| | リサイクル率（%） | 26.0 | 32.7 | 32.7 |
| | 最終処分量（t/日） | 155.8 | 200 | 130 |
| 産業廃棄物 | 排出量（千t/年） | 5,738 | 6,900 | 6,000 |
| | リサイクル率（%） | 36.7 | 39.1 | 39.1 |
| | 最終処分量（千t/年） | 335 | 405 | 305 |

【岡山県ごみ処理広域化計画】

ダイオキシン類削減対策、ごみ減量化、焼却残渣の高度処理、ごみ処理コストの削減を目的として平成10年3月に策定された計画。平成19年3月に改訂。

【岡山県循環型社会形成推進条例】

岡山県における循環型社会の形成について、基本原則を定めるとともに、県、事業者、県民の責務を明らかにし、県の行う基本的な施策等を定めることにより循環型社会の形成を総合的かつ計画的に推進するための条例。

【汚泥再生処理センター】

し尿及び浄化槽汚泥に加え、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し資源を回収する施設。この施設の特徴は、従来のし尿処理施設の持つ「し尿及び浄化槽汚泥を所定の水質まで衛生的に処理する」機能を保持しつつ、処理対象物に生ごみ等の有機性廃棄物を含め、処理工程にエネルギー回収・利用設備、資源化設備を有している。

か行

【ガス化溶融・改質施設】

ガス化溶融施設とは、ごみを熱分解した後、発生したガスを高温で燃焼させ、灰・不燃物等を溶融する施設(化石燃料等の外部エネルギーを用いる方式もある)。熱分解と溶融を一体で行う方式と、分離して行う方式がある。これに対して、ガス化改質施設とは、発生した熱分解ガスを改質し回収する方式がある。

【合併処理浄化槽】

生活排水のうち、し尿と生活雑排水を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。水質汚濁の原因として生活排水の寄与が大きくなっており、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水道の整備等と並んで合併処理浄化槽の普及が進んでいる。

【家電リサイクル法】

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」(平成 10 年法律第 97 号)。テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造業者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対しては引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたもの。

【環境会計】

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定し、伝達する仕組み。

【環境マネジメントシステム】

企業等が自主的に環境保全に関する取組を推進するに当たり、環境に関する方針、目的、目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいく管理の仕組みで、ISO14001 もその一つ。

【グリーン購入】

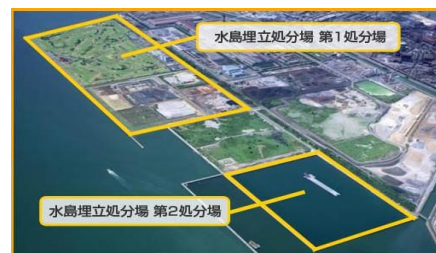
製品やサービスを購入する際に、価格や品質だけで選択するのではなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを優先的に購入すること。平成 12 年 5 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称：グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられたほか、地方公共団体にも努力義務が課せられ、事業者及び国民には一般的な責務があるとされた。

【建設リサイクル法】

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、特定建設資材(コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊)の分別解体及び再資源化等を義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

【公共関与臨海部廃棄物処分場】（水島埋立処分場第2処分場）

県が策定した公共関与臨海部新処分場基本構想に基づき、財団法人岡山県環境保全事業団が倉敷市水島沖水面で進めていた公共関与臨海部新処分場（埋立面積 229,000 m²、埋立容量 2,400,000 m³）。平成21年4月から稼働している。



【公共下水道】

下水道法による下水道の種別の一つで、「主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するものであって、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう」と定義されている。

【ごみ処理基本計画】

市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまで、ごみの適正な処理を推進するために必要な事項を定めたもの。

さ行

【最終処分場】

廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、中間処理などを経て最終的には原則として埋立処分される。最終処分場は、埋め立てる廃棄物の性状によって、しゃ断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の3つの異なる構造に分類される。

【産業クラスター】

米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念で「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」をいい、ブドウの房のような企業・機関のネットワーク。その新しい組み合わせを産業クラスターという。

【自動車リサイクル法】

正式名称は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号）。自動車製造業者等の関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、使用済自動車の解体・破砕によって生じるフロン類、エアバッグ、シュレッダーダスト（車体破砕後に残る破砕くず）の3品目を引き取り・リサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は自動車の所有者が原則新車購入時に負担する制度。

【循環型社会】

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では「製品等が廃棄物となることが抑制され、製品等が循環資源となった場合は適正に循環的な利用が行われることが促進され、循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

【循環型社会形成推進基本法】

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律（平成 12 年法律第 110 号）。

【循環資源処理センター】

先進的な循環資源の処理技術を活用し、資源化処理を優先させた一般廃棄物の広域処理と地域から発生する産業廃棄物の処理を併せて処理する新しい再生・処理システムについて「岡山県循環型社会形成推進条例」第 35 条の規定により、県が指定したセンターをいう。

【循環資源総合情報支援センター】

循環資源の総合的な情報受・発信基地として「岡山県循環型社会形成推進条例」第 30 条の規定により、県が指定したセンターをいう。

【食品リサイクル法】

正式名称は「食品循環資源の再生利用等に関する法律」（平成 12 年法律第 116 号）。食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本事項を定めるとともに、登録再生利用業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的とする法律。

【ストックマネジメント】

既存の建築物（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことを「ストックマネジメント」という。廃棄物処理施設は他の都市施設と比較すると施設全体として耐用年数が短い上、高額な整備費がかかる。一方で国及び地方公共団体の財政状況は厳しい状況にあり、既存の廃棄物処理施設を有効利用するため、施設の機能を効率的に維持することが急務となっている。

【3R】

Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの頭文字をとったもので、循環型社会を形成するための廃棄物等に対する取組。3Rに以下の言葉を加え、4R・5R等と呼ぶ場合もある。

リフューズ（拒否）マイバッグを持参してレジ袋を断る等ごみになるものを拒否する。

リペア（直す）壊れても修理して使う。

リターン（戻す）携帯電話など使用後は購入先に戻す。

リフォーム（改良する）着なくなった服などを作り直す。

【3Rイニシアティブ】

3Rを通じて、地球規模での循環型社会の形成を目指すこと。2004年のG8シーアイランドサミットにおいて我が国が提唱し、平成17(2005)年4月に東京で開催された3Rイニシアティブ閣僚会合において正式に開始された。現在、各国でリサイクル法制度の確立やグリーン購入の導入など、3Rの具体的な取組が進められている。

【生活排水】

し尿と日常生活に伴う台所、洗濯、風呂等からの排水。なお、生活排水のうちし尿を除くものを生活雑排水という。

た行

【ダイオキシン類】

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBを含めてダイオキシン類と定義している。ダイオキシン類は農薬の生産工程及びごみ焼却による燃焼過程で非意図的に発生するもので、塩素の結合する位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。

【ダイオキシン類対策特別措置法】

ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準(耐容一日摂取量及び環境基準)の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定めた法律(平成11年法律第105号)。

【第3次おかやま夢づくりプラン】

「快適生活県おかやま」の実現を基本目標として、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想(2020年頃を展望)と、その実現に向けて、平成24年度からの5カ年間に重点的に取り組む中期的な行動計画という二つの性格を併せ持つ本県のマスタープラン。

【地域循環圏】

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては循環の環を広域化させていくという考え方。

【中間処理】

廃棄物を最終処分する前に、焼却、熔融、脱水、破碎、選別、圧縮などによって、できるだけ廃棄物の体積や重量を減らすとともに、最終処分後も環境に悪影響を与えないようにすること。さらに鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

【中四国環境ビジネスネット（B-net）】

循環資源の利活用による企業間等の連携支援、環境をキーワードに広域ネットワークを活用した企業側の技術開発、市場の動向及び先進事例等に係る情報収集と情報発信、中国地域産学官連携コンソーシアムと連携した大学シーズに係る情報収集と情報発信を行っている。

な行

【熱回収（サーマルリサイクル）】

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。サーマルリカバリーともいう。

は行

【バイオマス】

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石燃料を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な利活用の方法としては、飼料化・肥料化などの他、アルコール発酵やメタン発酵による燃料化などのエネルギー利用がある。

【PFI】

プライベート・ファイナンス・イニシアチブ（Private Finance Initiative）の略。公共事業に民間企業の資金やノウハウを導入して社会資本を整備・管理する方式で、競争原理の導入による事業コストの低減、安価で質の高いサービスの提供が期待されている。

【PCB】

ポリ塩化ビフェニル（Poly Chlorinated Biphenyls）の略。有機塩素化合物で、耐熱・耐薬品性、絶縁性に優れているため、絶縁油、熱媒体、印刷インキ、感圧紙などに幅広く用いられていたが、昭和43年のカネミ油症事件により、その毒性が社会問題となったことから、昭和47年7月に「化学物質の審査及び製造に関する法律」によって新たな製造等が禁止された。

【PCB 特別措置法】

正式名称は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法律」（平成13年法律第65号）。PCB 廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められた法律。処分そのものを一定期間（法律施行より15年）内に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

【マニフェスト制度】

排出事業者が廃棄物の処理を委託する際に、処理業者に管理票（マニフェスト）を交付し、処理終了後に処理業者よりその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることにより、排出事業者が廃棄物の流れを管理し、適正な処理を確保するための仕組みのこと。なお、本制度は、家電リサイクル法や自動車リサイクル法でも採用されている。

【水島エコワークス（倉敷市資源循環型廃棄物処理施設）】

平成17年度に倉敷市水島地区で稼働開始したサーモセレクト方式のガス化溶融施設で、555ト/日の処理能力を持つ。

倉敷市内の一般廃棄物や水島コンビナート企業等からの産業廃棄物を処理し、有機物はガス化・改質により精製合成ガスとしてコンビナートで利用し、無機物はスラグ、メタル、塩などに資源化している。県下の一般廃棄物のリサイクル率26.0%（平成21年度）のうち水島エコワークスによる資源化分が約7%を占めている。



や行

【優良産廃処理業者認定制度】

「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（平成17年4月施行）」の見直しを受け、平成22年度の法改正に基づいて新たに創設された制度で、平成23年4月より施行されている。

本制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準：①実績と遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェストシステムの加入、⑤財務体質の健全性）に適合する処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた処理業者（優良認定業者）について、通常5年間の業の許可の有効期間を7年とする等の特例を付与するとともに、排出事業者が優良認定業者に処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物処理の適正化を図ることを目的としている。

【容器包装リサイクル法】

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出し、市町村は分別収集する、容器を製造又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという役割分担を定めている。

【溶融スラグ】

廃棄物等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。なお、一般廃棄物や下水汚泥の溶融スラグについては、JIS規格を遵守することにより、路盤材やコンクリート骨材等としてリサイクルの促進が期待されている。

ら行

【リサイクル】

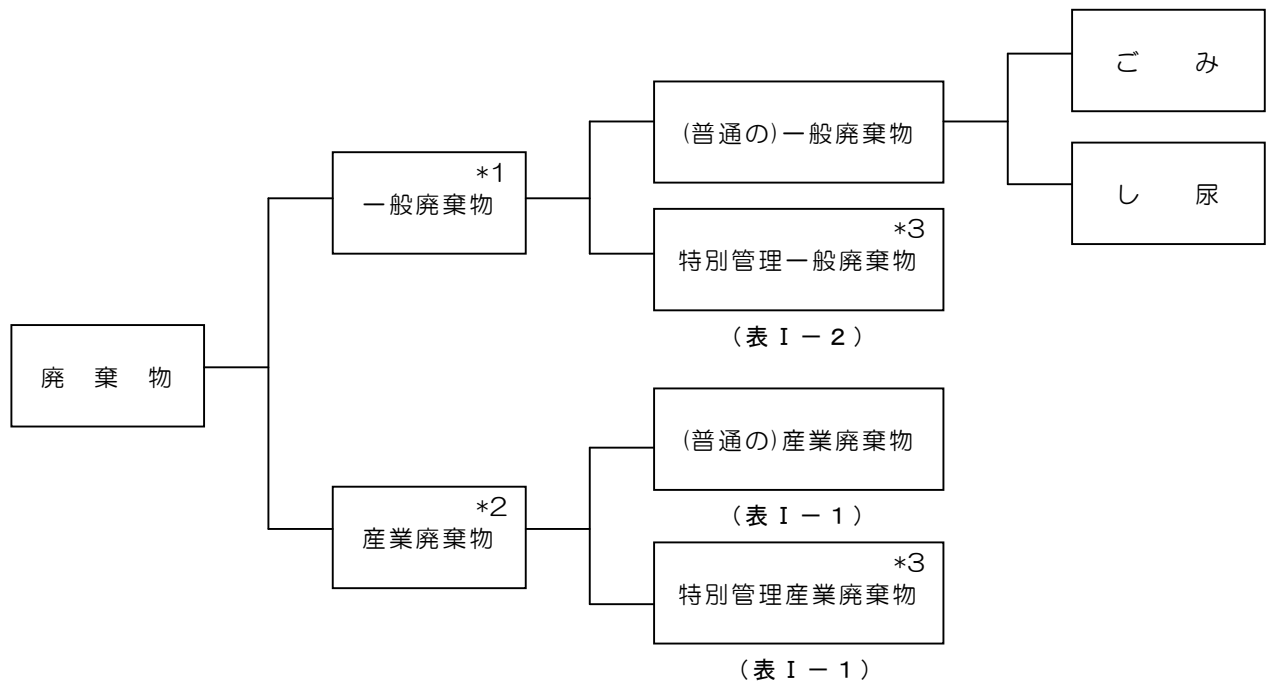
不要となったものをそのまま、または加工するなどして再利用すること。原材料として再利用する再生利用（再資源化）と焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

【レアメタル】

レアメタル（希少金属（きしょうきんぞく））は非鉄金属のうち、様々な理由から産業界での流通量・使用量が少なく希少な金属のこと。自動車やIT製品、家電製品などあらゆるハイテク製品の製造に欠かせない貴重な金属である。

2 その他参考資料

表 I - 1 廃棄物の種類



*1：産業廃棄物以外の廃棄物

*2：事業活動により生じた20種類の廃棄物と輸入廃棄物

*3：爆発性、毒性、感染性等の有害な性状を有する廃棄物

表 I - 2 産業廃棄物

| 種 類 | 例 |
|--------------------------|--|
| 1 燃 え 殻 | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ |
| 2 汚 泥 | 工場排水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、無機性汚泥、建設汚泥など |
| 3 廃 油 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど |
| 4 廃 酸 | 廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液 |
| 5 廃 アルカリ | 廃ソーダ液、金属せっけん液などすべてのアルカリ性廃液 |
| 6 廃プラスチック類 | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状・液状のすべての合成高分子系化合物 |
| 7 紙 く ず | 紙くず及び板紙くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCB（ポリ塩化ビフェニル）が塗布され、又は染み込んだものに限る。〕 |
| 8 木 く ず | 木くず、おがくず、パーク類など〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの及び物品賃業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）並びにPCBが染み込んだものに限る。〕 |
| 9 織 維 く ず | 木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くずなど〔建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。〕 |
| 10 動植物性残さ | あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあらなど（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物） |
| 11 動物系固形不要物 | 牛の頭部、背髄及び回腸など（と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物） |
| 12 ゴ ム く ず | 天然ゴムくずのみ |
| 13 金 属 く ず | 鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くずなど |
| 14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず | ガラスくず、レンガくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、コンクリート製品くず、廃石膏ボードなど |
| 15 鉱 さ い | 高炉、転炉、電気炉などの残さい、キューポラのノロ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂など |
| 16 が れ き 類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、アスファルトの破片、レンガの破片、その他これに類する不要物 |
| 17 動物のふん尿 | 牛、馬、豚、鶏などのふん尿（畜産農業に係るものに限る。） |
| 18 動物の死体 | 牛、馬、豚、鶏などの死体（畜産農業に係るものに限る。） |
| 19 ば い じ ん | 大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの |
| 20 処 理 物 | 上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの |
| 輸 入 廃 棄 物 | 輸入された廃棄物（上記の1～20及び政令第2条の2、第2条の3に規定する「航行廃棄物」並びに「携帯廃棄物」を除く。） |

表 I - 3 特別管理一般廃棄物

| 種 類 | 例 |
|-------------------------|--|
| ポリ塩化ビフェニル (PCB) を使用した部品 | 一般廃棄物である廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジから取り出された PCB 使用部品 |
| ば い じ ん | 1 時間当たりの処理能力が 200kg 以上又は火格子面積が 2 m ² 以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん施設で集められたもの |
| 感 染 性 一 般 廃 棄 物 | 医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある一般廃棄物 |
| ダイオキシン類を含むもの | ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設(廃棄物焼却炉)から排出され、ダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥 (廃ガス洗浄施設を有するもの) |

表 I - 4 特別管理産業廃棄物

| 種 類 | 例 | |
|-------------------|--|--|
| 廃 油 | 揮発油類、灯油類、軽油類 (燃烧しやすいもの: おおむね引火点 70℃以下) | |
| 廃 酸 | 水素イオン濃度指数 (pH) が 2.0 以下の廃酸 (著しい腐食性を有する廃酸) | |
| 廃 アルカリ | 水素イオン濃度指数 (pH) が 12.5 以上の廃アルカリ (著しい腐食性を有する廃アルカリ) | |
| 感 染 性 産 業 廃 棄 物 | 医療機関等から排出される、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか又はそのおそれのある産業廃棄物 | |
| 特 定 有 害 産 業 廃 棄 物 | 廃 P C B 等 | 廃 PCB 及び PCB を含む廃油 |
| | P C B 汚 染 物 | ・ PCB が塗布されたり、染み込んだ汚泥・紙くず・木くず・繊維くず ・ PCB が付着したり、封入された廃プラスチック類・金属くず・陶磁器くず・がれき類 |
| | P C B 処 理 物 | 廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので環境省令で定める基準に適合しないもの |
| | 廃 石 綿 等 | ・ 建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・ 建築物から除去した、飛散性の石綿含有保温材 (石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材並びにこれらと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材) ・ 石綿建材除去工事において用いられ、廃棄されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣その他の用具又は器具で石綿が付着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定される特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など |
| そ の 他 | 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん又は表 I - 2 の 20 に掲げる産業廃棄物のうち、政令で定められた特定施設等から排出されるものであって、有害物質(注)について、環境省令で定める基準に適合しないもの (注)アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類 | |
| ば い じ ん | 輸入廃棄物の焼却に伴って排出され、集じん施設で集められたもので、環境省令で定める基準に適合しないもの | |
| ダイオキシン類を含むもの | ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定される特定施設 (廃棄物焼却炉) から排出されるダイオキシン類を 1 グラムにつき 3 ナノグラムを超えて含む燃え殻、ばいじん及び汚泥 (廃ガス洗浄施設を有するもの) (輸入廃棄物の焼却に限る) | |

表Ⅱ 一般廃棄物処理状況（平成21年度）（その1）

| 市町村名 | 総人口 | 計画収集人口① | 自家処理人口② | ごみ排出量 t/年 | | | | | 自家処理量 t/年⑧ | 収集量③（内訳） t/年 | | | | | |
|-------|-----------|-----------|---------|-----------|--------|-----------|--------|---------|------------|--------------|---------|--------|--------|-----|-------|
| | | | | 収集量③ | 直接搬入量④ | 搬入総量⑤=③+④ | 集団回収量⑥ | 総量⑦=⑤+⑥ | | 混合ごみ | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 資源ごみ | その他 | 粗大ごみ |
| 岡山市 | 698,941 | 698,941 | 0 | 218,885 | 13,903 | 232,788 | 14,742 | 247,530 | 0 | 0 | 193,081 | 8,098 | 15,546 | 152 | 2,008 |
| 倉敷市 | 474,415 | 474,400 | 15 | 145,961 | 27,422 | 173,383 | 18,542 | 191,925 | 5 | 0 | 136,933 | 2,935 | 5,855 | 88 | 150 |
| 津山市 | 107,892 | 107,892 | 0 | 29,783 | 2,006 | 31,789 | 3,659 | 35,448 | 0 | 0 | 25,346 | 1,403 | 2,911 | 0 | 123 |
| 玉野市 | 66,183 | 66,183 | 0 | 22,559 | 2,843 | 25,402 | 2,071 | 27,473 | 0 | 0 | 18,299 | 1,758 | 2,387 | 0 | 115 |
| 笠岡市 | 55,000 | 55,000 | 0 | 15,553 | 1,125 | 16,678 | 1,587 | 18,265 | 0 | 0 | 12,472 | 777 | 2,228 | 0 | 76 |
| 井原市 | 45,122 | 45,122 | 0 | 10,278 | 1,348 | 11,626 | 1,313 | 12,939 | 0 | 0 | 8,351 | 467 | 1,360 | 0 | 100 |
| 総社市 | 66,627 | 66,627 | 0 | 18,737 | 7,446 | 26,183 | 1,713 | 27,896 | 0 | 0 | 16,577 | 415 | 1,635 | 17 | 93 |
| 高梁市 | 34,908 | 34,908 | 0 | 10,423 | 853 | 11,276 | 685 | 11,961 | 0 | 0 | 8,591 | 485 | 1,085 | 0 | 262 |
| 新見市 | 34,743 | 34,743 | 0 | 9,544 | 234 | 9,778 | 877 | 10,655 | 0 | 0 | 8,407 | 264 | 789 | 0 | 84 |
| 備前市 | 39,290 | 39,290 | 0 | 9,314 | 2,135 | 11,449 | 1,652 | 13,101 | 0 | 0 | 8,211 | 276 | 616 | 10 | 201 |
| 瀬戸内市 | 39,484 | 39,478 | 6 | 8,139 | 3,162 | 11,301 | 83 | 11,384 | 6 | 0 | 7,353 | 72 | 389 | 69 | 256 |
| 赤磐市 | 44,953 | 44,697 | 256 | 10,043 | 1,182 | 11,225 | 1,222 | 12,447 | 78 | 0 | 8,555 | 82 | 1,216 | 32 | 158 |
| 真庭市 | 51,710 | 51,710 | 0 | 9,476 | 4,568 | 14,044 | 1,962 | 16,006 | 0 | 0 | 8,327 | 190 | 865 | 0 | 94 |
| 美作市 | 32,140 | 32,140 | 0 | 6,409 | 4,406 | 10,815 | 367 | 11,182 | 0 | 0 | 4,781 | 28 | 1,600 | 0 | 0 |
| 浅口市 | 37,473 | 37,473 | | 10,561 | 1,199 | 11,760 | 1,034 | 12,794 | 0 | 0 | 9,312 | 351 | 767 | 0 | 131 |
| 和気町 | 15,978 | 15,703 | 275 | 2,536 | 1,643 | 4,179 | 597 | 4,776 | 102 | 0 | 2,387 | 0 | 138 | 0 | 11 |
| 早島町 | 12,285 | 12,285 | 0 | 3,956 | 328 | 4,284 | 0 | 4,284 | 0 | 0 | 3,303 | 216 | 437 | 0 | 0 |
| 里庄町 | 11,045 | 11,045 | 0 | 2,955 | 401 | 3,356 | 299 | 3,655 | 0 | 0 | 2,548 | 174 | 200 | 0 | 33 |
| 矢掛町 | 15,667 | 15,667 | 0 | 3,065 | 272 | 3,337 | 479 | 3,816 | 0 | 0 | 2,344 | 180 | 530 | 0 | 11 |
| 新庄村 | 1,042 | 1,042 | 0 | 156 | 8 | 164 | 0 | 164 | 0 | 0 | 123 | 11 | 22 | 0 | 0 |
| 鏡野町 | 14,422 | 14,422 | 0 | 2,675 | 193 | 2,868 | 0 | 2,868 | 0 | 0 | 2,337 | 141 | 101 | 0 | 96 |
| 勝央町 | 11,480 | 11,480 | 0 | 2,521 | 226 | 2,747 | 0 | 2,747 | 0 | 0 | 1,818 | 108 | 595 | 0 | 0 |
| 奈義町 | 6,403 | 6,403 | 0 | 1,313 | 132 | 1,445 | 237 | 1,682 | 0 | 0 | 1,116 | 48 | 103 | 0 | 46 |
| 西栗倉村 | 1,621 | 1,621 | 0 | 283 | 88 | 371 | 0 | 371 | 0 | 0 | 214 | 1 | 68 | 0 | 0 |
| 久米南町 | 5,572 | 5,572 | 0 | 1,151 | 310 | 1,461 | 0 | 1,461 | 0 | 0 | 920 | 64 | 160 | 0 | 7 |
| 美咲町 | 16,490 | 16,490 | 0 | 2,934 | 135 | 3,069 | 0 | 3,069 | 0 | 0 | 2,241 | 126 | 516 | 0 | 51 |
| 吉備中央町 | 13,575 | 13,575 | 0 | 2,016 | 673 | 2,689 | 237 | 2,926 | 0 | 0 | 1,448 | 121 | 330 | 0 | 117 |
| 合計 | 1,954,461 | 1,953,909 | 552 | 561,226 | 78,241 | 639,467 | 53,358 | 692,825 | 191 | 0 | 495,395 | 18,791 | 42,449 | 368 | 4,223 |

表Ⅱ 一般廃棄物処理状況（平成21年度）（その2）

| 市町村名 | ごみ処理量 t/年 | | | | | | | 中間処理に伴う資源化量 t/年 ⑫ | 1人1日当たりの排出量 g/人・日 =⑦/{①+②}*365} | 生活系ごみ g/人・日 | 事業系ごみ g/人・日 | 減量処理率 =⑪-⑨/⑪ | リサイクル率 =⑥+⑩+⑫/⑥+⑪ |
|-------|-----------|---------|--------|--------|-----|----------|---------|-------------------|---------------------------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|
| | 直接埋立量 ③ | 中間処理 | | | | 直接資源化量 ⑩ | 合計 ⑪ | | | | | | |
| | | 直接焼却量 | 粗大処理 | 資源化 | その他 | | | | | | | | |
| 岡山市 | 6,604 | 203,847 | 6,041 | 13,181 | 0 | 3,115 | 232,788 | 23,830 | 970 | 647 | 323 | 97.2% | 16.8% |
| 倉敷市 | 1,176 | 159,368 | 4,358 | 3,295 | 0 | 5,186 | 173,383 | 67,925 | 1,108 | 715 | 394 | 99.3% | 47.8% |
| 津山市 | 0 | 26,612 | 389 | 4,471 | 0 | 317 | 31,789 | 3,903 | 900 | 609 | 292 | 100.0% | 22.2% |
| 玉野市 | 2,209 | 20,037 | 968 | 2,188 | 0 | 0 | 25,402 | 2,570 | 1,137 | 880 | 257 | 91.3% | 16.9% |
| 笠岡市 | 0 | 13,487 | 963 | 656 | 0 | 1,572 | 16,678 | 903 | 910 | 652 | 258 | 100.0% | 22.2% |
| 井原市 | 112 | 9,473 | 488 | 1,553 | 0 | 0 | 11,626 | 1,360 | 786 | 625 | 161 | 99.0% | 20.7% |
| 総社市 | 3,009 | 19,335 | 2,102 | 1,737 | 0 | 0 | 26,183 | 2,250 | 1,147 | 835 | 312 | 88.5% | 14.2% |
| 高梁市 | 0 | 9,266 | 891 | 1,119 | 0 | 0 | 11,276 | 1,359 | 939 | 666 | 273 | 100.0% | 17.1% |
| 新見市 | 0 | 8,561 | 0 | 428 | 0 | 789 | 9,778 | 46 | 840 | 539 | 301 | 100.0% | 16.1% |
| 備前市 | 1,489 | 8,759 | 41 | 994 | 0 | 166 | 11,449 | 557 | 914 | 766 | 148 | 87.0% | 18.1% |
| 瀬戸内市 | 0 | 10,484 | 96 | 721 | 0 | 0 | 11,301 | 796 | 790 | 656 | 134 | 100.0% | 7.7% |
| 赤磐市 | 0 | 9,706 | 128 | 317 | 50 | 1,024 | 11,225 | 371 | 759 | 559 | 199 | 100.0% | 21.0% |
| 真庭市 | 0 | 12,058 | 768 | 725 | 25 | 468 | 14,044 | 1,424 | 848 | 557 | 291 | 100.0% | 24.1% |
| 美作市 | 0 | 8,351 | 123 | 1,890 | 170 | 281 | 10,815 | 1,855 | 953 | 765 | 188 | 100.0% | 22.4% |
| 浅口市 | 182 | 10,372 | 439 | 301 | 0 | 466 | 11,760 | 468 | 935 | 705 | 230 | 98.5% | 15.4% |
| 和気町 | 0 | 3,866 | 150 | 0 | 0 | 163 | 4,179 | 54 | 819 | 537 | 282 | 100.0% | 17.0% |
| 早島町 | 0 | 3,563 | 0 | 9 | 247 | 465 | 4,284 | 9 | 955 | 601 | 354 | 100.0% | 11.1% |
| 里庄町 | 0 | 2,935 | 221 | 200 | 0 | 0 | 3,356 | 254 | 907 | 757 | 150 | 100.0% | 15.1% |
| 矢掛町 | 180 | 2,604 | 22 | 530 | 0 | 1 | 3,337 | 530 | 667 | 627 | 40 | 94.6% | 26.5% |
| 新庄村 | 0 | 129 | 12 | 0 | 0 | 23 | 164 | 3 | 431 | 431 | 0 | 100.0% | 15.9% |
| 鏡野町 | 59 | 2,485 | 60 | 67 | 122 | 75 | 2,868 | 29 | 545 | 542 | 3 | 97.9% | 3.6% |
| 勝央町 | 0 | 1,922 | 0 | 421 | 0 | 404 | 2,747 | 307 | 656 | 613 | 43 | 100.0% | 25.9% |
| 奈義町 | 0 | 1,235 | 0 | 106 | 0 | 104 | 1,445 | 97 | 720 | 674 | 45 | 100.0% | 26.0% |
| 西粟倉村 | 1 | 291 | 0 | 72 | 7 | 0 | 371 | 72 | 627 | 490 | 137 | 99.7% | 19.4% |
| 久米南町 | 0 | 1,095 | 121 | 245 | 0 | 0 | 1,461 | 284 | 718 | 621 | 98 | 100.0% | 19.4% |
| 美咲町 | 73 | 2,332 | 55 | 191 | 7 | 411 | 3,069 | 162 | 510 | 491 | 19 | 97.6% | 18.7% |
| 吉備中央町 | 0 | 2,096 | 305 | 288 | 0 | 0 | 2,689 | 374 | 591 | 455 | 136 | 100.0% | 20.9% |
| 合計 | 15,094 | 554,269 | 18,741 | 35,705 | 628 | 15,030 | 639,467 | 111,792 | 971 | 670 | 301 | 97.6% | 26.0% |

表Ⅲ－１ 一般廃棄物処理施設（焼却）

（平成23年3月31日現在稼働中）

| 地域名 | 設置主体名 施設名 | 設置場所 | 処理能力 (t/日) | 使用開始年 | 構成市町村 |
|-----|---------------------------------|-----------------|------------------|-------|-----------------|
| 備前 | 岡山市 岡南環境センター | 岡山市南区豊成1-4-1 | 220 | S53 | 岡山市 |
| | 岡山市 当新田環境センター | 岡山市南区当新田486-1 | 300 | H6 | 岡山市 |
| | 岡山市 東部クリーンセンター | 岡山市東区西大寺新地453-5 | 450 | H13 | 岡山市 |
| | 玉野市 東清掃センター | 玉野市槌ヶ原3072-5 | 150 | S53 | 玉野市 |
| | 備前市 クリーンセンター備前 | 備前市八木山859-4 | 34 | H10 | 備前市 |
| | 瀬戸内市 クリーンセンターかもめ | 瀬戸内市牛窓町牛窓228 | 30 | H9 | 瀬戸内市 |
| | 赤磐市 山陽桜が丘清掃センター | 赤磐市中島357-1 | 30 | S57 | 赤磐市 |
| | 赤磐市 赤坂環境センター | 赤磐市多賀2546-6 | 6 | H6 | 赤磐市 |
| | 和気北部衛生施設組合 クリーンセンター | 和気町益原1512-3 | 40 | H6 | 備前市、赤磐市、 和気町 |
| 備中 | 倉敷市 水島清掃工場 | 倉敷市水島川崎通1-1-4 | 300 | H6 | 倉敷市 (早島町) |
| | 新見市 クリーンセンター | 新見市金谷253 | 46 | H11 | 新見市 |
| | 倉敷西部清掃施設組合 清掃工場 | 倉敷市玉島道越888-1 | 180 | H10 | 倉敷市、浅口市 |
| | 総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター | 倉敷市真備町箭田481 | 180 | H9 | 倉敷市、総社市 |
| | 岡山県西部環境整備施設組合 里庄清掃工場 | 里庄町新庄3655 | 200 | H11 | 笠岡市、浅口市、 里庄町 |
| | 岡山県井原地区清掃施設組合 井原クリーンセンター | 井原市木之子町2192-1 | 90 | H6 | 井原市、矢掛町 |
| | 高梁地域事務組合 クリーンセンター | 高梁市段町748 | 56 | H10 | 高梁市、吉備中央町 |
| | 水島エコワークス株式会社 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設 | 倉敷市水島川崎通1-14-5 | 555 (うち-廃303) | H17 | 倉敷市 |
| 美作 | 津山市 ごみ焼却場 | 津山市小桁401-15 | 110 | S51 | 津山市 |
| | 真庭市 クリーンセンターまにわ | 真庭市樫西290 | 30 | H11 | 真庭市 |
| | 真庭市 真庭北部クリーンセンター | 真庭市蒜山初和592-1 | 20 | H3 | 真庭市 (新庄村) |
| | 美作市 南部環境美化センター | 美作市三倉田93 | 40 | H2 | 美作市 (西粟倉村) |
| | 鏡野町 北部衛生クリーンセンター | 鏡野町井坂523-3 | 10 | H4 | 鏡野町 |
| | 津山圏域西部衛生施設組合 清掃センター | 津山市中北下365 | 14 | S58 | 津山市、鏡野町、 美咲町 |
| | 岡山市久米南町衛生施設組合 クリーンセンター | 久米南町上神目313-6 | 13 | H5 | 岡山市、久米南町 |
| | 岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター | 真庭市宮地631-3 | 30 | H6 | 真庭市、美咲町 |
| | 津山圏域東部衛生施設組合 | 奈義町上町川186 | 25 | S59 | 津山市、勝央町、 奈義町 |
| | 合 計 | | 26 | 2,907 | |

表Ⅲ－２ 一般廃棄物処理施設（粗大ごみ処理）

（平成 23 年 3 月 31 日現在稼働中）

| 地域名 | 設置主体名 施設名 | 設置場所 | 処理能力 (t/日) | 使用開始年 | 構成市町村 |
|-----|-----------------------------|---------------------|---------------|-------|-----------------------------|
| 備前 | 岡山市 東部リサイクルプラザ | 岡山市東区西大寺新地 453-5 | 58 | H13 | 岡山市 |
| | 玉野市 玉野市粗大ごみ処理施設 | 玉野市樋ヶ原3072-5 | 35 | H5 | 玉野市 |
| | 和気北部衛生施設組合 クリーンセンター | 和気町益原1512-3 | 10 | H6 | 備前市、赤磐市、 和気町 |
| 備中 | 倉敷市 東部粗大ごみ処理場 | 倉敷市二子1917-4 | 80 | H6 | 倉敷市 |
| | 総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター | 倉敷市真備町箭田481 | 36 | H9 | 倉敷市、総社市 |
| | 岡山県西部衛生施設組合 井笠広域資源化センター | 笠岡市平成町105 | 40 | H7 | 笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、 里庄町 |
| | 高梁地域事務組合 粗大ごみ処理施設 | 高梁市段町748 | 30 | S55 | 高梁市、吉備中央町 |
| 美作 | 津山市 粗大ごみ処理施設 | 津山市小桁401-15 | 30 | S63 | 津山市 |
| | 岡山県中部環境施設組合 コスモスクリーンセンター | 真庭市宮地631-3 | 10 | H6 | 真庭市、美咲町 |
| 合 計 | | 9 | 329 | | |

表Ⅲ－３ 一般廃棄物処理施設（資源化）

（平成 23 年 3 月 31 日現在稼働中）

| 地域名 | 設置主体名 施設名 | 設置場所 | 処理能力 (t/日) | 使用開始年 | 構成市町村 |
|-----|----------------------------|-----------------|---------------|-------|-----------------------------|
| 備前 | 岡山市 東部リサイクルプラザ | 岡山市東区西大寺新地453-5 | 27 | H13 | 岡山市 |
| | 岡山市 新保資源選別所 | 岡山市南区新保687-3 | 15 | H4 | 岡山市 |
| | 玉野市 リサイクルプラザ | 玉野市槌ヶ原3072-1 | 7 | H15 | 玉野市 |
| | 瀬戸内市 長船クリーンセンター | 瀬戸内市長船町西須恵160 | 4 | H1 | 瀬戸内市 |
| | 瀬戸内市 クリーンセンターかもめ不燃物処理施設 | 瀬戸内市牛窓町牛窓228 | 4 | H9 | 瀬戸内市 |
| | 赤磐市 桜が丘清掃センター | 赤磐市中島357-1 | 6 | S57 | 赤磐市 |
| | 御津・加茂川環境施設組合 前処理施設 | 岡山市北区御津紙工3783 | 4 | S48 | 岡山市、吉備中央町 |
| 備中 | 倉敷市 資源選別所 | 倉敷市水島川崎通1-18 | 15 | H8 | 倉敷市 |
| | 倉敷市 船穂町堆肥化センター | 倉敷市船穂町船穂2636-2 | 2 | H8 | 倉敷市 |
| | 浅口市 リサイクルセンター | 浅口市鴨方町深田930-1 | 3 | H9 | 浅口市 |
| | 岡山県西部衛生施設組合 リサイクルプラザ | 笠岡市平成町105 | 27 | H12 | 笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、 里庄町 |
| | 高梁地域事務組合 リサイクルプラザ | 高梁市落合町阿部2527-1 | 14.6 | H12 | 高梁市、吉備中央町 |
| 美作 | 津山市 資源化センター | 津山市横山648 | 30 | S62 | 津山市 |
| | 津山市 プラスチック容器包装圧縮梱包作業棟 | 津山市横山648 | 4.7 | H14 | 津山市 |
| | 津山市 津山市PETボトル圧縮施設 | 津山市横山648 | 1 | H12 | 津山市 |
| | 真庭市 リサイクルプラザ | 真庭市榎西290 | 11 | H11 | 真庭市 |
| | 美作市 リサイクルセンター | 美作市岩辺142-1 | 2.6 | H14 | 美作市 (西粟倉村) |
| 合 計 | | 17 | 177.9 | | |

表Ⅲ－４ 一般廃棄物処理施設（最終処分場）

（平成 23 年 3 月 31 日現在埋立中）

| 地域名 | 設置主体名 最終処分場名 | 所在地 | 設置区分 | 土地所有 | | 埋立面積 (㎡) | 全体容量 (m3) | 埋立物 | | | | | | | | | | 埋立開始年 |
|-------------------------------|--------------------------|----------------------|------------------|------|---|-------------|--------------|--------|----|----|----|----|----|----------|----------|-----|---|-------|
| | | | | 自己 | 他 | | | 混合 | 可燃 | 不燃 | 資源 | 直搬 | 粗大 | 中間 残渣 | 焼却 残渣 | その他 | | |
| 備前 | 岡山市 三手最終処分場 | 岡山市北区三手1 08-1 | 平地 | ○ | | 12,600 | 59,700 | | | ○ | | ○ | | | | ○ | | 埋立前 |
| | 岡山市 山上新最終処分場 | 岡山市北区山上1 52 | 山間 | ○ | | 36,900 | 450,000 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | 2005 |
| | 岡山市久米南町衛生施設組合 大田最終処分場 | 岡山市北区建部町 大田4204-5 | 山間 | ○ | | 5,354 | 10,800 | | | ○ | | ○ | | | | ○ | | 1985 |
| | 玉野市 一般廃棄物最終処分場 | 玉野市和田7丁目 802-8 | 山間 | ○ | | 42,000 | 333,200 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | 1992 |
| | 備前市 備前一般廃棄物最終処分場 | 備前市三石295 2-1 | 山間 | ○ | | 10,400 | 86,000 | | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | | 1983 |
| | 備前市 日生一般廃棄物最終処分場 | 備前市日生町寒河 855-2 | 山間 | ○ | | 4,390 | 15,554 | | | | | | | ○ | ○ | | | 1996 |
| | 和氣北部衛生施設組合 クリーンセンター | 和氣町益原151 2-3 | 山間 | ○ | | 5,700 | 26,000 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | 1994 |
| 備中 | 倉敷市 東部最終処分場（2期） | 倉敷市二子192 3-5 | 山間 | ○ | | 33,000 | 330,000 | | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | 2003 |
| | 総社市 一般廃棄物最終処分場 | 総社市下倉378 4 | 山間 | ○ | | 23,000 | 188,000 | | | | | ○ | | ○ | ○ | | | 1982 |
| | 総社市 宿ごみ埋立地 | 総社市宿1875 -1 | 山間 | ○ | | 200 | 600 | | | | | | | | | ○ | | 1970 |
| | 総社市 大谷廃棄物捨場 | 総社市清音軒部9 99-3 | 山間 | ○ | | 2,671 | 15,500 | | | | | | | ○ | | ○ | | 1970 |
| | 倉敷市 船穂町不燃物処分場 | 倉敷市船穂町船穂 7052-1外 | 山間 | ○ | | 7,924 | 55,769 | | | ○ | | ○ | | | | | | 1977 |
| | 井原市 野々迫埋立処分場 | 井原市高屋町字 野々迫509外 | 山間 | ○ | | 7,095 | 32,980 | | | | | ○ | | | | ○ | | 1990 |
| | 新見市 新見市処理センター | 新見市哲多町宮河 内1940-24 | 山間 | ○ | | 4,200 | 27,400 | | | | | | | ○ | ○ | | | 2007 |
| | 浅口市 金光一般廃棄物最終処分場 | 浅口市金光町下竹 地内 | 山間 | ○ | | 8,400 | 39,700 | | | ○ | | ○ | | | | | | 2000 |
| | 早島町 一般廃棄物埋立処分地 | 早島町大字矢尾地 内 | 山間 | ○ | | 42,000 | 224,000 | | | ○ | | ○ | | | | | | 1981 |
| | 岡山県西部衛生施設組合 見嶺山埋立処分地 | 笠岡市神島59 | 山間 | ○ | | 25,000 | 219,150 | | | | | | | ○ | ○ | | | 1978 |
| | 高梁地域事務組合 一般廃棄物最終処分場 | 高梁市松原町松岡 5425 | 山間 | ○ | | 22,000 | 126,000 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | 1980 |
| | 美作 | 真庭市 ガレキ処分場 | 真庭市樫東137 9-18 | 山間 | ○ | | 5,629 | 36,485 | | | | | | | | | ○ | |
| 真庭市 一般廃棄物最終処分場 | | 真庭市目木772 -107外 | 山間 | ○ | | 4,500 | 27,000 | | | ○ | | | | | | ○ | | 1999 |
| 美作市 埋立処分地施設 | | 美作市瀬戸151 -4 | 山間 | ○ | | 2,698 | 12,312 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | 1988 |
| 鏡野町 北部衛生クリーンセンター一般廃棄物最終処分場 | | 鏡野町井坂524 -1外 | 平地 | ○ | | 5,100 | 15,600 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | 1994 |
| 美咲町 棚原クリーンセンター一般廃棄物最終処分場 | | 美咲町蓮石856 -1 | 山間 | ○ | | 3,200 | 14,544 | | | ○ | | | | ○ | ○ | | | 1991 |
| 美咲町 藤原一般廃棄物最終処分場 | | 美咲町藤原830 | 山間 | ○ | | 6,000 | 15,056 | | | ○ | | | | | | | | 1993 |
| 岡山県中部環境施設組合 一般廃棄物最終処分場 | | 美咲町江与味33 53外 | 山間 | ○ | | 4,500 | 24,500 | | | | | | | ○ | ○ | | | 2001 |
| 合 計 | | 25 | | | | 324,461 | 2,385,850 | | | | | | | | | | | |

表Ⅲ－５ 一般廃棄物処理施設（し尿処理）

（平成23年3月31日現在稼働中）

| 地域名 | 設置主体名 施設名 | 設置場所 | 処理能力 (kl/日) | 使用開始年 | 構成市町村 |
|-----|---------------------------------|----------------|----------------|-------|------------------------------|
| 備前 | 岡山市 一宮浄化センター | 岡山市北区一宮217 | 100 | S43 | 岡山市 |
| | (同上) | (同上) | 200 | S54 | 岡山市 |
| | 岡山市 当新田浄化センター | 岡山市南区当新田488-4 | 70 | S60 | 岡山市 |
| | 岡山市 犬島浄化センター | 岡山市東区犬島179 | 0.35 | S62 | 岡山市 |
| | 玉野市 西清掃センター | 玉野市深井町9-18 | 100 | H6 | 玉野市 |
| | 備前市 備前市衛生センター | 備前市穂浪2459-1 | 43 | S39 | 備前市 |
| | 瀬戸内市 長船衛生センター | 瀬戸内市長船町福里589-1 | 18 | S62 | 瀬戸内市 |
| | 神崎衛生施設組合 神崎処理場 | 岡山市東区神崎町2676 | 180 | H9 | 岡山市、瀬戸内市 |
| | 旭川中部衛生施設組合 旭清苑 | 岡山市北区御津鹿瀬650 | 42 | H4 | 岡山市、久米南町、 吉備中央町 |
| | 和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合 和気赤磐衛生センター | 和気町本2 | 72 | H14 | 備前市、赤磐市、 和気町 |
| 備中 | 倉敷市 白楽町し尿処理場 | 倉敷市白楽町424 | 240 | S40 | 倉敷市 |
| | 倉敷市 水島し尿処理場 | 倉敷市水島川崎通1丁目 | 128 | S44 | 倉敷市 |
| | 倉敷市 玉島し尿処理場 | 倉敷市玉島乙島8255 | 70 | S56 | 倉敷市 |
| | 浅口市 金光し尿浄化センター | 浅口市金光町八重318-2 | 20 | H元 | 浅口市 |
| | 新見市 衛生センター | 新見市金谷252 | 50 | S52 | 新見市 |
| | 備南衛生施設組合 清鶴苑 | 倉敷市茶屋町1919 | 80 | S60 | 岡山市、倉敷市、 早島町 |
| | 総社広域環境施設組合 アクアセンター吉備路 | 総社市窪木1101-1 | 90 | H19 | 倉敷市、総社市 |
| | 岡山県西部衛生施設組合 井笠広域クリーンセンター | 笠岡市平成町100 | 210 | S63 | 笠岡市、井原市、 浅口市、矢掛町、 里庄町 |
| | 高梁地域事務組合 し尿処理場 | 高梁市段町748 | 62 | S50 | 高梁市、吉備中央町 |
| 美作 | 真庭市 し尿処理施設旭水苑 | 真庭市野原9-1 | 100 | H6 | 真庭市 (新庄村、鏡野町、美咲町) |
| | 津山圏域衛生処理組合 津山圏域衛生処理センター | 津山市川崎458 | 150 | S58 | 津山市、鏡野町、 美咲町 |
| | 勝英衛生施設組合 滝川苑 | 勝央町小矢田31-2 | 74 | S61 | 美作市、勝央町、 美咲町、西粟倉村、 奈義町 |
| 合 計 | | 22 | 2,099.35 | | |

表Ⅳ－１ 産業廃棄物処理状況（業種別）＜平成 21 年度＞（その 1）

（単位：千 t / 年）

| 業種 | 発生量 (A) | 有償物量 (B) | 排出量 (C) | 自己中間処理量 (D) | 自己中間処理後量 (E) | | | | | 自己未処理量 (G) | | | | | 搬出量 (H) | 自己最終処分量 (I) | | | |
|----------|------------|-------------|------------|----------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------------|------------------|------------|----------------|----------------|----|-------|
| | | | | | 再生 利用量 (E1) | 自己 最終 処分量 (E2) | 委託 中間 処理量 (E3) | 委託 直接 最終 処分量 (E4) | その他 量 (E5) | 再生 利用量 (G1) | 自己 最終 処分量 (G2) | 委託 中間 処理量 (G3) | 委託 直接 最終 処分量 (G4) | その他 量 (G5) | | (I) (E2+G2) | (処理先地域 の内訳) | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | 県内 | 県外 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (B+C) |
| 合計 | 9,663 | 3,925 | 5,738 | 3,861 | 1,155 | 658 | 428 | 66 | 2 | 1,877 | 72 | 41 | 1,643 | 118 | 3 | 2,301 | 41 | 4 | 37 |
| 鉱業 | 270 | 0 | 270 | 268 | 14 | 9 | 1 | 4 | 0 | 2 | | 1 | 0 | 1 | 7 | 1 | 1 | | |
| 建設業 | 807 | 4 | 803 | 79 | 79 | 47 | 31 | 1 | 0 | 724 | 1 | 3 | 689 | 30 | 0 | 754 | 3 | 3 | |
| 製造業 | 7,249 | 3,846 | 3,403 | 2,509 | 954 | 599 | 297 | 57 | 2 | 894 | 71 | 0 | 739 | 81 | 3 | 1,179 | 0 | 0 | |
| 食料品 | 304 | 9 | 295 | 232 | 24 | 7 | 17 | | | 63 | 5 | | 58 | 0 | | 75 | | | |
| 飲料・飼料 | 44 | 23 | 21 | 15 | 1 | 1 | 1 | 0 | | 6 | | | 6 | 0 | 0 | 7 | | | |
| 繊維 | 42 | 2 | 40 | 29 | 8 | | 5 | 3 | 0 | 11 | 1 | | 9 | 1 | | 18 | | | |
| 木材 | 52 | 32 | 20 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 15 | 0 | | 11 | 4 | 0 | 15 | | | |
| 家具 | 7 | 0 | 7 | 1 | 1 | | 1 | 0 | | 6 | | | 6 | 0 | | 6 | | | |
| パルプ・紙 | 178 | 1 | 177 | 155 | 14 | 2 | 9 | 3 | | 22 | 9 | | 12 | 0 | | 24 | | | |
| 印刷 | 18 | 4 | 15 | | | | | | | 15 | 0 | | 15 | | 0 | 15 | | | |
| 化学 | 1,329 | 22 | 1,307 | 1,184 | 273 | 82 | 155 | 36 | | 124 | 6 | 0 | 116 | 1 | | 308 | 0 | 0 | |
| 石油・石炭 | 83 | 0 | 83 | 46 | 6 | 5 | 1 | | | 37 | 1 | | 36 | 0 | | 37 | | | |
| プラスチック | 20 | 3 | 17 | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 9 | 0 | | 8 | 1 | | 10 | | | |
| ゴム | 19 | 0 | 19 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 18 | 0 | | 17 | 1 | | 18 | | | |
| 皮革 | 0 | | 0 | | | | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | |
| 窯業・土石 | 219 | 90 | 129 | 49 | 26 | 8 | 16 | 0 | 1 | 80 | 1 | | 72 | 6 | | 96 | | | |
| 鉄鋼 | 4,509 | 3,480 | 1,029 | 721 | 580 | 481 | 86 | 14 | | 308 | 45 | | 205 | 56 | 3 | 363 | | | |
| 非鉄金属 | 17 | 0 | 17 | 7 | 2 | 2 | | 0 | | 9 | | | 9 | 0 | | 9 | | | |
| 金属 | 35 | 4 | 31 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 28 | | | 27 | 1 | | 28 | | | |
| はん用機器 | 17 | 5 | 12 | 3 | 1 | | 1 | | | 9 | 0 | | 8 | 1 | | 11 | | | |
| 生産用機器 | 46 | 1 | 45 | 4 | 0 | | 0 | | | 41 | | | 36 | 5 | | 41 | | | |
| 業務用機器 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | | 0 | | | 1 | | | 1 | 0 | | 1 | | | |
| 電子部品 | 38 | 5 | 34 | 21 | 3 | 0 | 3 | | | 13 | | | 12 | 1 | | 15 | | | |
| 電気機器 | 10 | 3 | 7 | 3 | 1 | 0 | 0 | | | 4 | | | 4 | 0 | 0 | 4 | | | |
| 情報通信機器 | 1 | 0 | 0 | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 輸送機器 | 256 | 161 | 96 | 22 | 13 | 11 | 2 | 0 | | 74 | 1 | | 70 | 3 | 0 | 75 | | | |
| その他 | 2 | | 2 | | | | | | | 2 | | | 2 | | | 2 | | | |
| 電気・水道業 | 1,172 | 69 | 1,104 | 1,000 | 103 | 3 | 98 | 2 | | 104 | | 37 | 65 | 2 | 0 | 204 | 37 | | 37 |
| 電気業 | 153 | 69 | 84 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | | 82 | | 37 | 44 | 2 | 0 | 83 | 37 | | 37 |
| ガス業 | 0 | | 0 | | | | | | | 0 | | | 0 | 0 | | 0 | | | |
| 上水道業 | 58 | | 58 | 50 | 4 | 1 | 2 | 1 | | 8 | | | 8 | 0 | | 10 | | | |
| 工業用水道業 | 2 | | 2 | 2 | 1 | 1 | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | |
| 下水道業 | 960 | | 960 | 946 | 97 | 0 | 95 | 2 | | 14 | | | 14 | 0 | | 111 | | | |
| 情報通信業 | 3 | | 3 | | | | | | | 3 | | | 3 | 0 | | 3 | | | |
| 運輸業 | 13 | 2 | 11 | 1 | 1 | | 1 | 0 | 0 | 11 | 0 | | 10 | 0 | | 11 | | | |
| 卸・小売業 | 118 | 5 | 114 | 4 | 4 | 0 | 1 | 2 | | 110 | 0 | | 107 | 3 | | 113 | | | |
| 宿泊・飲食 | 6 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | | | | 6 | | | 6 | | | 6 | | | |
| 医療・福祉 | 14 | 0 | 14 | 0 | 0 | | 0 | | | 14 | 0 | | 14 | 0 | | 14 | | | |
| サービス業※1 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | | | | 6 | 0 | | 5 | 1 | | 6 | | | |
| その他の業種※2 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | | | | 4 | | | 4 | 0 | | 4 | | | |

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。

注2) ※1欄の「サービス業」は、「学術・専門」、「生活・娯楽」、「サービス業」の合計値であり、※2欄の「その他の業種」は、「林業」、「漁業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「教育・学習」、「複合サービス」、「公務」の合計値である。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜平成21年度＞（その1）

（単位：千t/年）

| 区分 種類 | 発生量 (A) | 有償物量 (B) | 排出量 (C) | 自己中間処理量 | | | | | | 自己未処理量 | | | | | 搬出量 (H) | 自己最終処分量 | | | | |
|-----------|------------|-------------|------------|---------|----------|-------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|--------|------------|------|-------|------|------------|---------|------------|------|----|----|
| | | | | (D) | 自己中間処理後量 | | | | | (G) | 自己未処理の処理内訳 | | | | | (I) | （処理先地域の内訳） | | | |
| | | | | | (E) | （自己中間処理後の処理内訳） | | | | | (E5) | (G1) | (G2) | (G3) | | | (G4) | (G5) | 県内 | 県外 |
| | | | | | | 再生 利用量 (E1) | 自己 最終 処分量 (E2) | 委託 中間 処理量 (E3) | 委託 直接最終 処分量 (E4) | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 9,663 | 3,925 | 5,738 | 3,861 | 1,155 | 658 | 428 | 66 | 2 | 1,877 | 72 | 41 | 1,643 | 118 | 3 | 2,301 | 41 | 4 | 37 | |
| 燃え殻 | 28 | 0 | 27 | 12 | 42 | 29 | 3 | 11 | 0 | 16 | | 0 | 15 | 1 | | 29 | 0 | 0 | | |
| 汚泥 | 3,402 | 73 | 3,329 | 3,099 | 441 | 104 | 288 | 48 | 1 | 231 | 9 | | 206 | 15 | | 559 | | | | |
| 有機性汚泥 | 1,628 | 3 | 1,625 | 1,531 | 131 | 3 | 124 | 4 | 0 | 94 | 9 | | 84 | 1 | | 212 | | | | |
| 無機性汚泥 | 1,775 | 71 | 1,704 | 1,568 | 310 | 100 | 164 | 44 | 1 | 136 | | | 122 | 15 | | 347 | | | | |
| 廃油 | 108 | 3 | 105 | 33 | 4 | 4 | 0 | | | 72 | 7 | | 66 | | 0 | 66 | | | | |
| 一般廃油 | 84 | 2 | 82 | 29 | 4 | 4 | 0 | | | 53 | 6 | | 47 | | 0 | 47 | | | | |
| 廃溶剤 | 9 | | 9 | 4 | | | | | | 5 | 1 | | 5 | | | 5 | | | | |
| その他 | 15 | 1 | 14 | 0 | 0 | | 0 | | | 14 | 0 | | 14 | | | 14 | | | | |
| 廃酸 | 32 | 0 | 32 | 3 | 2 | | | 2 | | 29 | | | 29 | | | 31 | | | | |
| 廃アルカリ | 91 | 0 | 91 | 14 | 2 | | 2 | | | 76 | | | 76 | | 0 | 78 | | | | |
| 廃プラスチック類 | 207 | 13 | 193 | 22 | 6 | 1 | 3 | 1 | 1 | 171 | 2 | 0 | 163 | 6 | 0 | 174 | 0 | 0 | | |
| 廃プラスチック | 199 | 13 | 186 | 22 | 6 | 1 | 3 | 1 | 1 | 164 | 2 | 0 | 157 | 5 | 0 | 167 | 0 | 0 | | |
| 廃タイヤ | 8 | 0 | 7 | | | | | | | 7 | 0 | | 7 | 0 | | 7 | | | | |
| 紙くず | 17 | 3 | 14 | 2 | 2 | 2 | | | | 12 | | | 12 | 0 | | 12 | | | | |
| 木くず | 164 | 32 | 131 | 7 | 3 | 1 | 1 | | | 124 | 0 | | 120 | 3 | 0 | 125 | | | | |
| 繊維くず | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | | 0 | | | 2 | | | 2 | 0 | | 2 | | | | |
| 動植物性残さ | 50 | 24 | 26 | 7 | 0 | 0 | 0 | | | 19 | 5 | | 14 | | | 14 | | | | |
| 動物系固形不要物 | 1 | | 1 | 0 | | | | | | 0 | | | 0 | | | 0 | | | | |
| ゴムくず | 3 | 0 | 2 | 0 | | | | | | 2 | | | 2 | 0 | 0 | 2 | | | | |
| 金属くず | 289 | 190 | 99 | 24 | 23 | 23 | 0 | 0 | | 75 | 1 | | 74 | 0 | | 75 | | | | |
| ガラス陶磁器くず | 161 | 13 | 148 | 17 | 17 | 1 | 14 | 2 | | 131 | 2 | | 108 | 21 | 0 | 145 | | | | |
| 鋳さい | 3,788 | 3,559 | 229 | 70 | 70 | 70 | 0 | | | 159 | 2 | 1 | 118 | 37 | | 157 | 1 | 1 | | |
| がれき類 | 651 | 4 | 647 | 77 | 77 | 47 | 29 | 1 | 0 | 570 | 2 | 3 | 541 | 23 | | 597 | 3 | 3 | | |
| コンクリート片 | 329 | | 329 | 14 | 14 | 7 | 7 | | | 315 | 1 | | 314 | 0 | | 321 | | | | |
| 廃アスファルト | 231 | 4 | 227 | 45 | 45 | 38 | 7 | | | 182 | 1 | 3 | 178 | 0 | | 188 | 3 | 3 | | |
| その他の建設廃材 | 91 | | 91 | 17 | 17 | 2 | 15 | 1 | 0 | 73 | 0 | | 50 | 23 | | 89 | | | | |
| ばいじん | 640 | 7 | 632 | 475 | 467 | 378 | 87 | 2 | | 158 | 42 | 37 | 73 | 4 | 3 | 206 | 37 | | 37 | |
| その他の産業廃棄物 | 31 | 2 | 29 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | | 28 | | | 22 | 6 | 0 | 29 | | | | |
| 感染性廃棄物 | 10 | | 10 | 0 | 0 | | 0 | | | 10 | | | 10 | | | 10 | | | | |
| 混合物等 | 21 | 2 | 20 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | | 19 | | | 13 | 6 | 0 | 20 | | | | |

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。 注2) 「変換」、「無変換」の定義については、留意事項を参照のこと。

表Ⅳ-2 産業廃棄物処理状況（種類別）＜平成21年度＞（その2）

(単位：千t/年)

| 区分 種類 | 委託 処理量 (K) (O+L) | 委託処理量の内訳 | | | | | | | | | | 再生利用量 (R) (E1+G1+M1) | 最終処分量 | | | | その他 量 (J) (E5+G5) | 資源化 量 (S) (B+R) | | | |
|-----------|---------------------------|---------------|-----|----------------|-----|-----|---------------|---------|----------------|-------|-------------|----------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------|----------------------------|--------------------------|--------------|---|-------|
| | | 委託直接最終処分量 | | | | | | 委託中間処理量 | | | | | 委託中間処理後量 (M) | 再生 利用量 (M1) | 最終 処分量 (M2) | (処理主体の内訳) | | | | | |
| | | (処理主体 の内訳) | | (処理先地域 の内訳) | | (L) | (処理主体 の内訳) | | (処理先地域 の内訳) | | 事業者 (Q1) | | | | | 自治体 (Q2) | | | 処理業者 (Q3) | | |
| | | 処理業者 | 自治体 | 県内 | 県外 | | 処理業者 | 自治体 | 県内 | 県外 | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 2,255 | 184 | 181 | 2 | 176 | 7 | 2,071 | 2,064 | 7 | 1,470 | 601 | 1,486 | 1,376 | 110 | 2,107 | 335 | 41 | 4 | 289 | 5 | 6,032 |
| 燃え殻 | 29 | 11 | 11 | 0 | 11 | | 17 | 17 | 0 | 10 | 8 | 67 | 40 | 27 | 68 | 38 | 0 | 1 | 37 | 0 | 69 |
| 汚泥 | 557 | 63 | 63 | 0 | 62 | 1 | 494 | 492 | 2 | 270 | 224 | 117 | 112 | 5 | 225 | 68 | | 1 | 67 | 1 | 299 |
| 有機性汚泥 | 212 | 4 | 4 | 0 | 3 | 1 | 208 | 206 | 2 | 170 | 38 | 46 | 46 | 1 | 59 | 5 | | 1 | 4 | 0 | 61 |
| 無機性汚泥 | 345 | 59 | 59 | 0 | 59 | 0 | 286 | 286 | | 101 | 186 | 71 | 67 | 4 | 167 | 63 | | 0 | 63 | 1 | 237 |
| 廃油 | 66 | | | | | | 66 | 65 | 1 | 38 | 27 | 27 | 27 | | 37 | | | | | 0 | 40 |
| 一般廃油 | 47 | | | | | | 47 | 46 | 1 | 29 | 19 | 18 | 18 | | 28 | | | | | 0 | 29 |
| 廃溶剤 | 5 | | | | | | 5 | 5 | | 3 | 2 | 1 | 1 | | 2 | | | | | | 2 |
| 油付着物 | 14 | | | | | | 14 | 14 | | 7 | 7 | 7 | 7 | | 7 | | | | | | 8 |
| 廃酸 | 31 | 2 | 2 | | 2 | | 29 | 29 | | 13 | 16 | 8 | 8 | | 8 | | | | | | 9 |
| 廃アルカリ | 78 | | | | | | 78 | 78 | | 62 | 16 | 6 | 6 | | 6 | | | | | 0 | 6 |
| 廃プラスチック類 | 173 | 6 | 6 | 0 | 5 | 1 | 167 | 166 | 1 | 149 | 17 | 67 | 52 | 15 | 55 | 21 | 0 | 0 | 21 | 1 | 69 |
| 廃プラスチック | 166 | 6 | 6 | 0 | 5 | 1 | 160 | 159 | 1 | 145 | 15 | 63 | 48 | 15 | 50 | 21 | 0 | 0 | 20 | 1 | 63 |
| 廃タイヤ | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 7 | 7 | | 5 | 2 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 | | | 0 | | 5 |
| 紙くず | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 12 | 12 | 0 | 10 | 2 | 11 | 10 | 0 | 12 | 0 | | | 0 | | 15 |
| 木くず | 125 | 3 | 3 | | 3 | | 121 | 121 | 0 | 111 | 10 | 113 | 110 | 4 | 111 | 5 | | | 5 | 0 | 144 |
| 繊維くず | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 2 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | | 0 | 0 | | 1 |
| 動植物性残さ | 14 | | | | | | 14 | 12 | 2 | 12 | 1 | 7 | 7 | | 12 | | | | | | 37 |
| 動物系固形不要物 | 0 | | | | | | 0 | 0 | | | 0 | 0 | 0 | | 0 | | | | | | 0 |
| ゴムくず | 2 | 0 | 0 | | 0 | | 2 | 2 | | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | | | 1 | 0 | 2 |
| 金属くず | 75 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 74 | 74 | 0 | 63 | 11 | 74 | 71 | 3 | 95 | 3 | | 0 | 3 | | 285 |
| ガラス陶磁器くず | 145 | 23 | 23 | 1 | 20 | 3 | 122 | 122 | 0 | 103 | 19 | 132 | 110 | 22 | 113 | 44 | | 1 | 44 | 0 | 125 |
| 鋳さい | 156 | 37 | 37 | 1 | 37 | 0 | 119 | 119 | | 34 | 85 | 132 | 125 | 7 | 197 | 45 | 1 | 1 | 44 | | 3,756 |
| がれき類 | 594 | 24 | 23 | 1 | 23 | 1 | 570 | 570 | | 563 | 7 | 560 | 547 | 13 | 596 | 41 | 3 | 1 | 37 | 0 | 600 |
| コンクリート片 | 321 | 0 | 0 | | 0 | | 321 | 321 | | 318 | 2 | 313 | 312 | 1 | 320 | 1 | | | 1 | | 320 |
| 廃アスファルト | 185 | 0 | 0 | | 0 | | 184 | 184 | | 182 | 2 | 182 | 182 | 0 | 221 | 4 | 3 | | 0 | | 224 |
| その他の建設廃材 | 89 | 24 | 23 | 1 | 22 | 1 | 65 | 65 | | 63 | 2 | 65 | 53 | 12 | 56 | 36 | | 1 | 35 | 0 | 56 |
| ばいじん | 167 | 6 | 6 | | 6 | | 160 | 160 | | 11 | 150 | 152 | 144 | 8 | 563 | 55 | 37 | | 18 | 3 | 570 |
| その他の産業廃棄物 | 29 | 6 | 6 | 0 | 6 | 0 | 23 | 22 | 1 | 15 | 8 | 10 | 5 | 5 | 5 | 11 | | 1 | 11 | 0 | 7 |
| 感染性廃棄物 | 10 | | | | | | 10 | 10 | 0 | 4 | 5 | | | | | | | | | | |
| 混合物等 | 20 | 6 | 6 | 0 | 6 | 0 | 13 | 13 | 1 | 11 | 3 | 10 | 5 | 5 | 5 | 11 | | 1 | 11 | 0 | 7 |

注1) 本結果表では農業からの産業廃棄物を除き、特別管理産業廃棄物を含む。 注2) 「変換」、「無変換」の定義については、留意事項を参照のこと。

第3次岡山県廃棄物処理計画

岡山県 環境文化部 循環型社会推進課

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

TEL 086-226-7306 FAX 086-224-2271

E-mail junkan@pref.okayama.lg.jp

岡山県庁 HP <http://www.pref.okayama.jp/>